

鶴岡市の建築物等に関する 福祉環境整備要綱



鶴 岡 市

「鶴岡市の建築物等に関する福祉環境整備要綱」の 改定にあたって

鶴岡市では、不特定多数の人が利用する建築物等について、高齢者や障害者等すべての市民が、安全かつ快適に利用できるように、一定の基準を定めるべく、平成4年に「鶴岡市の建築物等に関する福祉環境整備要綱」を制定いたしました。

しかし、要綱制定後10年を超え、この間国においては、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）が制定され、バリアフリー化が義務付けられました。また、県においては、平成11年に「山形県福祉のまちづくり条例」が制定され、高齢者や障害者等の日常生活に特に重要な施設について、新築等の届出を義務付けられました。

このように、不特定多数の人が利用する建物等のバリアフリー化が進められると共に、あらかじめ高齢者や障害者をはじめとして、女性や児童等多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境を考えていくユニバーサルデザインの本格的導入が図られつつあります。

このため、時代の要請に応じた要綱の必要な改定作業を行ったところであります。今回の改定にあたっては、この間に制定されたハートビル法や福祉のまちづくり条例の基準等を考慮し、すべての人が利用しやすい建築物等が多く建築される環境を醸成し、ノーマライゼーションの理念とユニバーサルデザインの推進を基本方針といたしました。

市民の皆様には、すべての人にやさしいまちづくり、調和のとれた福祉都市の実現のため、何卒この要綱の趣旨をご理解賜りたいと存じます。皆様のご支援とご協力を心からお願い申し上げます。発刊のあいさつといたします。

平成16年4月

鶴岡市長 富 塚 陽 一

目 次

鶴岡市の建築物等に関する福祉環境整備要綱	1
建築物の個別整備適用箇所	4
建築物に関する協議及び報告手続きの流れ	18
整 備 基 準	14
建 築 物	17
道 路	69
公 園	91
参 考 資 料	111

鶴岡市の建築物等に関する福祉環境整備要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、高齢者や障害者など、ハンディキャップを持つ人をはじめ、すべての市民が公共的な建築物等を安全かつ快適に利用できるように、その整備の基準を示し、建築物等の管理者等の理解と協力を得て整備を推進することを目的とする。

(対象建築物等)

第2条 この要綱は、次に掲げる建築物等（以下「対象建築物等」という。）について適用する。

- (1) 別表1に掲げる建築物
- (2) 道 路
- (3) 公 園

(整備基準等)

第3条 対象建築物等の個別整備適用箇所及び整備基準は、別表1及び別表2のとおりとする。

(建築物等管理者の責務)

第4条 対象建築物を整備しようとする者並びに対象建築物等の管理者及び使用者（以下「建築物等管理者」という。）は、対象建築物等を新たに整備又は改修（以下「整備等」という。）をしようとする場合には、整備基準に適合するよう努めるものとする。

(協議と報告)

第5条 建築物等管理者は、第2条第1号の建築物の整備等をしようとするときはあらかじめその計画について市長と協議するものとする。

2 前項の協議は、協議申請書（様式1）に、別表1の対象建築物の区分に応じて、個別整備適用箇所ごとの整備基準への適合状況について記載した書面（別紙1）及び関係図書を添えて、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認申請書の提出以前に行うものとする。

3 建築物等管理者は、第1項の協議に基づく整備等が完了したときは、その整備等の状況を速やかに市長に報告するものとする。

4 前項の報告は、整備完了報告書（様式2）により工事完了後速やかに行うものとする。
（適合認定証）

第6条 市長は、前条第3項の規定による報告に基づき、別表第1に掲げられている建築物の個別整備適用箇所の整備基準に適合させることが必要な箇所及び整備基準に適合させることが望ましい箇所において、優先的に配慮すべき事項として示されている整備基準が全て整備されていると認められる場合には、適合認定証（様式3）を交付するものとする。

（標 示）

第7条 適合認定証の交付を受けた建築物等管理者は、当該建物等が認定を受けた旨の表示を行うことができるものとする。

2 何人も前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

附 則

（施行期日）

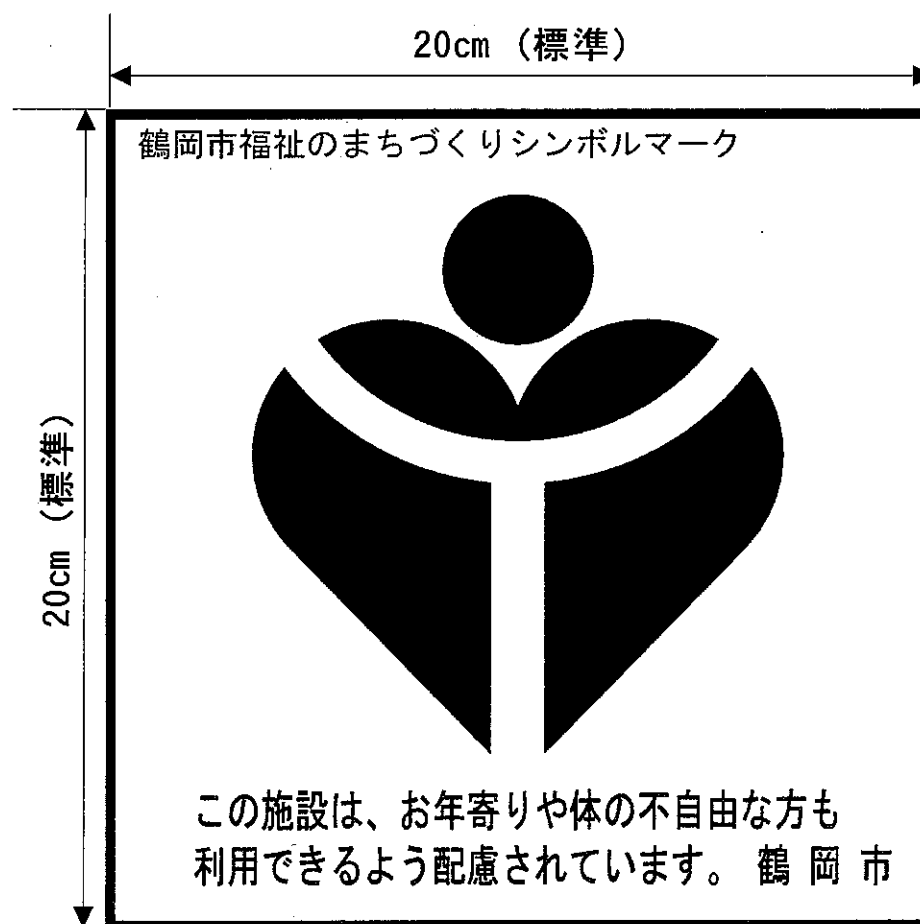
この要綱は、平成4年6月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

認証を受けた旨の表示



別表 1

建築物の個別整備適用箇所

対 象 建 築 物		対 象 面 積 (㎡) (注1)	整 備 箇 所																			
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳	
			ア ブ ロ ー チ	駐 車 場	玄 関 周 り	ス ロ ー プ	出 入 り 口 ・ 戸	廊 下	階 段	手 す り	車 い す 用 便 所	一 般 用 便 所	洗 面 所	浴 室	シャ ワ ー 室 ・ 更 衣 室	客 室 ・ 寝 室	観 覧 席 ・ 客 席	屋 上 ・ バル コ ニー	エレ ベ ー タ ー	エ ス カ レ ー タ ー	そ の 他 の 設 備	情 報 ・ 誘 導
官 公 庁 ・ 庁 舎			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	
学 校	幼稚園・小学校・中学校・ 高等学校・専修学校・大学等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		○	○	
社会福祉 施 設	老人福祉施設・身体障害者福祉 施設・知的障害者福祉施設・ 児 童 福 祉 施 設 等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	
病 院 ・ 診 療 所			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	
会 館 （コミュニティセンター等）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		○		○	○	
図 書 館 ・ 美 術 館 ・ 博 物 館			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○		○	○	
銀行・信用金庫・郵便局等金融機関			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○		○	○	
公益事業営業所（電気・ガス・水道等）		1,000以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○		○	○	
小 売 業 店 舗 （デパート・スーパーマーケット等）	300以上	300以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	
飲食店（食堂・レストラン・喫茶店等）		300以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○		○	○	
劇 場 ・ 映 画 館		1,000以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○		○	○	
ス ポ ー ツ ・ レ ク リ エ ー シ ョ ン 施 設		1,000以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	
ホテル・旅館・保養所等宿泊施設		1,000以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	
上 記 の 複 合 用 途 建 築 物 及 び そ の 他 不 特 定 多 数 が 利 用 す る 建 築 物		1,000以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
凡 例 ○：整備基準に適合させることが必要な箇所 ○：整備基準に適合させることが望ましい箇所		(注1) 対象面積に記載のないものについては、面積の限定はないものとする。																				

様式 1

協 議 申 請 書

平成 年 月 日

鶴岡市長

様

申請者

住 所

(電話

)

氏 名

印

鶴岡市の建築物等に関する福祉環境整備要綱に基づき次により協議の申請をします。

建 築 物 の 名 称		
建 築 物 の 所 在 地		
建 築 物 の 用 途		
設 計 者	住 所	電 話
	氏 名	印 (担当者名)
建 築 物 の 概 要	敷 地 面 積	
	建 築 規 模 等	地上 階・地下 階
		建築面積 m ² ・延床面積 m ²
	構 造	
工 事 期 間		工事着手予定年月日 年 月 日 工事完了予定年月日 年 月 日
施 工 者	住 所	電 話
	氏 名	印 (担当者名)
※ 協議完了済年月日		年 月 日 第 号
※ 受 付 年 月 日		※所見

※印の欄は記入しないで下さい。

様式 2

整備完了報告書

平成 年 月 日

鶴岡市長

様

申請者

住 所

(電話

)

氏 名

印

先に鶴岡市の建築物等に関する福祉環境整備要綱に基づき協議いたしました次の施設の整備が完了いたしましたので報告します。

建 築 物 の 名 称			
建 築 物 の 所 在 地			
建 築 物 の 用 途			
設 計 者	住 所	電 話	
	氏 名	印 (担当者名)	
建 築 物 の 概 要	敷 地 面 積		
	建 築 規 模 等	地上	階・地下 階
		建築面積	m ² ・延床面積 m ²
	構 造		
工 事 期 間	工事着手予定年月日	年 月 日	
	工事完了予定年月日	年 月 日	
施 工 者	住 所	電 話	
	氏 名	印 (担当者名)	
※ 協議完了済年月日		年 月 日	第 号
※ 受 付 年 月 日		※整備基準確認年月日 年 月 日 ※所見	

※印の欄は記入しないで下さい。

様式 3

適 合 認 定 証

第 号
平成 年 月 日

様

鶴岡市長

下記の施設は、鶴岡市の建築物等に関する福祉環境整備要綱の整備基準に適合していることを認めます。

記

1. 建築物の名称

2. 建築物の所在地

3. 建築物の用途

4. 協議完了済年月日 年 月 日 第 号

整備基準チェックリスト

※太枠の中を記入してください

施設の名称		主要用途	
施設の所在地			
記入者の氏名		電話番号	

整備適用の別	整備箇所	整備基準	設計概要	適合状況
	①アプローチ	(1)道路から建物入口まで歩行者通路を設ける (2)歩行者通路と自動車通行路は原則分離 (3)通路に段差を設けない（段差が残る場合はスロープを設ける）	歩行者 有・無 通路 有・無 段差スロープ 有・無	適・否
	①有効幅員	120cm以上	cm	適・否
	②通路面の仕上げ	すべりにくく平坦な仕上げ		適・否
	③視覚障害者誘導ブロック	敷地入口から建物入口まで敷設	誘導ブロック 有・無	適・否
	④歩道との境界	段差が生じないよう高さをあわせる	段 差 有・無	適・否
	②駐車場	(1)玄関付近等に障害者専用（又は優先）の駐車スペースを設ける	障害者用駐車スペース 台・無	適・否
	①スペース	車体スペース両側に幅140cm以上の乗降用スペースを設ける 車体スペース床面に障害者シンボルマークを塗装標示し、乗降用スペースを斜線で塗装標示する	乗降用スペース cm シンボルマーク標示 有・無 乗降用スペース標示 有・無	適・否
	④床仕上げ	滑りにくく平坦な仕上げ		適・否
	③玄関廻り（外部出入口）	(1)障害者等が支障なく出入りできるよう配慮する (3)玄関ドアの前後に車いすの回転に必要なスペースを設ける	回転スペース 有・無	適・否
	②玄関マット	マットは埋込式とし、ハケ状のものは使用しない		適・否
	③風除室・ひさし	風除室を設ける場合は、感知域間を100cm以上設ける	風除室 有・無 感知域間の間隔 cm	適・否
	④玄関ホール	玄関ホールに設ける受付カウンター等は障害者の利用を考慮する		適・否
	⑤標示・案内	建物概要等を示す掲示・案内板を見やすくかつ通行の障害にならないよう設置する	掲示・案内板設置 有・無	適・否
	⑦その他の屋外出入口	玄関から受付まで視覚障害者誘導用床材で誘導する	誘導用床材設置 有・無	適・否
	⑥誘 導	主要な出入口に準じる、又は障害者の利用できる出入口を明示する	主要な出入口に 準じる・準じない 障害者出入口明示 有・無	適・否
	④スロープ（斜路）	(1)通路面に段差がある場合はスロープを設ける	段 差 有・無 スロープ 有・無	適・否
	②有効幅員	120cm以上（屋内）	有効幅員 cm	適・否
	③踊場等	高低差75cmを超えるごとに踊場（長さ150cm以上の水平部）を設ける スロープの始点・終点・交差部分等に踊場を設ける	高低差（最大） cm 踊 場 有・無 高低差 cmごと 水平部の長さ cm 踊場設置 有・無	適・否
	④床仕上げ	滑りにくく平坦な仕上げ濡れる恐れのある部分は特に配慮する		適・否
	⑤立ち上がり	5 cm以上の立ち上がりまたは側壁を設ける	立ち上がり cm・無 側 壁 有・無	適・否
	⑥手すり	原則として両側に連続して取り付け始点・終点に30 cm以上の水平部分を設ける	手すりの設置 両側・片側・無 水平部分 cm・無	適・否
	⑤出入口（戸）			適・否
	①有効幅員	主要な出入口100cm以上（これによりがたい場合は85 cm以上）	cm	適・否
	②形式	回転ドアは用いない		適・否
	④開き戸	閉鎖作動時間を十分確保したドアチェックを設け、できるだけ軽くゆるやかに開閉するよう配慮する 開き勝手方向により多くのスペースをとる		適・否
	⑤自動ドア	開き戸は避ける 速やかに開き、開放時間を十分確保する開閉起動装置の感知域をできるだけ広げる		適・否

整備適用の別 ◎：整備基準に適合させることが必要な箇所 ○：整備基準に適合させることが望ましい箇所

－：整備の不要な箇所

※各整備箇所中の整備基準は、要綱中の★（優先的に配慮すべき事項）についての記載となります。

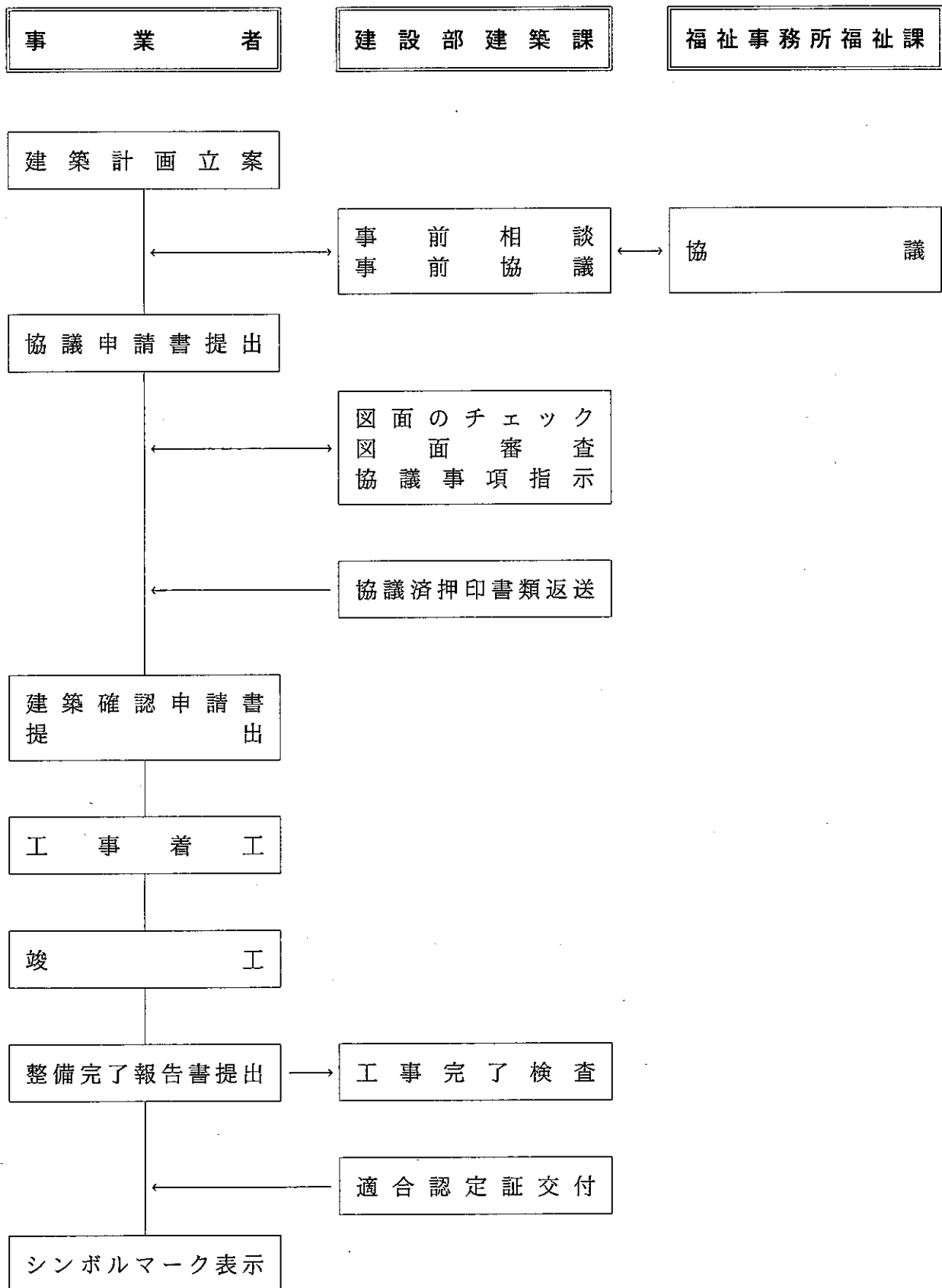
整備適用の別	整備箇所	整備基準	設計概要	適合状況
	⑥廊下（屋内廊下）			
	①有効幅員	120cm以上（これによりがたい場合要所に140cm以上確保）	幅員 要所に確保 cm・無	適・否
	②形状	床面に段差を設けない。やむをえない場合はスロープを設ける 壁面からの突出物を少なくするよう配慮する	段差 スロープ 有・無 有・無	適・否
	③床仕上げ等	濡れても滑りにくく平坦な仕上げとし、転倒したときに衝撃の少ない材料		適・否
	④照明	必要に応じて手すりを設ける	手すり 有・無	適・否
	④手すり	できるだけむらなく明るくする		適・否
	⑤廊下への出入口	原則引き戸又は内開き戸 外開き戸の場合は廊下の通行を妨げないように配慮する	戸の形式：	適・否
	⑥視覚障害者誘導用床材	要所に敷設する（エレベーター前・便所入口等）	設置箇所：	適・否
	⑦階段（屋内）	(1)直階段又は折れ階段とし、らせん階段や回り階段は避ける	階段の形式：	適・否
	①有効幅員	原則120cm以上	cm	適・否
	②蹴上げ・路面	蹴上げ16cm程度、踏面30cm程度、蹴込み2cm以下（エレベーター等が利用できる場合は適用除外） 同一階段では蹴上げ、踏面の寸法を一定にする 蹴込み板は必ず設け、段鼻は突き出さないようにする	エレベーター等の利用 蹴上げ 踏面 蹴込み 可・付加 cm cm cm	適・否 適・否 適・否
	③手すり	原則として両側に連続して取り付ける 手すりの端部、踊場等に30cm程度の水平部分を設ける	手すりの設置 水平部分 両側・片側・無 cm・無	適・否 適・否
	④踊場	勾配や段差を設けない	踊場の勾配・段差 有・無	適・否
	⑤床仕上げ	濡れても滑りにくく平坦な仕上げとし、転倒したときに衝撃の少ない材料		適・否
	⑥すべり止め	段鼻にノンスリップなどのすべり止めを設ける踏面、蹴込み板の面をそろえる	すべり止め 有・無	適・否
	⑧手すり			
	①種別 ・誘導用の手すり（廊下、階段、スロープなど） ・移乗等動作補助用手すり（便所、浴室等）	取り付け高さは1本の場合80cm程度、2本の場合65cm及び85cm程度とし連続して取り付ける 動作に応じて水平・垂直に取り付ける	1本の場合： 2本の場合： 水平手すり 垂直手すり cm cm cm 有・無 有・無	適・否
	②形状	外径4cm（小児用3cm）程度	外径 cm	適・否
	③壁との関係	壁とのあき5～6センチ程度 手すりの下側で支持する	壁とのあき 支持方向： cm	適・否
	④端部	下方又は壁面方向へ曲げる	端部の方向：	適・否
	⑨便所（車いす用）	(1)車いす使用者が利用できる便所を1箇所以上設ける (3)車いす使用者が利用する便所は、わかりやすく利用しやすい位置に設置し、一般便所と一体的に計画する	車いす用便所の設置数 箇所	適・否
	①便所の大きさ	原則車いすで回転できるスペース（直径150cmの円が内接できる程度）を確保する 広さ200cm×200cm（A型）又は160cm×200cm（B型）	回転スペース A型・B型・その他（×cm） 有・無	適・否 適・否
	②出入口	通路、出入口は段差等障害物がないよう配慮する 有効幅員85cm以上	段差等 有効幅員 有・無 cm	適・否 適・否
	③便器	腰掛式の床置き式又は壁掛式 床置き式の場合前面トラップ部分に車いすのフットレストがあたりにくい型のものとする 便座の高さはふたのない状態で40～45cm 便器の位置は、正面からアプローチを確保できるものとし、側面移乗のできるものとする	便器の形式： cm	適・否 適・否 適・否
	⑤洗浄装置	便座に腰掛けたまま、又は車椅子に乗ったまま利用できる位置に大型のレバー式、くつべら式押しボタン、光感知式など操作しやすい形状のものとする	洗浄装置の形式：	適・否
	⑥汚物入れ	一般のものより大きく、手の届く範囲に設ける		適・否

整備 適用 の別	整 備 箇 所	整 備 基 準	設 計 概 要	適 合 状 況
	⑪ 標 示	便所の入口に障害者シンボルマークを取り付ける 使用中の標示は施錠と連動させ、目に付きやすい位置 に設ける 建物内の各所に車いす用便所の位置を標示し、誘導する	シンボルマーク標示 有・無 誘導標示 有・無	適・否 適・否 適・否
	⑫ 床面仕上げ	濡れても滑りにくい仕上げとする		適・否
	⑩ 便所（一般用）			適・否
	② 手すり	大便器のうち少なくとも1箇所には手すりを設ける 小便器のうち出入口に一番近いものに、両側及び前方 胸の位置に手すりを設ける	手すり設置 箇所・無 手すり設置 有・無	適・否 適・否
	③ 床仕上げ	濡れても滑りにくい仕上げ		適・否
	④ 標示	男女別の標示、便所の位置などわかりやすく標示する。 また点字による標示を行う。	標 示 有・無 点字標示 有・無	適・否
	⑪ 洗面所	(1)障害者等の利用を考慮した洗面所を1箇所以上設ける	箇所・無	適・否
	① 洗面器	車いす用洗面器の下部にはひざや足元が入るスペース を設ける 車いす用洗面器の高さは下端65cm程度とする	下部スペース 有・無 下端の高さ cm	適・否
	② 手すり	歩行困難者が使用する洗面器は、左右に寄りかかれる ようにする		適・否
	③ 水洗器具	レバー式・光感知式など簡単に操作できるものとする	水洗器具の形式：	適・否
	④ トラップ	横引きタイプ（Pトラップ）とする	トラップの形式：	適・否
	⑤ 鏡	車いす洗面器の鏡は大型のものを使用し、床上90cm以 下の高さから上方へ65cm以上の長さのものを取り付け る	鏡の設置 有・無 下端の高さ cm 鏡の長さ cm	適・否
	⑥ 床仕上げ			適・否
	⑫ 浴室（①～④は車いす使用者の利用が多い場合）			
	① 浴室の床	浴室床面と脱衣室床面は同一レベルとする	有効幅員	適・否
	② 出入口	有効幅員85cm以上	エプロン高さ cm 洗い場高さ cm	適・否
	④ 浴槽と洗い場の関係	浴槽のエプロン高さ、洗い場の高さは40～45cm程度と する	手すり 有・無 水平手すり 有・無 垂直手すり 有・無	適・否 適・否
	⑤ 手すり	浴槽、洗い場の周囲に手すりを設ける 手すりは水平・垂直両タイプのものとし、洗い場と浴 槽の移動などの動作の場合は垂直タイプとする		適・否
	⑥ 床仕上げ	濡れても滑りにくく、体を傷つけない仕上げ		適・否
	⑦ 浴槽の床仕上げ	滑りにくく、体を傷つけない仕上げ		適・否
	⑩ 浴 槽	深さ55cm程度	深 さ cm	適・否
	⑬ シャワー室・脱衣室			適・否
	② 手すり	室内の周囲に水平に設ける。必要に応じ垂直に設ける	水平手すり 有・無 垂直手すり 有・無	適・否
	③ 出入口	主出入口の幅員85cm以上 通路、出入口は段差等障害物がないよう配慮する	幅 員 cm 段差等障害物 有・無	適・否 適・否
	④ 床仕上げ	濡れても滑りにくい仕上げ		適・否
	⑤ 水栓器具	レバー式など簡単に操作できるもの	水栓器具の形式：	適・否
	⑥ 脱衣ベンチ	更衣室には脱衣ベンチを置く 高さは40～45cm程度	脱衣ベンチ 有・無 高 さ cm	適・否 適・否
	⑦ 脱衣ロッカー	車いすでも使用できる高さに取り付け、下部は車いす のフットレストが入るようスペースを確保する 補装具を入れるため大きなものを設ける	下部スペース 有・無	適・否 適・否
	⑭ 客室・寝室	(3)車いすで使用可能な洗面所、浴室を併設する		適・否
	① スペース	最低2ベッド分が並べられていて、車いすで移動・回 転できるスペースを確保する	ベッド数 台 回転スペース 有・無	適・否
	② ベッド	ベッドの高さは40～45cm程度とする 側面に120cm以上のスペースを確保	ベッドの高さ cm 側面スペース cm	適・否
	③ 床	段差等障害物がないよう配慮する	段差等障害物 有・無	適・否
	④ 床仕上げ	濡れても滑りにくい仕上げとし、転倒したときに衝撃 の少ない材料を用いる 毛足の長いじゅうたんなどは避ける		適・否

整備適用の別	整備箇所	整備基準	設計概要	適合状況
	⑤諸設備	車いすでの使用に適する高さ及び位置とする		適・否
	⑥便所・洗面所・浴室	浴槽のわきに、車いすから乗り移ることができ、浴槽に滑りながら移動できるような平面を設ける 照明は、ベッド上からも点滅できるものとする	平 面 有・無	適・否 適・否
	⑬観覧席・客席	(1)出入口から容易に到達でき、かつ見やすい位置に車いす使用者用の客席スペースを設ける	車いす用スペース 有・無	適・否
	①車いす使用者用スペース	1 席あたり間口90cm、奥行き150cm程度	間 口 奥行き cm cm	適・否 適・否
	②難聴者用集団補聴装置	磁気ループ、FM送受信装置など集団補聴装置を設ける	集団補聴装置の設置形式： 有・無	適・否
	⑭屋上・バルコニー	(3)通行動線上は段差を設けない	段 差 有・無	適・否
	①スペース	車いすで回転できるスペースを確保する	回転スペース 有・無	適・否
	②床仕上げ	濡れても滑りにくい仕上げ		適・否
	⑯エレベーター	(1)エレベーターは可能な限り設置する (2)少なくとも一基は障害者が一人でも利用できるようにし、障害者の利用する出入口近くに設置する	エレベーター 内障害者利用可能 台・無 台・無	適・否 適・否
	①エレベーター前のスペース	エレベーターの前に車いすの回転できるスペースを確保する	回転スペース 有・無	適・否
	②乗り場ボタン	高さ90～100cmに、操作しやすくランプ内蔵の専用乗り場ボタンを設ける	専用乗り場ボタン 高 さ 有・無 cm	適・否
	④建物床とカゴの関係	建物床とカゴの隙間は3.0cm以下段差を無くするため自動着床調整装置を設ける	隙 間 cm	適・否
	⑤カゴの大きさ	内法寸法：幅140cm、奥行き135cm以上とする (11人乗り以上)	幅 奥行き cm cm	適・否
	⑥カゴの内部	カゴ奥の両側面に専用操作盤を設ける 操作盤は横型とし、車いす使用者の手が届きやすく、ボタンは大きめとする 両側面、正面壁に手すりを設け 正面壁に割れにくい鏡を取り付ける 緊急呼び出しボタン等は車いす使用者の手の届く位置に設ける 光電装置は2ヶ所を通すよう設置する 障害者専用ボタンが押されたときは戸の開放時間が長くなるようにする 音声による案内を整備する	専用操作盤 両側・片側 縦・横 有・無 有・無 手すり 鏡 有・無 音声案内 有・無	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否
	⑦標 示	階数・着階表示等を音声・点滅灯などにより行う（カゴ内・ホール） 点字標示を行う 障害者の利用しやすいエレベーターに障害者シンボルマークを標示する	シンボルマーク標示 有・無	適・否 適・否 適・否
	⑮エスカレーター		エスカレーター設置 有・無	適・否
	②乗り降り口まわり	長さ100cm以上の固定手すりを設ける	固定手すり cm・無	適・否
	③移動手すり	乗り口、降り口とも120cm程度の移動手すりを設ける	移動手すり cm・無	適・否
	④ステップ	水平部分3枚程度、定常段差になるまで5枚程度	水平部分 定常段差まで 枚 枚	適・否
	⑥速 度	30m/分以下		
	⑰その他の設備		m/分	
	【カウンター・記載台】		カウンター設置 有・無	適・否
	①カウンター下部スペース	高さ65cm程度、奥行き45cm程度	高 さ 奥行き 有・無 cm cm	適・否
	【公衆電話】	公衆電話を多数設置する場合、障害者用電話を1台以上設置する	公衆電話 障害者用公衆電話 台・無 台・無	適・否
	①電話台	高さ70cm前後とし、下部に65cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設ける ダイヤル及びプッシュボタンの中心の高さ90～100cm	高 さ 下部スペース：高さ：奥行き 高 さ	適・否 適・否
	②周 囲	十分なスペースを確保する	スペース 有・無	適・否
	③手すり等	手すり又は壁面を電話台の両側に設置	手すり等設置 両側・片側・無	適・否
	⑤標示	障害者に配慮した電話を設置した旨を表示	標 示 有・無	適・否
	【ポスト】		ポスト設置 有・無	
	⑥ポスト	差し出し口の高さ105～125cm	高 さ cm	適・否

整備 適用 の別	整 備 箇 所	整 備 基 準	設 計 概 要	適 合 状 況
	【自動販売機・水飲み器】		水飲み器設置 有・無	適・否
	②水飲み器	水飲み器の形式により下部にフットレストが入るスペースを設ける 給水栓は光電管式、ボタン式、レバー式とし、足踏み式の場合は手動式のものとは併設する 壁掛式の場合下部にスペースを設ける		適・否 適・否 適・否
	②水飲み器			
	①形状・高さ	床上40～120cmに設置する スイッチ・ボタン類は大型で操作が容易なものとする		適・否 適・否
	②標 示	必要に応じ点字標示を行う	点字標示 有・無	適・否
	④情報・誘導			
	【標示・誘導】			
	①案内板・標示板	大きく太い書体とし、地色とコントラストをつける 標示板は車いす使用者にとって見やすい位置・高さに取り付ける 照明は逆光又は反射グレアが生じないよう配慮する 必要に応じ音声等による誘導を行う 突出型の室名札を設ける場合は、下端180cm以上とする 建物概要等を示す掲示・案内板は、玄関付近に見やすくかつ通行の支障とならないよう設置する	音声等による誘導 有・無 突出型の室名札 有・無 下端の高さ cm 掲示・案内板 有・無	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否
	②視覚障害者誘導用床材	濡れても滑りにくい材質		適・否
	【緊急時の設備】			
	②非常口・避難路	非常口には段差を設けない。やむをえない場合はスロープを設ける	段 差 有・無 スロープ 有・無	適・否
	③防火戸	有効幅員85cm以上とし、弱い力でもあけることができるものとする 平常時閉鎖型のものは開閉が容易なものとする		適・否 適・否

建築物に関する協議及び報告手続きの流れ



(別表2)

建築物等に関する

福祉環境整備基準

目 次

建 築 物

① アプローチ	18
② 駐 車 場	20
③ 玄 関 廻 り	22
④ ス ロ ー プ	24
⑤ 出 入 口 ・ 戸	26
⑥ 廊 下	28
⑦ 階 段	30
⑧ 手 す り	32
⑨ 便所 (車いす用)	34
⑩ 便所 (一般用)	38
⑪ 洗 面 所	40
⑫ 浴 室	42
⑬ シャワー室・更衣室	44
⑭ 客 室 ・ 寝 室	46
⑮ 観 覧 席 ・ 客 席	48
⑯ 屋上・バルコニー	50
⑰ エレベーター	52
⑱ エスカレーター	54
⑲ その他の設備	56
⑳ 情 報 ・ 誘 導	64

道 路

① 歩車道の分離	70
② 歩道の有効幅員	72
③ 一般的事項	76
④ 交差点における切り下げ	78
⑤ 車乗り入れ部	80
⑥ 歩道舗装	82
⑦ 案内標識の整備	84
⑧ 視覚障害者誘導用ブロック	86

公 園

① 出入口	92
② 園路	94
③ スロープ	96
④ 階段	98
⑤ 手すり	100
⑥ 排水溝	102
⑦ ベンチ・野外卓	104
⑧ 売札所・券売機・公衆電話・水飲み器	106
⑨ 案内・標示	108
⑩ 建築物・屋内設備	109
⑪ 駐車場	109

*技術的基準の項目における★・☆・㊦印の考え方

★：優先的に配慮すべき事項

☆：配慮することが望ましい事項

㊦：冬期積雪時を配慮した事項

建築物

建築物

① アプローチ

●整備の基本的な考え方

- (1) 道路から建物の入口まで、安全に通行できる歩道者通路を設ける。
- (2) 通路は自動車通行路との分離を原則とする。通路と車路が接する場合はガードレールなどを設置する。
- (3) 通路は極力段差のないようにし、やむを得ない事情で段差が残る場合は、スロープを設ける。

① 有効幅員

★有効幅員は120cm以上とする。できれば車いす同士のすれ違える150cm以上とすることが望ましい。

② 通路面の仕上げ

★通路面はすべりにくく、平坦な仕上げとする。

③ 視覚障害者誘導用ブロック

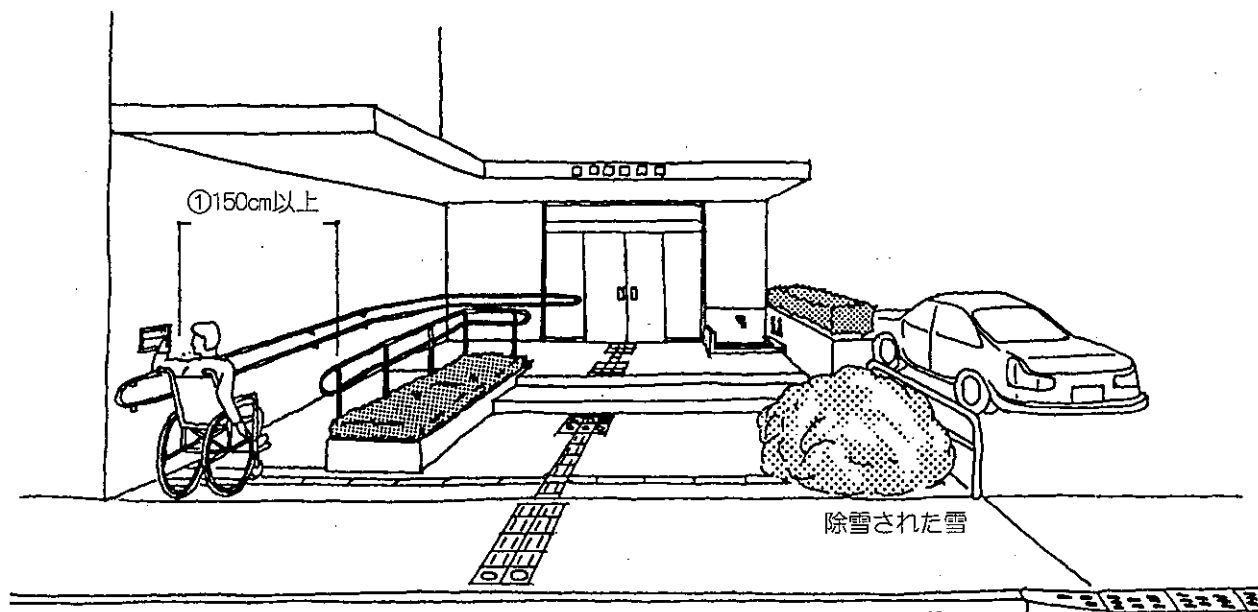
★敷地入口から建物までの経路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。
(⇒【道路】⑨：視覚障害者誘導用ブロックの項)

④ 歩道との境界

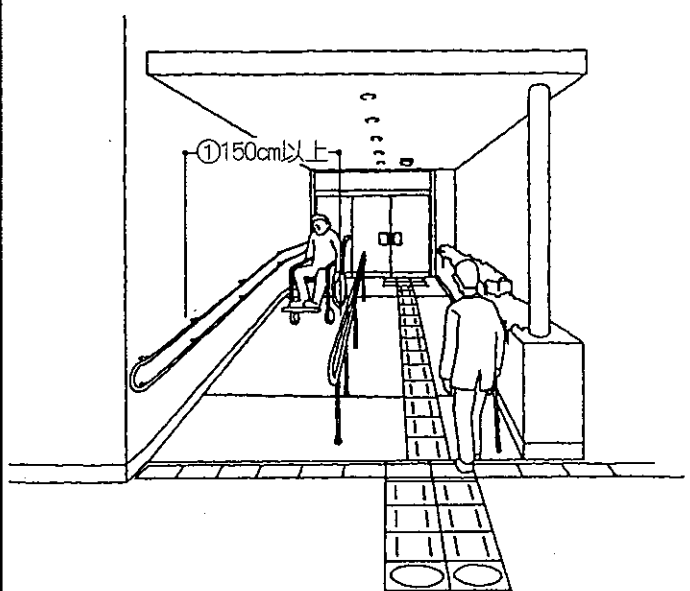
★歩道と敷地との境界に段差が生じないよう敷地の状況に応じて可能な限りゆるやかな勾配などを設けて歩道の高さと合わせる。

① アプローチ

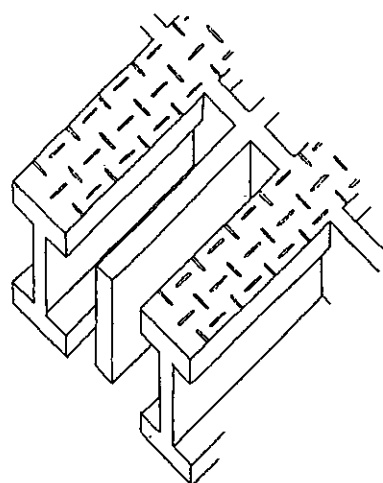
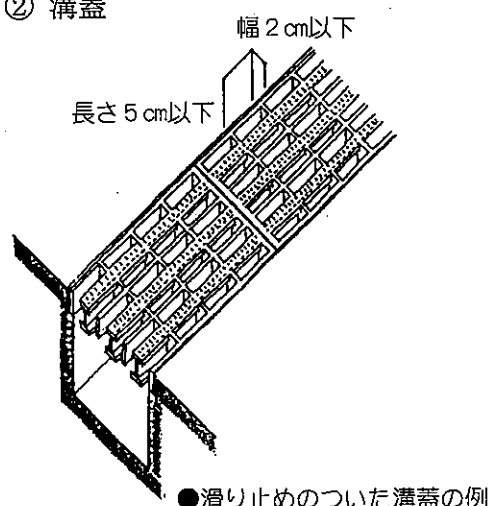
(建物入口までの通路が広い場合の例示)



(建物入口までの通路が狭い場合の例示)



② 溝蓋



建築物

② 駐車場

●整備の基本的な考え方

- (1) 玄関付近（屋内駐車場においてはエレベーターのある入口付近またはエレベーターのない立体駐車場においては1階部分）に障害者が専用又は優先で利用できる駐車スペースを設ける。

① スペース

- ★車体分のスペースの両側に、幅140cm以上の乗降用スペースを確保する。
- ☆2台（またはそれ以上）分のスペースを並べて設けることが望ましい。
- ★車体用のスペース床面に障害者シンボルマークを塗装標示し、乗降用スペース床面は、斜線で塗装標示する。

② 安全通路

- ☆駐車スペースより建物出入口まで、有効幅員140cm以上の車いす使用者及び歩行者に安全な通路を設けることが望ましい。

③ 屋根・ひさし

- ㊦ ☆駐車スペース及び通路には、積雪に配慮し、屋根又はひさしを設けることが望ましい。

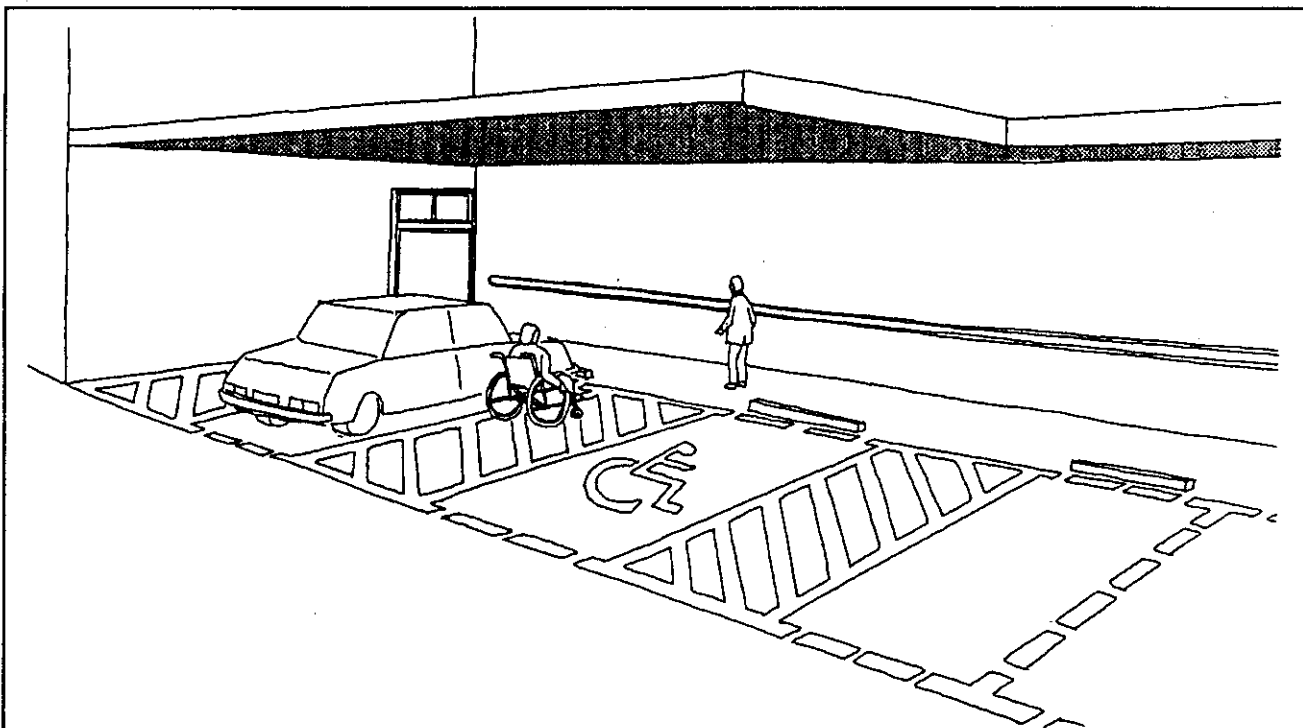
④ 床仕上げ

- ㊦ ★床面は雪や雨で濡れてもすべりにくく平坦な仕上げとする。

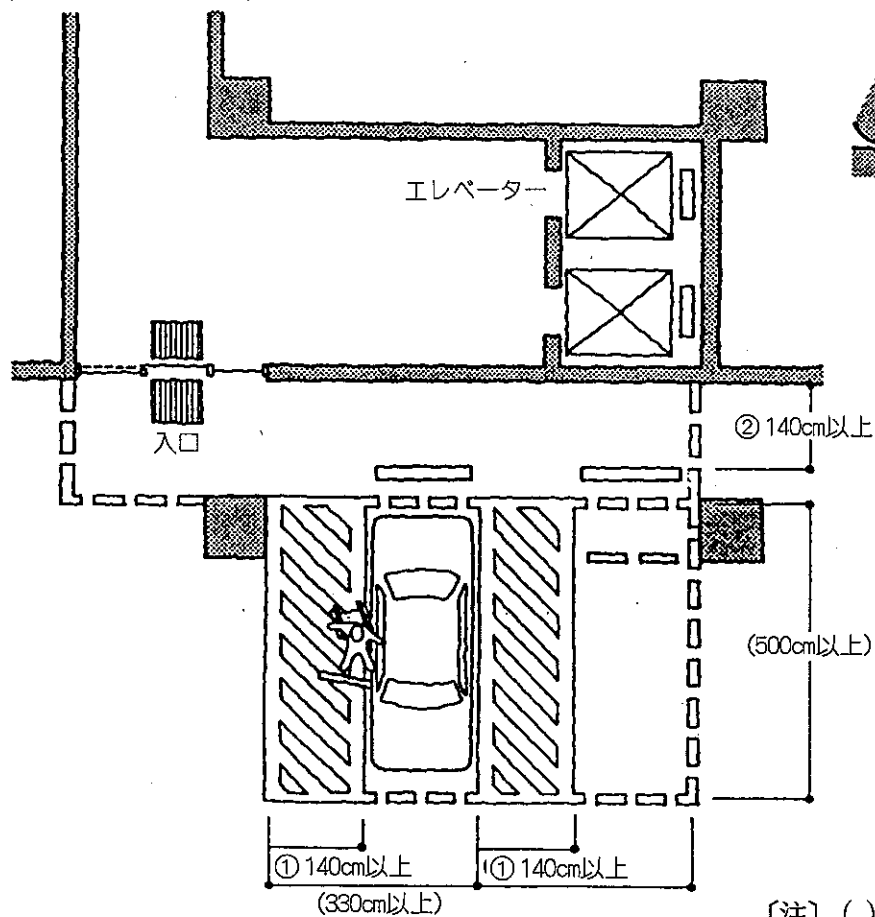
⑤ 誘導

- ☆進入口には、障害者駐車スペースが設置されていることがわかるよう標識を設けることが望ましい。
- ☆進入口から障害者用駐車スペースに至るまで、誘導用の標識を設けることが望ましい。
- ☆見通しの悪いカーブなどの箇所には、ミラーを設けることが望ましい。

② 駐 輪 場



(屋内駐車場の場合)



〔注〕 () 内の数値は、本文に記述していないものである。

建築物

③ 玄関廻り（外部出入口）

●整備の基本的な考え方

- (1) 玄関ドアは、視覚障害者や車いす使用者が支障なく出入りできるよう配慮する。
- (2) 非常時に備え、手動式外開き戸を併設することが望ましい。
- (3) 玄関ドアの前後には車いすの回転に必要なスペースを設ける。

① 床仕上げ

★玄関の内外は同一レベルとし、床面は濡れても滑りにくい仕上げとする。

② 玄関マット

★マットは埋込式とし、ハケ状のものは使用しない。

③ 風除室・ひさし

㊦ ☆冬季積雪時に配慮し、風除室や大きなひさしを設けることが望ましい。

★風除室を設ける場合は、感知域間の間隔を100cm以上設ける。

☆周囲に手すりを設けることが望ましい。

④ 玄関ホール

★玄関ホールに設ける受付カウンター、公衆電話、水飲み器などは、障害者の利用を考慮する。

(⇒【建築物】⑩：カウンター、公衆電話、水飲み器の項)

☆玄関ホールには車いすを常備することが望ましい。

☆上履きに履きかえて利用する施設では、履きかえる場所に下肢障害者のために椅子を常備することが望ましい。

⑤ 標示・案内

★玄関付近には、建物概要等を示す掲示・案内板を見やすくかつ通行の支障にならないように設置する。

③ 玄関廻り（外部出入口）

☆玄関ホールには、建物内部の配置を示した触知図を設けることが望ましい。

（⇒【建築物】⑳：情報・誘導の項）

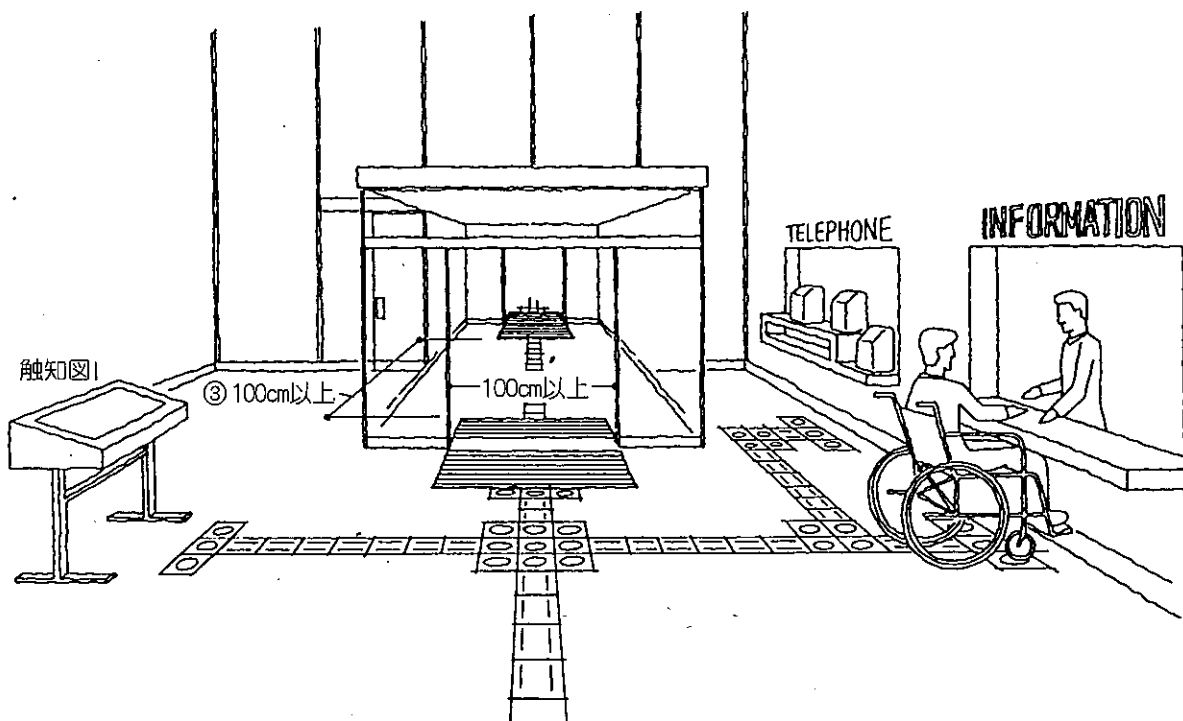
⑥ 誘 導

★玄関から受付に至る間は、視覚障害者誘導用床材で誘導する。

（⇒【建築物】⑳：情報・誘導の項）

⑦ その他の屋外出入口

★主要な出入口に準じて整備することが望ましいが、困難な場合は、障害者の利用できる出入口を明示する。



〔備考〕

屋外での「視覚障害者誘導用ブロック」と屋内での「視覚障害者用床材」とは、材質等は異なるが、設置にあたっての考え方は同じである。

（⇒【建築物】⑳：情報・誘導）

【道 路】⑨：視覚障害者誘導用ブロックの項）

④ スロープ（斜路）

●整備の基本的な考え方

- (1) 通路面に段差がある場合はスロープを設ける。
- (2) スロープには緩勾配の階段を併設することが望ましい。
- (3) 屋外においては、屋根又はひさしを設けることが望ましい。

① 勾 配

☆勾配は $1/12$ （約 8 %）以下とし、屋外では $1/20$ （約 5 %）以下とすることが望ましい。

（ただし、高低差が75cm以下の場合は緩和することができる。）

② 有効幅員

★有効幅員は屋内120cm以上とする。

☆屋外ではできれば150cm以上とすることが望ましい。

③ 踊 場 等

★高低差が75cmを超えるごとに踊場（長さ150cm以上の水平部）を設ける。

★スロープの始点、終点、曲がりの部分、折り返し部分、及び他の通路との交差部分にも同様の踊場を設ける。

④ 床仕上げ

★通路床面は滑りにくく平坦な仕上げとする。

Ⓒ ★特に、雪や雨で表面が濡れるおそれのある部分には特に配慮する。

⑤ 立ち上がり

★車いすの脱輪などの防止のため、5 cm以上の立ち上がり又は側壁を設ける。

⑥ 手 す り

★手すりは、原則として両側に連続して取りつける。

④スロープ（斜路）

★スロープの始点、終点を歩行者に知らせるため、30cm以上の水平部分を設ける。

㊟ ☆冬季の冷たさに配慮した材質を用いることが望ましい。

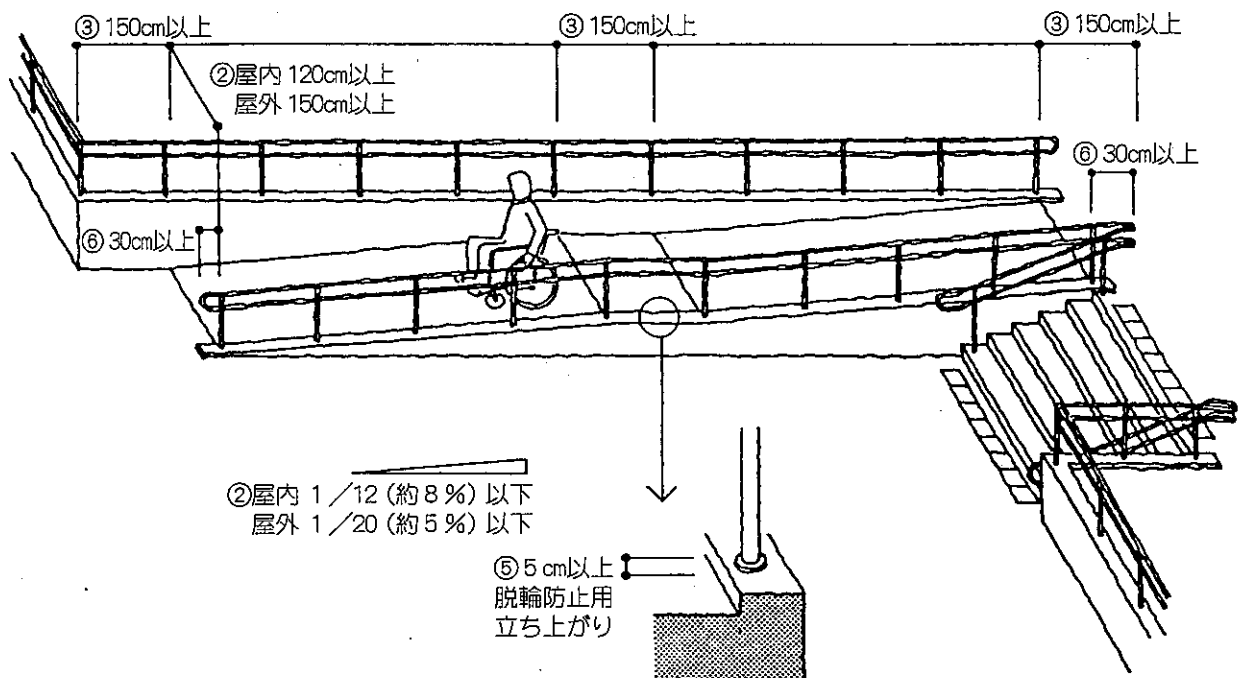
(⇒【建築物】⑧：手すりの項)

⑦ 車いす当たり

☆壁面には、床上15～35cm程度の車いす当たりを取付けることが望ましい。

⑧ 標 示

☆スロープの始終点の手すりの端には現在位置を点字を標示するのが望ましい。



表－勾配の緩和表

高 低 差	75cm	50cm	35cm	25cm	20cm	12cm	8 cm	6 cm
緩和勾配	1/10	1/9	1/8	1/7	1/6	1/5	1/4	1/3

⑤ 出入口（戸）

① 有効幅員

☆出入口（戸）の有効幅員は車いすが通れるように85cm以上とすることが望ましい。

★玄関など主要な出入口の有効幅員は100cm以上とする。ただし、これにより難しい場合は85cm以上とする。

② 形 式

☆戸の形式は、車いすでの利用に配慮し引き戸とする。自動式の引き戸が最も望ましい。

★回転ドアは車いすや視覚障害者の利用が困難であるため、用いない。

③ 引 き 戸

☆引き戸は軽い材質のものとし、段差のある敷居や溝は設けないことが望ましい。

④ 開 き 戸

★閉鎖作動時間を十分に確保したドアチェックを設け、できるだけ軽く、ゆるやかに開閉するように配慮する。

★戸の開き勝手方向には、より多くのスペースをとる。

☆戸の反対側の動きがわかるよう、床から60cmの位置を下端に、20cm×90cm程度のガラス窓を設けることが望ましい。ガラスは割れにくいものを用いる。

⑤ 自動ドア

★自動ドアは、開き戸は避ける。片引き又は引分け式が望ましい。

★自動ドアは車いす使用者の通行を考慮し、すみやかに開くものとし、扉の開放時間については十分に確保する。

★開閉起動装置は、感知域をできるだけ広げ、視覚障害者、車いす使用者等の通行について、支障なく作動するよう十分配慮する。

⑥ ドアハンドル

☆使い易い形状のものとし、床面より85cm程度の所に設けることが望ましい。
(引き戸では棒状のもの、開き戸ではレバー式のものを使いやすい。)

⑦ 車いす当たり

☆戸には床上15～35cm程度まで、車いす当たりを取り付けることが望ましい。

⑤ 出入口（戸）

⑧ 標 示

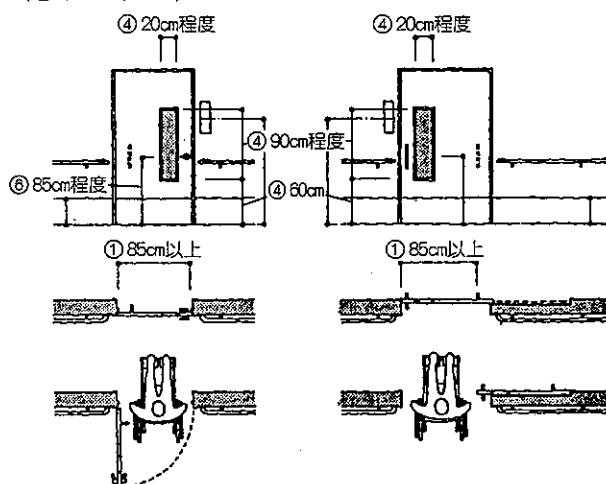
☆戸の前後には、必要に応じて点状床材を敷設するか、床の材質を変化させることが望ましい。

☆文字による室名標示は、できるだけ大きな文字を用い、ふりがなを付し、ドア又はドア付近の壁の目の高さの位置に設ける。突出型の室名札の場合、下端を180cm以上とすることが望ましい。

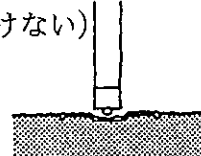
⑨ 指つめ防止

☆戸には指つめ防止の配慮をすることが望ましい。

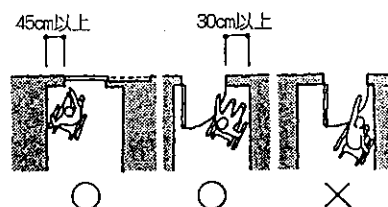
(①有効幅員)



(③引き戸—段差のある敷居や溝は設けない)

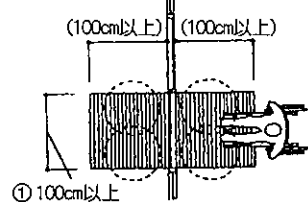


(出入口前面のスペースの確保)

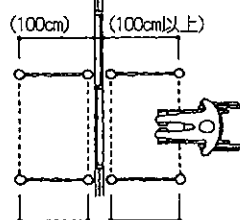


(⑤自動ドア)

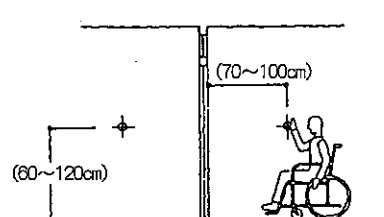
●マットスイッチ（床面感知）



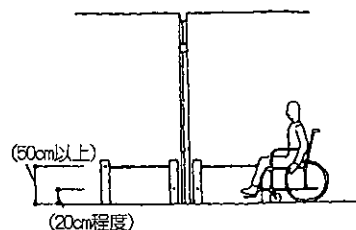
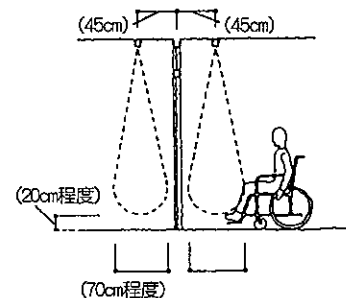
●光線スイッチ（線感知）



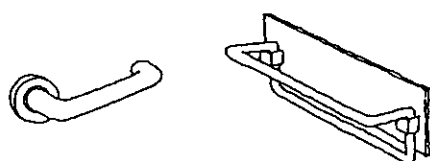
●押ボタンスイッチ（点感知）



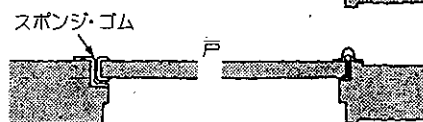
●超音波スイッチ（空間感知）



(⑥ドアハンドル—使い易い形状の例示)



(⑨指つめ防止)



建築物

⑥ 廊下（屋内通路）

●整備の基本的な考え方

- (1) 建物の用途、規模、利用状況などに応じ、幅員を確保する。
- (2) 手すりなどを設け通行の安全を確保する。

① 有効幅員

★廊下の有効幅員は車いすと人がすれ違える120cm以上とする。ただし、これにより難い場合は、要所に140cm以上の幅員を確保する。

☆車いす使用者が多数利用する建物及びその他の建物にあっても主要な廊下は有効幅員を車いす同士がすれ違える180cm以上とすることが望ましい。

② 形 状

★床面には段差を設けない。やむをえない事情で段差が残る場合はスロープを設ける。(⇒【建築物】④：スロープの項)

★柱型、消火器など、壁面からの突出物を少なくするよう配慮する。

③ 床仕上げ等

★床面は雪や雨で濡れても滑りにくく平坦な仕上げとし、転倒したときにも衝撃の少ない材料を用いる。

④ 手 す り

★廊下には、必要に応じて、手すりを設ける。

☆手すりは両側に連続して設けるのが望ましい。

☆柱型等の突出部はそれに沿って設けることが望ましい。

(⇒【建築物】⑧：手すりの項)

⑤ 車いす当たり

☆壁面には、床上15～35cm程度まで車いす当たりを取り付けることが望ましい。

⑥ 曲 り 角

☆曲り角部分は、「隅切り」又は「面取り」などにより、危険防止の配慮をすることが望ましい。

⑦ 標 示

☆主な部屋の出入口では、両側の手すり、及び戸の把手側の壁面の140cm程度の位置に室名などを点字で標示することが望ましい。

⑥ 廊下（屋内通路）

⑧ 照 明

★廊下の照明はできるだけ、むらなく、明るくする。

⑨ 廊下への出入口

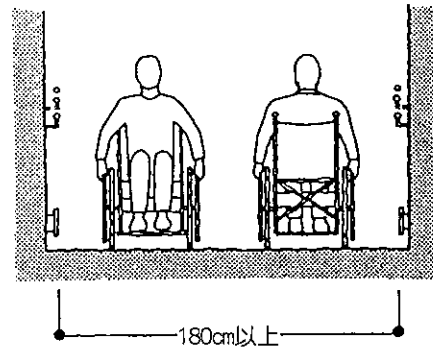
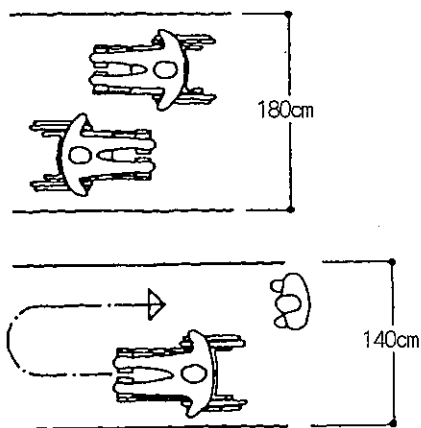
★廊下に面する戸は原則として引き戸又は内開き戸とする。

★外開き戸とする場合は、廊下の通行を妨げないよう配慮する。

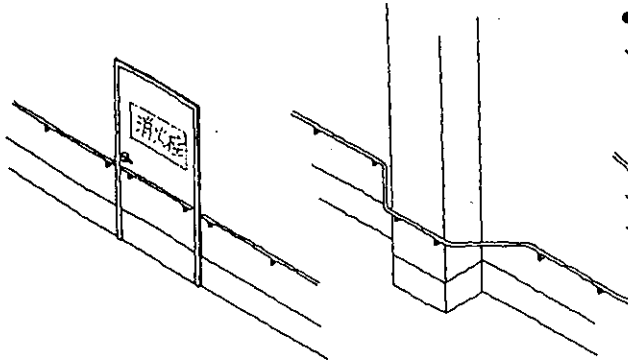
⑩ 視覚障害者誘導用床材

★エレベーター前、便所入口など、廊下の要所には、視覚障害者誘導用床材を敷設する。

(①有効幅員)

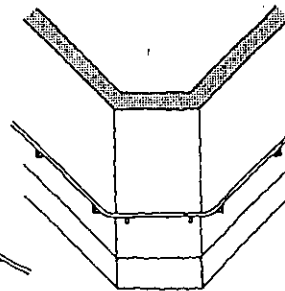


(④手すり—連続的な設置の例示)

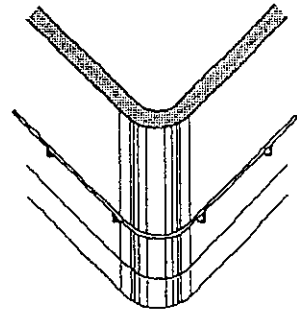


(⑥曲り角)

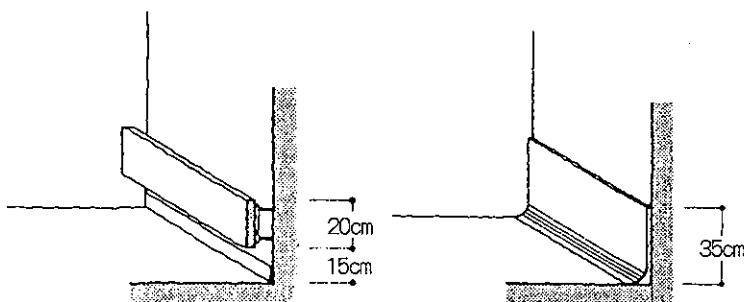
●隅切り



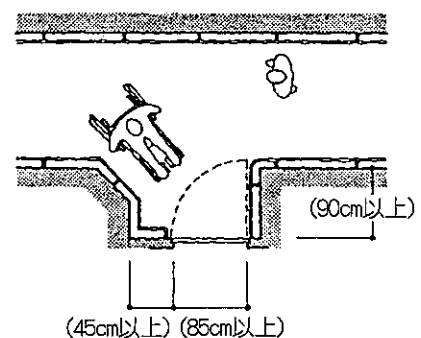
●面取り



(⑤車いす当たり)



(⑨廊下への出入口—外開きの場合の例示)



建築物

⑦ 階段（屋内）

●整備の基本的な考え方

- (1) 階段は、直階段又は折れ階段とし、らせん階段や回り階段は避ける。
- (2) 同一階段では同じ形状とする。

① 有効幅員

★階段及び踊場の有効幅員は、原則として120cm以上とする。

② 蹴上げ・踏面

☆階段の形式は右上図の○印のものとすることが望ましい。

★蹴上げは、16cm程度、踏面は30cm程度とし、蹴込みは2cm以下とする。

（エレベーター等が利用できる場合は、この数値によらないことができる。）

★同一階段では蹴上げ、踏面の寸法を一定にする。

★蹴込み板は必ず設け、段鼻は突き出さないようにする。

☆蹴込板、踏面の色は塗り分けることが望ましい。

③ 手すり

★原則として、階段の両側には連続して手すりを設ける。

★手すりの端部、踊場等の水平部分となる手すりは、30cm程度の水平部分を設け、できれば廊下などの手すりとは連続させる。

（⇒【建築物】⑧：手すりの項）

④ 踊場

★踊場には勾配や段差は設けない。

⑤ 床仕上げ

★床面は雪や雨で濡れても滑りにくく平坦な仕上げとし、転倒しても衝撃の少ない材質を用いる。

⑥ すべり止め

★階段の段鼻にはノンスリップなどのすべり止めを設ける。

★踏面、蹴込み板の面はそろえる。

⑦ 立上り

☆階段の両側は、壁又は手すり壁とすることが望ましいが、手すり形式とする場合には2cm以上の立上りを設けることが望ましい。

⑦ 階段（屋内）

⑧ 標 示

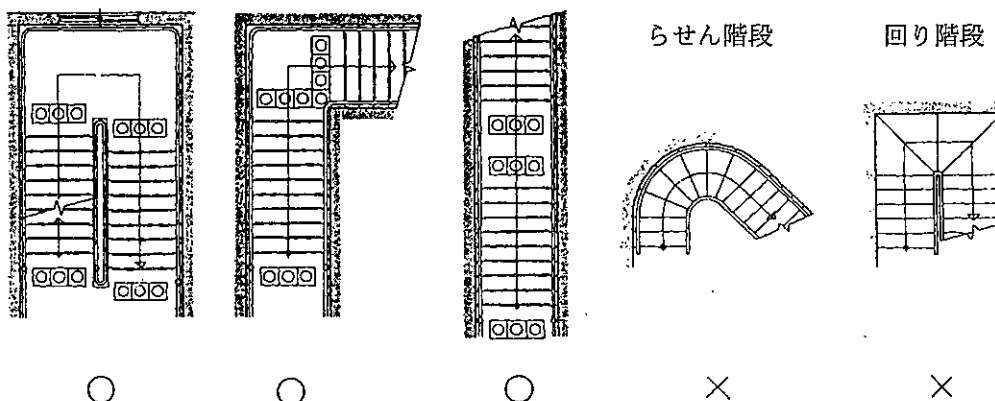
☆階段の昇り口及び降り口の床には、点状床材を設け、あるいは仕上げを変えるなどして注意を喚起することが望ましい。

☆階段の始点、終点の手すり部分には、点字で現在位置の階数を標示することが望ましい。

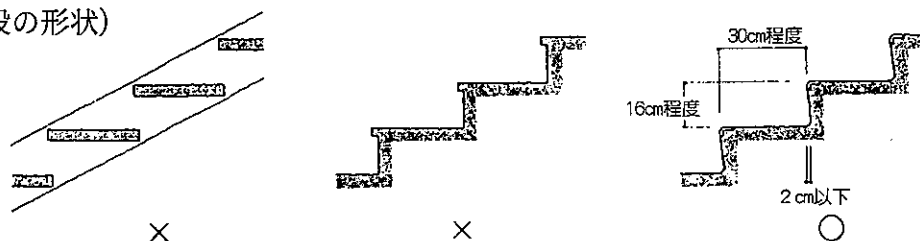
⑨ 採 光

☺ ☆照明はできるだけむらなく明るくし、採光の窓を設けることが望ましい。

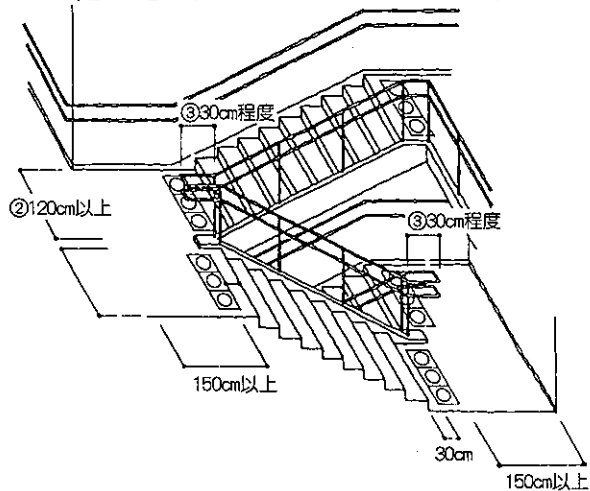
(①階段の形式)



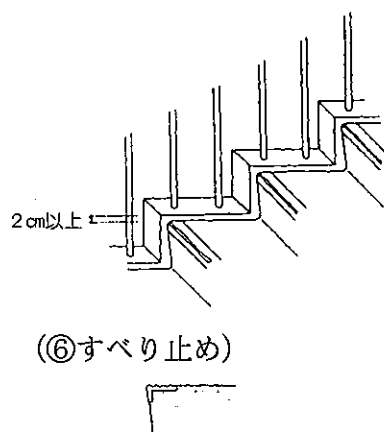
(①段の形状)



(②～④ 有効幅員、手すり、踊り場)



(⑦立上り)



(⑥すべり止め)



建築物

⑧ 手すり

●整備の基本的な考え方

- (1) 手すりは、障害者や高齢者などの誘導、落下防止、移乗動作の補助などについて有効な設備であり、目的に応じた形状、大きさ、材料、取付位置、寸法で堅固に設置する。

① 種 別

●誘導用の手すり（廊下、階段、スロープなど）

- ★取付け高さは1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm及び85cm程度とし連続して設ける。

(⇒【建築物】④：スロープ、⑥：廊下、⑦：階段の項)

●移乗等動作補助用手すり（便所、浴室など）

- ★動作に応じて、水平・垂直型の手すりを設ける。

(⇒【建築物】⑨：便所（車いす用）、⑩：便所（一般用）、⑪：洗面所、⑫：浴室、⑬：シャワー室・更衣室の項)

② 形 状

- ★形状は外径4cm（小児用にあっては3cm）程度の握りやすいものとする。

③ 壁との関係

- ★壁とのあきは、5～6cm程度とし、手すりの下側で支持する。

④ 端 部

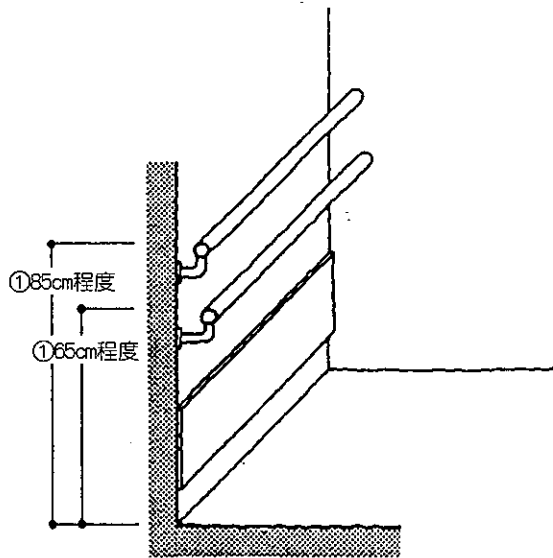
- ★端部は下方又は壁面方向に曲げる。

⑤ 標 示

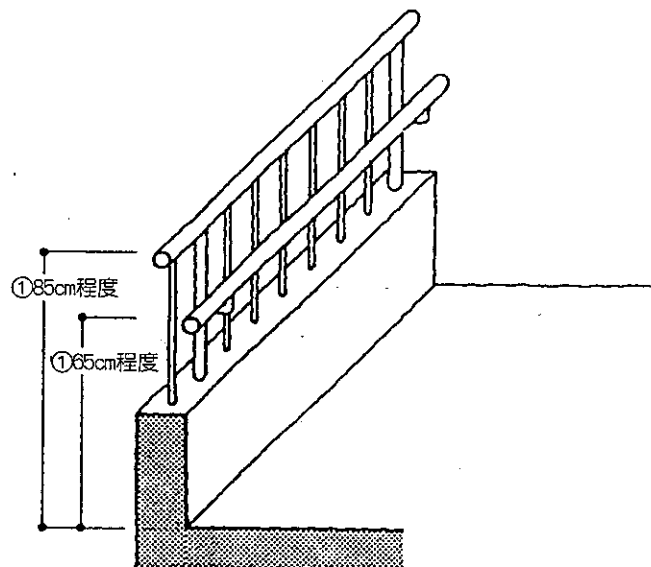
- ☆端部、曲り角及び階段の始終点などの要所には現在位置などを点字で標示することが望ましい。

⑧ 手 す り

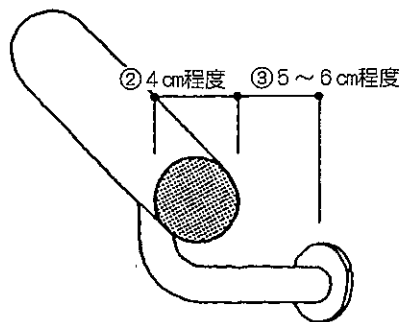
・壁付手すり（2本の場合）



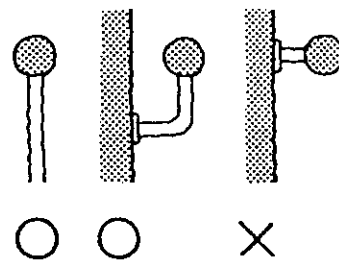
・床付手すり（2本の場合）



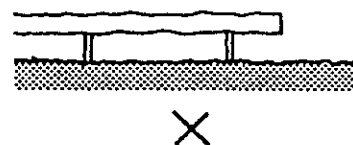
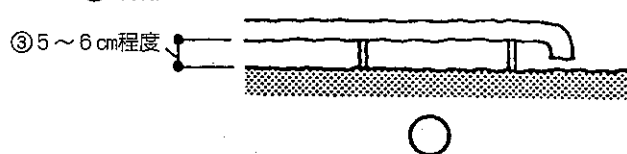
(②形状)



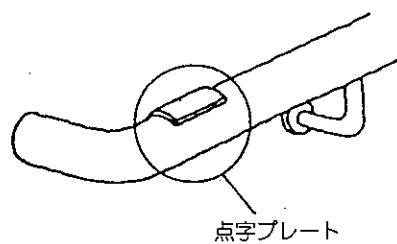
(②形状)



(③壁との関係)
(④端部)



(⑤標示)



⑨ 便所（車いす用）－ 1

●整備の基本的な考え方

- (1) 車いす使用者が利用できる便房を1箇所以上設置する。
- (2) 障害者の利用の多い施設においては、男女別々に利用できるよう設置することが望ましい。
- (3) 車いす使用者が利用する便房は、玄関ホール、階段付近などわかりやすく利用しやすい場所に設置し、一般便所と一体に計画する。

① 便房の大きさ

★便房は、入口より便器まで直進するもので、原則として車いすで回転できるスペース（直径150cmの円が内接できる程度）を確保したもので、広さ200cm×200cmのA型を基準とし、建築物の規模等からA型を設けられない場合は、広さ160cm×200cmのB型とする。

② 出入口

★便所へ入るための通路、出入り口は、段差その他の障害物がないように考慮する。

★有効幅員は85cm以上とする。

☆出入り口ドアは、自動式引き戸が望ましい。自動扉の場合は、内側から閉めると自動的に施錠され、外側に使用中の標示がなされるものが望ましい。（照明も連動させることが望ましい。）

☆手動式の場合には、吊り戸式引き戸あるいはアコーディオン型が望ましい。握手は、レバー式か棒状のものとする。吊り戸式引き戸の場合は、扉は容易に施錠できる形式とし、非常の場合を考慮して外部から解錠できるものとする。

③ 便器

★便器は腰掛式の床置式又は壁掛式とする。

★床置式の場合は、車いすですでにできるだけ便器に接近できるよう前面のトラップ部分に車いすのフットレストが当たりにくいような型のものとする。

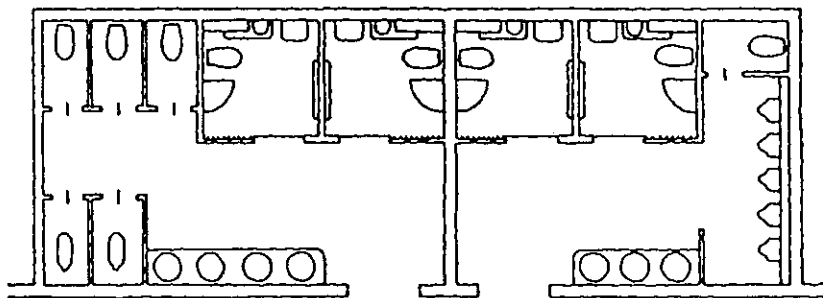
★便座の高さは、フタの無い状態で車いすの座面と同じ40～45cmとする。

⑧ 便所（車いす用）－ 1

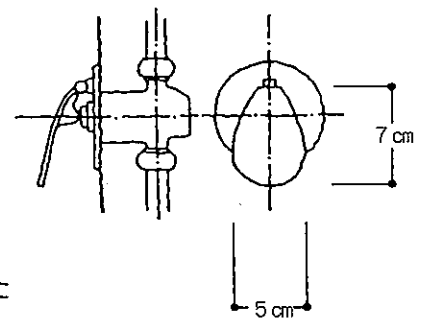
★便器の位置は、正面からのアプローチを確保できるものとし、右または左からの側面移乗のできるものとする。

㊦ ☆冬季の冷たさに配慮し、暖房便座を設置することが望ましい。

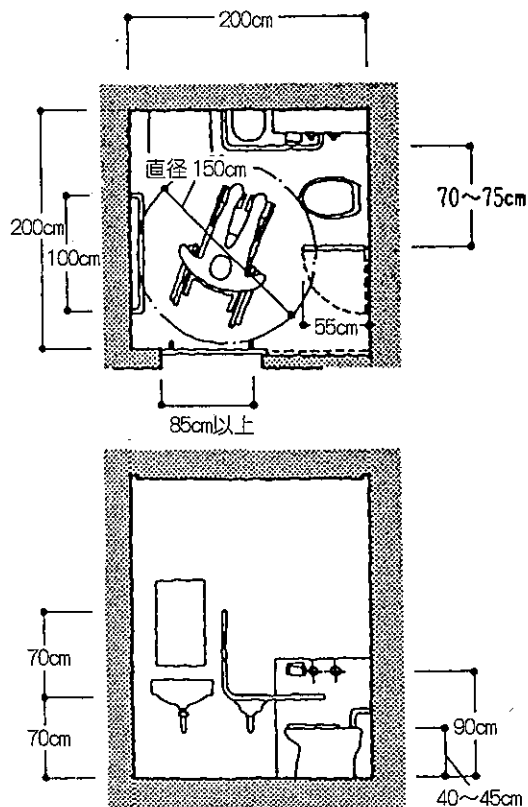
・ 右（左）空き型便房（A型）
（全体プランの例示）（障害者施設など）



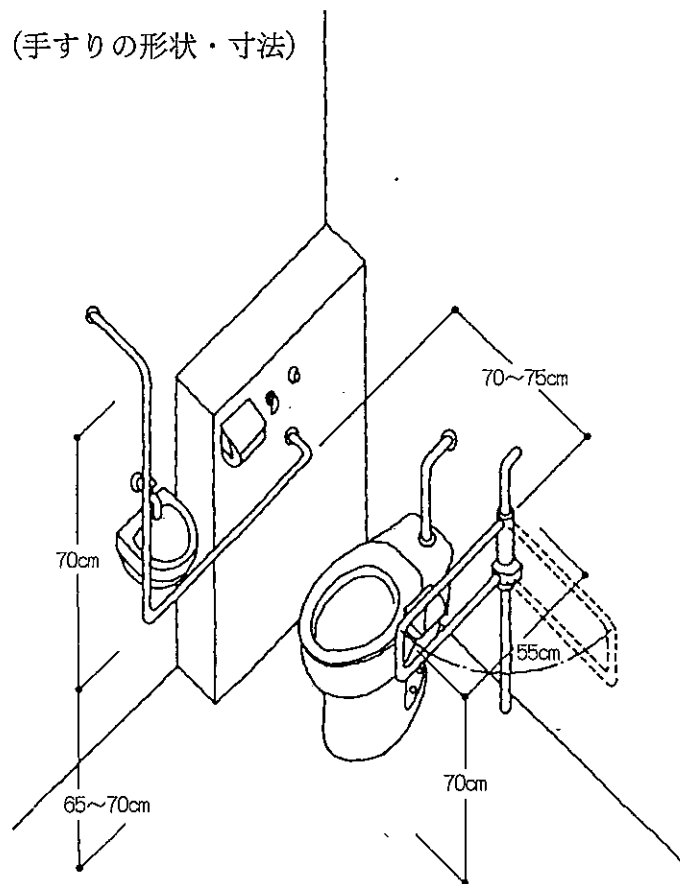
⑦ 洗浄装置－
くつべら式押ボタンの例示



（便房の大きさ）



（手すりの形状・寸法）



⑨ 便所（車いす用）－ 2

④ 手すり

★手すりは便器の両側に垂直、水平に設ける。

★垂直手すりは壁に固定する。やむを得ず床に固定する場合は固定下部が車いすの移動の邪魔にならないようにする。

★水平手すりのうち片側は稼動式とし、堅固に取り付ける。〔A型〕

★水平手すりの高さは車いすのアームレストと同じ高さ（65～70cm）とする。

（⇒【建築物】⑧：手すりの項）

⑤ 洗浄装置

★便座に腰かけたまま利用できる位置及び車いすに乗ったまま利用できる位置に設ける。

★大型のレバー式、くつぺら式押しボタン、光感知式のものなど、操作のしやすい形状のものとする。

⑥ ペーパーホルダー

☆便座に腰掛けたまま利用できる位置に、両側に設けることが望ましい。

⑦ 手洗器・洗面器

☆手洗器は便器に腰掛けたまま使用できるものが望ましい。

☆洗面器の高さは、下端65cm程度とし、できる限り薄型の洗面器を取り付ける。水栓器具は、レバー式、光感知式など簡単に操作できるものとする。

⑧ 汚物入れ

★汚物入れは一般のものより大きくし、手の届く範囲に設ける。

⑨ 棚・フック

☆壁には、車いす使用者の利用の支障とならない位置に、手荷物を置く棚及びフックを設けることが望ましい。

⑩ 非常呼び出しボタン

☆便座に腰掛けた状態で手の届く位置に設けることが望ましい。

☆転倒した場合にも利用できる位置に設けることが望ましい。

☆非常呼び出しを確認した場合の確認ランプを便房内に、また、便所の入口には非常呼び出しボタン作動ランプを設けることが望ましい。

⑪ 標 示

★便所の入口には障害者シンボルマークを取りつける。また、高齢者や妊婦など、障害者以外の人々も利用できる旨標示することが望ましい。

★使用中の標示は施錠と連動させ、目につきやすい位置に設ける。

★建物内の各所に車いす用便所の位置を標示し、誘導する。

⑫ 床仕上げ

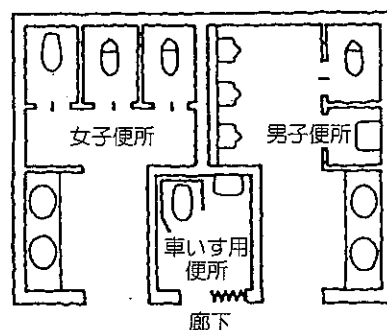
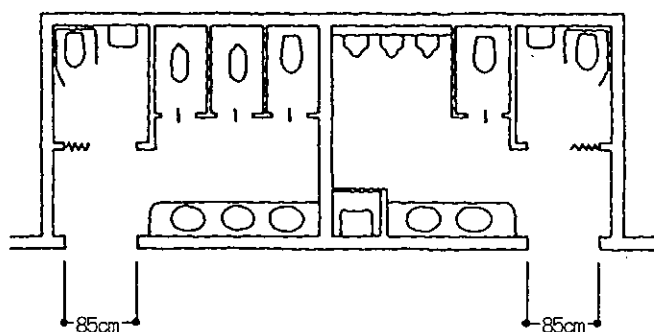
★床面は濡れても滑りにくい仕上げとする。

⑬ 鏡

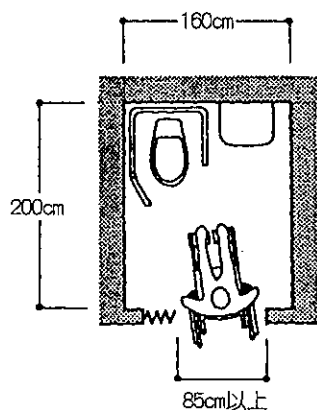
☆車いすが回転できないスペースの便房には、車いす使用者が後向きで出る場合のことを考慮して、後方を確認することができるよう鏡を取り付けることが望ましい。

・直進型便房（B型）

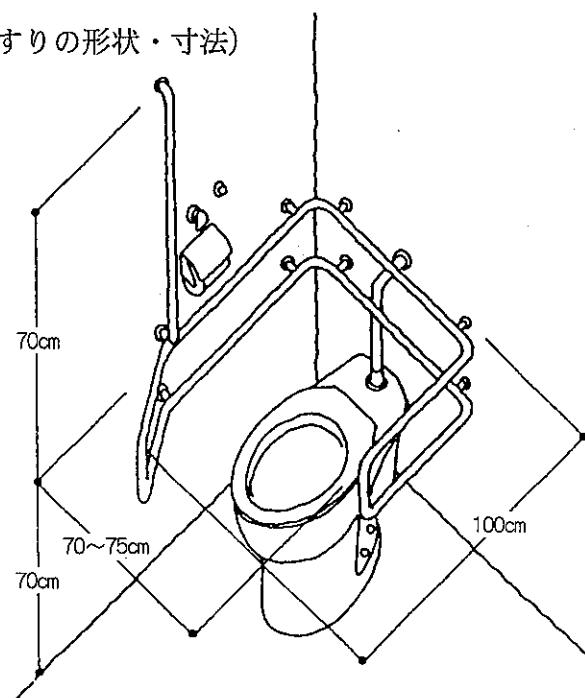
（共用プランの例示）



（便房の大きさ）



（手すりの形状・寸法）



（⑪便所標示の例）



⑩ 便所（一般用）

●整備の基本的な考え方

- (1) 車いす使用者以外の障害者や高齢者などの利用のために、便器、手すり、標示などに十分配慮する。

① 便 器

- ☆大便器は腰掛式が、また小便器は床置式が望ましい。
- ☆大便器が複数ある場合、最低1カ所は腰掛式にすることが望ましい。
- ㊦ ☆冬季の冷たさに配慮し、暖房便座を設置することが望ましい。

② 手 す り

- ★大便器のうち少なくとも1カ所には、障害者や高齢者などが利用しやすいように手すりを設ける。
- ★小便器のうち出入口に一番近いものに、両側及び前方胸の位置で寄りかかることのできるように、手すりを設ける。

③ 床仕上げ

- ★床面は濡れても滑りにくい仕上げとする。

④ 標 示

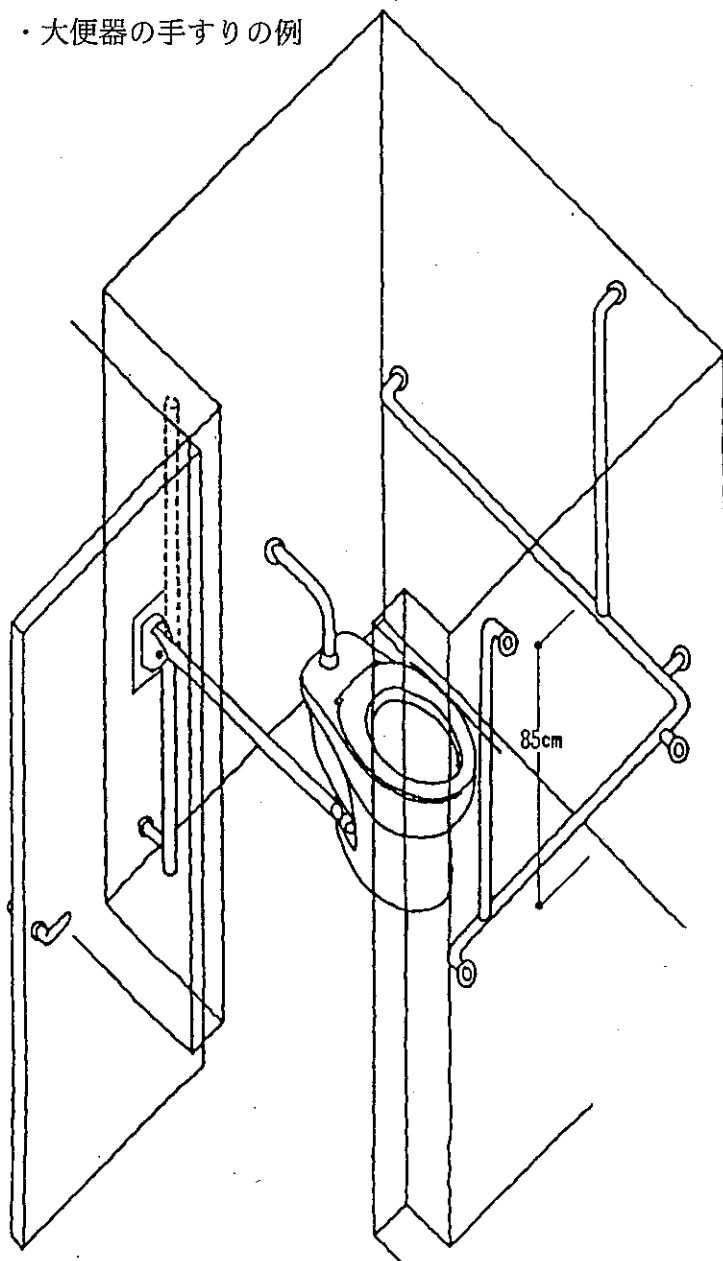
- ★男女別の表示、便所の位置などをわかりやすく標示する。また、点字による標示を行う。
- ☆非常呼び出しボタンには、点字による標示を行うことが望ましい。

⑤ そ の 他

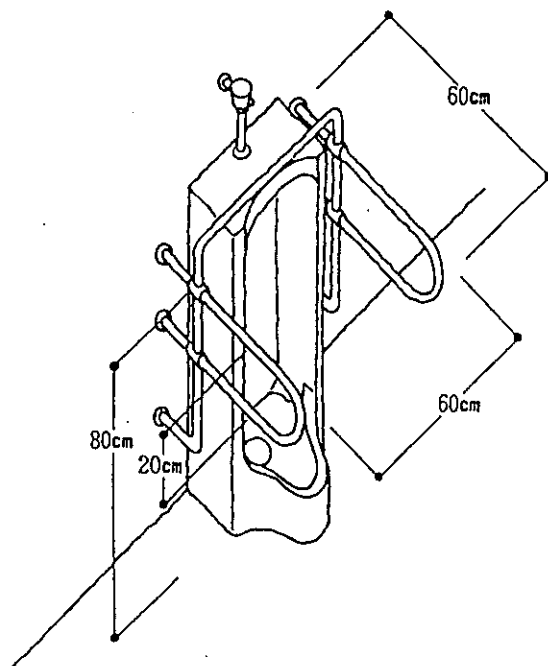
- ★洗浄装置、ペーパーホルダー、手洗器、その他は便器に腰掛けたまま容易に利用できるものとし、わかりやすい位置に設ける。

⑩ 便所（一般用）

・ 大便器の手すりの例



・ 小便器の手すりの例



⑪ 洗面所

●整備の基本的な考え方

- (1) 障害者や高齢者などの利用を考慮した洗面所を1箇所以上設置する。
- (2) 洗面所にはできれば車いす使用者の方向転換に必要なスペースを確保する。

① 洗面器

- ☆車いす使用者と歩行困難者と分けて2箇所以上設けることが望ましい。
- ★車いす用洗面器の下部はひざや足先が入るスペースを設ける。
- ★車いす用洗面器の高さは、下端65cm程度とする。

② 手すり

- ★歩行困難者が使用する洗面器は、左右に寄りかけられるようにする。

③ 水洗器具

- ★レバー式・光感知式など簡単に操作できるものとする。
- ☆冷温水の区分など、点字による標示を行うことが望ましい。

④ トラップ

- ★車いす使用の邪魔にならないよう横引きタイプ（Pトラップ）のものとする。

⑤ 鏡

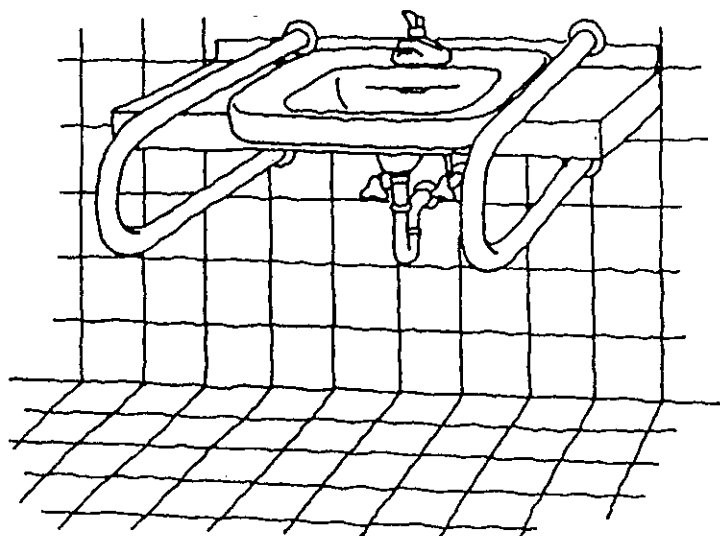
- ★車いす用洗面器の鏡は大型のものを使用し、床上90cm以下の高さから上方へ65cm以上の長さのものを取り付ける。

⑥ 床仕上げ

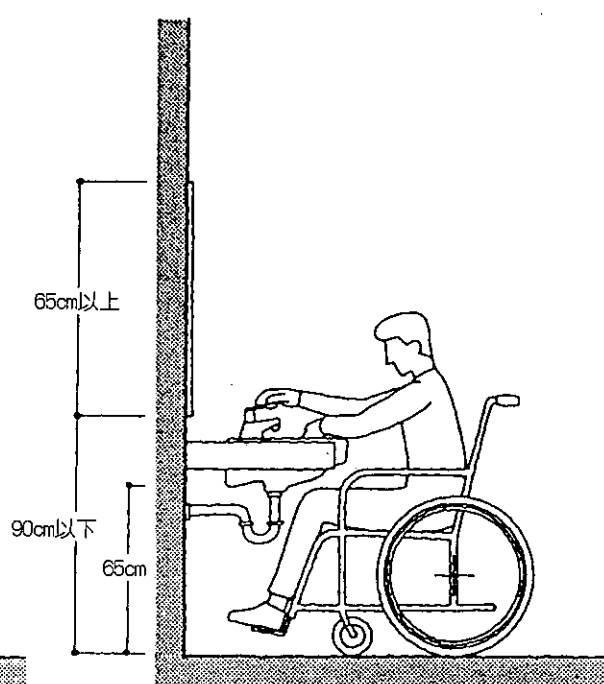
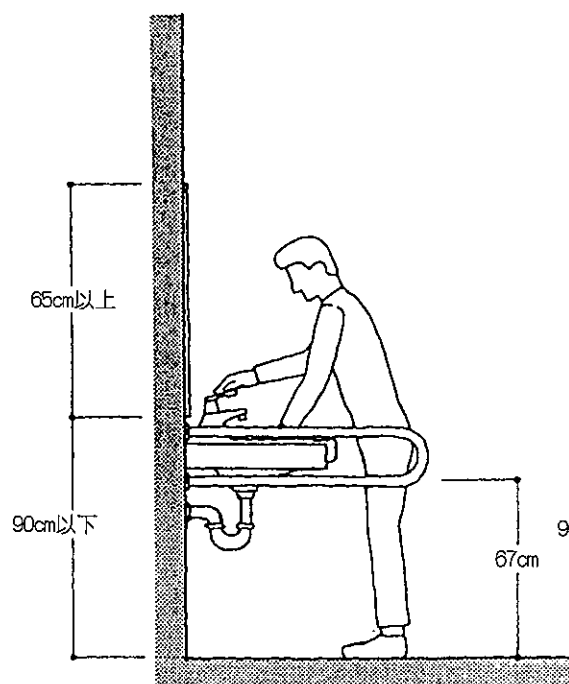
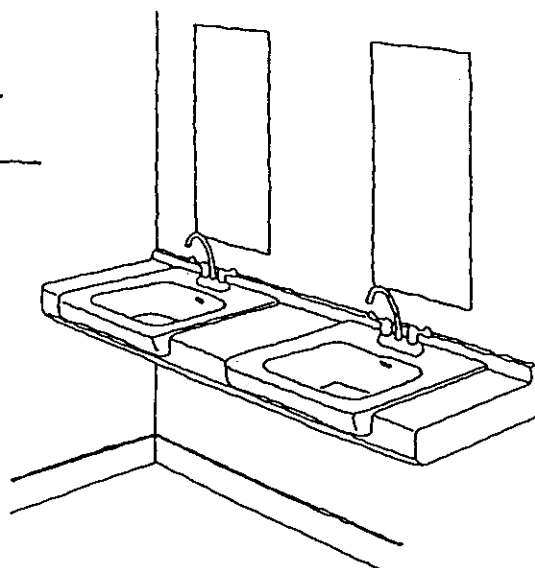
- ★床面は濡れても滑りにくい仕上げとする。

⑪ 洗面所

・杖使用者等の歩行困難者用洗面器



・車いす使用者用洗面器



建築物

⑫ 浴室

●整備の基本的な考え方

- (1) 浴室は、障害者や高齢者などにとって転倒などの危険の大きな場所である。そのため、障害の種類、程度、介助の有無及び対象となる建築物の種類を考慮して計画する。
- (2) 多様な障害者などが利用する浴室では、洗い場の形状、手すり、水栓金具などについて、その利用にあわせて配慮を行う。
- (3) 車いす使用者の場合は、脱衣室、洗い場、浴槽への一連の動作が円滑に行えるよう配慮する。

① 浴室の床

★浴室床面と脱衣室床面とは同一レベルとする。

② 出入口

★出入口の有効幅員は85cm以上とする。

③ 戸

☆上吊の引き戸が望ましい。

④ 浴槽と洗い場の関係

★浴槽のエプロン高さ、洗い場の高さは、車いすの座面高さ（40～45cm）と同程度とする。

（以上①～④は車いす使用者の利用の多い場合に配慮するもの以下⑤～⑪は共通に配慮するもの）

⑤ 手すり

★浴槽、洗い場の周囲に手すりを設ける。

★手すりは水平・垂直の両タイプのものとし、特に洗い場と浴槽の移動などの動作の場合は垂直タイプの手すりを設置する。

⑥ 床仕上げ

★床面は濡れても滑りにくく、かつ体を傷つけない仕上げとする。

⑦ 浴槽の床仕上げ

★浴槽の床は、滑りにくく、かつ体を傷つけない仕上げとする。

⑧ 水栓金具

☆レバー式など簡単に操作できるものが望ましい。

☆シャワー・蛇口は、座ったままで届く位置に設け、シャワーヘッドかけを
使いやすい位置に上下に2箇所設けることが望ましい。

☆冷温水の区分など、点字による標示を行うことが望ましい。

⑨ 非常呼び出しボタン

☆浴室内で、浴槽からも手の届く位置に設けることが望ましい。

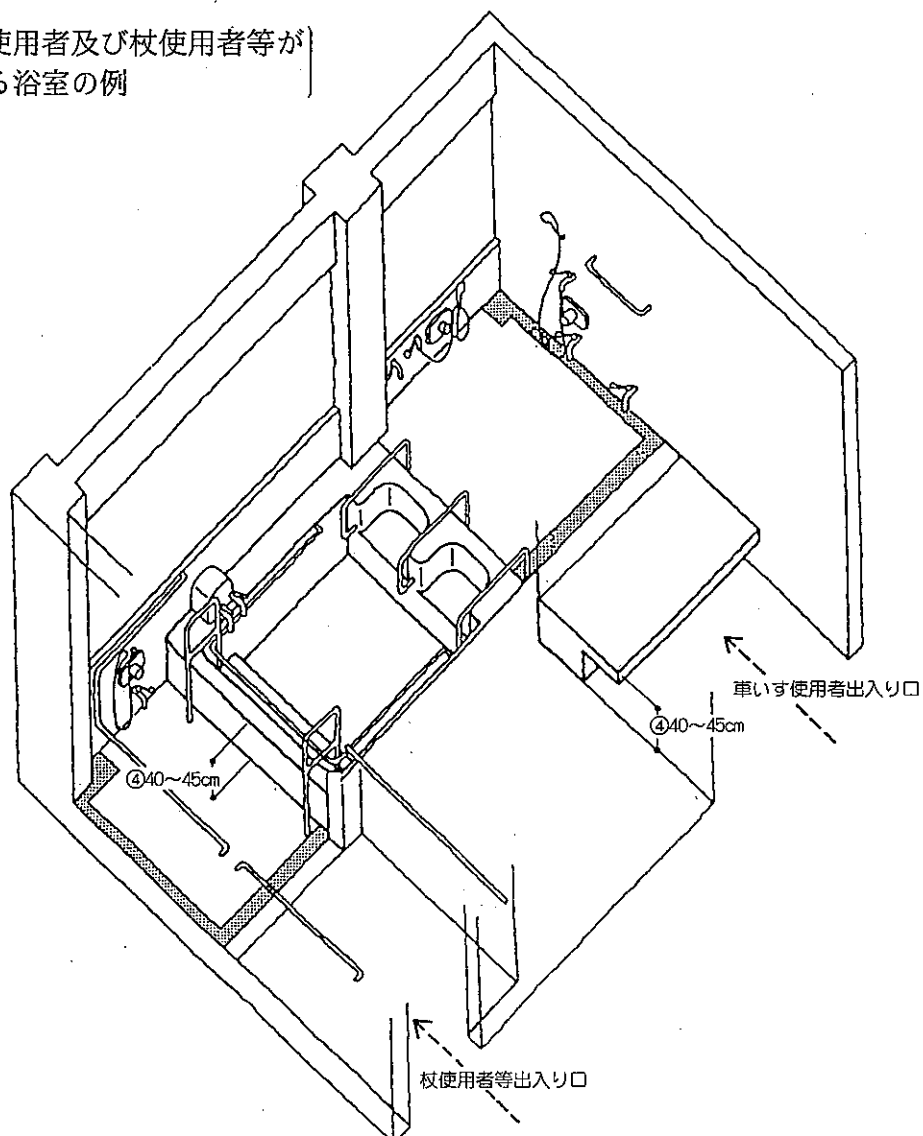
⑩ 浴 槽

☆浴槽は和洋折衷のものが望ましい。

★深さは55cm程度とする。

☆浴槽のまわりには三方向から介助できるスペースをとることが望ましい。

〔車いす使用者及び杖使用者等が
共用する浴室の例〕



⑬ シャワー室・更衣室

●整備の基本的な考え方

- (1) 社会福祉施設・体育施設・病院などで障害者の利用の多い施設においては、車いす用シャワースペースを設け、シャワー用の車いすを用意する。

① スペース

☆車いす用シャワースペースは、車いすで回転できるスペースを確保することが望ましい。

② 手すり

★室内の周囲に手すりを水平に、又必要に応じて垂直に設ける。

③ 出入口

★主出入口の幅員は85cm以上とし、戸は上吊り引き戸が望ましい。ブースなどはカーテンが望ましい。

★シャワー室又は更衣室へ入るための通路、出入り口は、段差その他の障害物がないよう配慮する。

④ 床仕上げ

★床面は濡れても滑りにくい仕上げとする。

⑤ 水栓金具

★シャワーなどの水栓金具は、レバー式など簡単に操作できるものがよい。

☆冷温水の区分など、点字標示を行うことが望ましい。

⑥ 脱衣ベンチ

★更衣室には、脱衣ベンチを置く。

★高さは車いすの座面高さ（40～45cm）と同程度とする。

⑦ 脱衣ロッカー

★ロッカーは車いすでも使用できる高さに取り付け、下部は車いすのフットレストが入るようスペースを確保する。

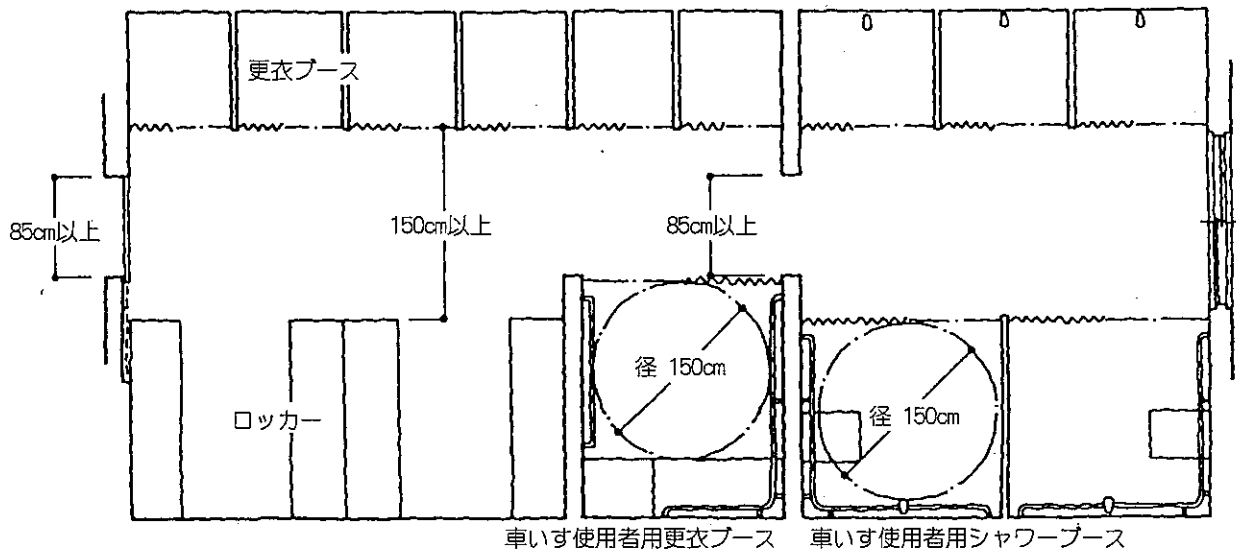
★ロッカーは、補装具を入れるため大きめのものも設ける。

⑧ シャワー

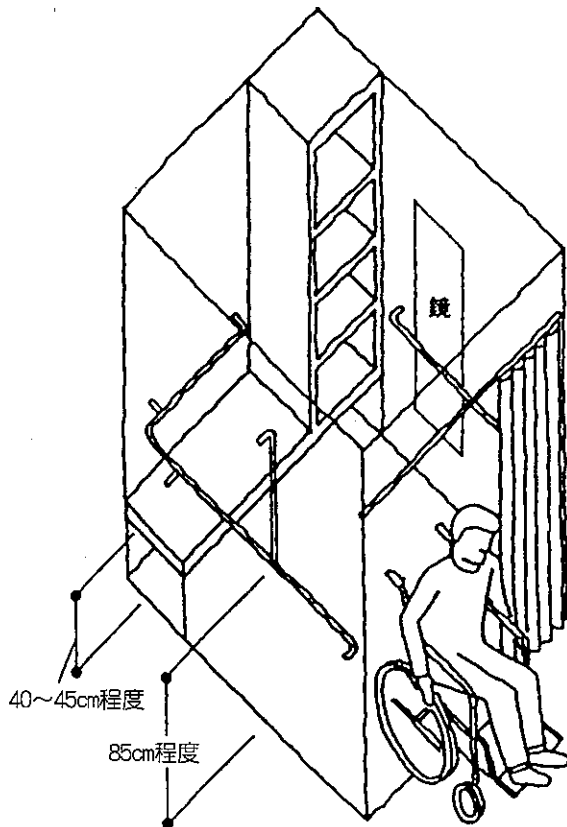
☆シャワーヘッドは昇降可能なものが望ましい。

⑬ シャワー室・更衣室

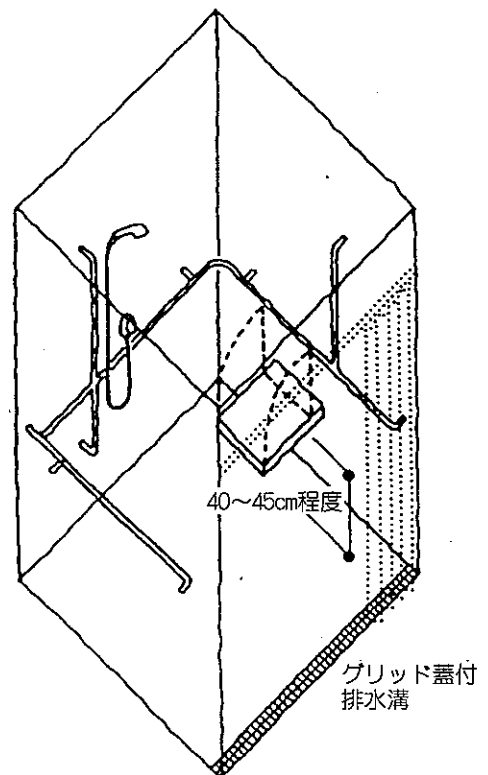
(全体プランの例示)



・車いす使用者用更衣ブース



・車いす使用者用シャワーブース



⑭ 客室・寝室

●整備の基本的な考え方

- (1) 車いすからの移乗の簡便さ、横になりたい時にすぐ利用できるなどからベッド使用が望ましい。
- (2) 室内で車いすが回転するためのスペースを確保する。
- (3) 車いすで使用可能な洗面所、浴室を併設する。

① スペース

★車いす利用者が付添いと一緒に宿泊できるように最低2ベッド分が並べられて、車いすで移動・回転できるスペースを確保する。(ベッド廻り、入口廻り、便所・洗面・浴室内)

② ベッド

★ベッドの高さは車いすの座面の高さ(40～45cm)程度とする。

★側面は120cm以上のスペースを確保する。

③ 床

★床は、段差その他の障害物がないよう配慮する。

④ 床仕上げ

★床面は濡れても滑りにくい仕上げとし、転倒したときの衝撃の少ない材料を用いることが望ましい。

★毛足の長いじゅうたんなどは避ける。

⑤ 諸設備

★コンセント、スイッチ、収納棚などは車いすでの使用に適する高さ及び位置とする。

⑥ 便所・洗面所・浴室

★浴槽のわきに、車いすから乗り移ることができ、浴槽にすべりながら移動できるような平面を設ける。

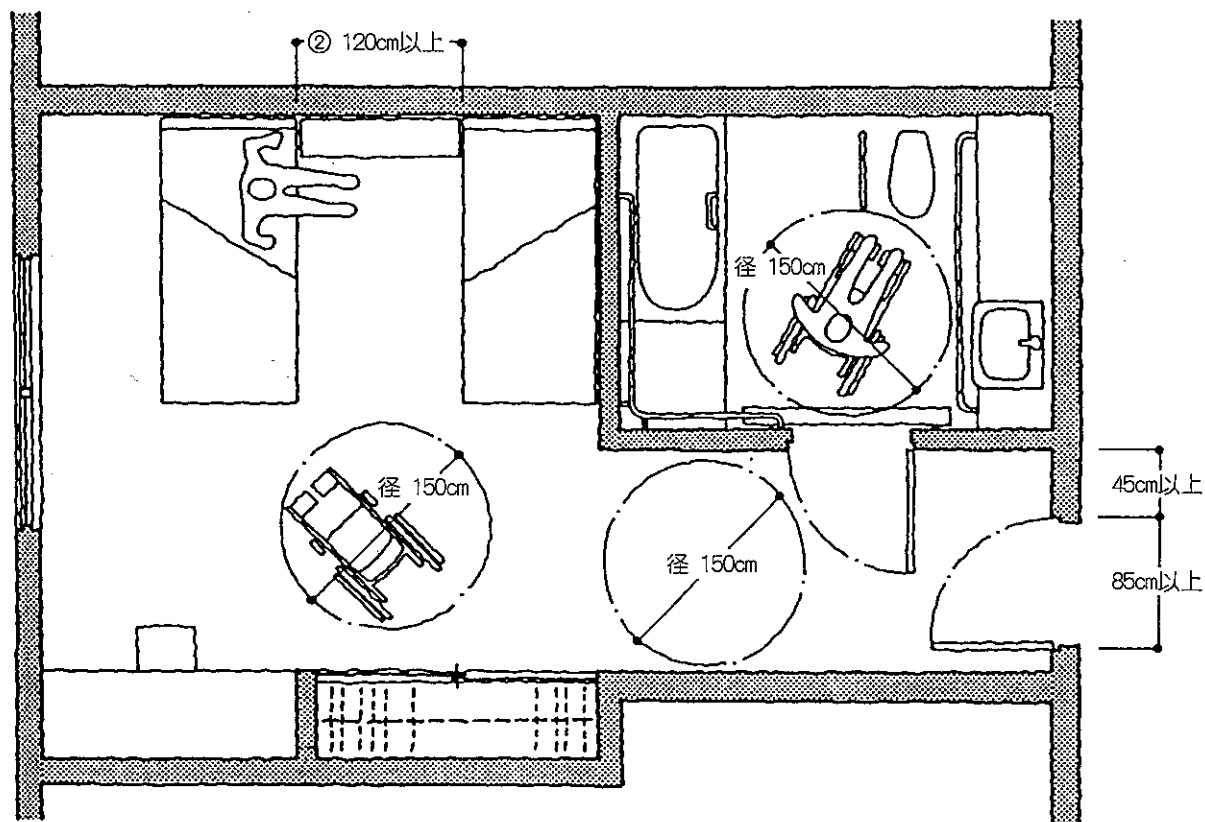
☆平面は、高さ40～45cm、幅45cm以上とし、奥行きは浴槽と同寸法とすることが望ましい。

(⇒【建築物】⑨：便所(車いす用)、⑪：洗面所の項)

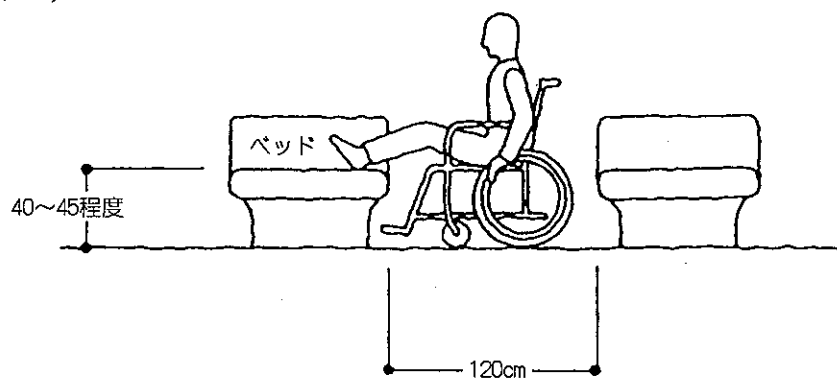
⑭ 客室・寝室

★照明は、ベッド上からも点滅できるものとする。

(全体プランの例示)



(②ベッド)



⑮ 観覧席・客席

●整備の基本的な考え方

- (1) 出入口から容易に到達でき、かつ見やすい位置に車いす使用者用の客席スペースを設ける。
- (2) 施設の規模等を考慮し、難聴者用設備を設ける。

① 車いす使用者用スペース

★1席あたり間口90cm、奥行き150cm程度とする。

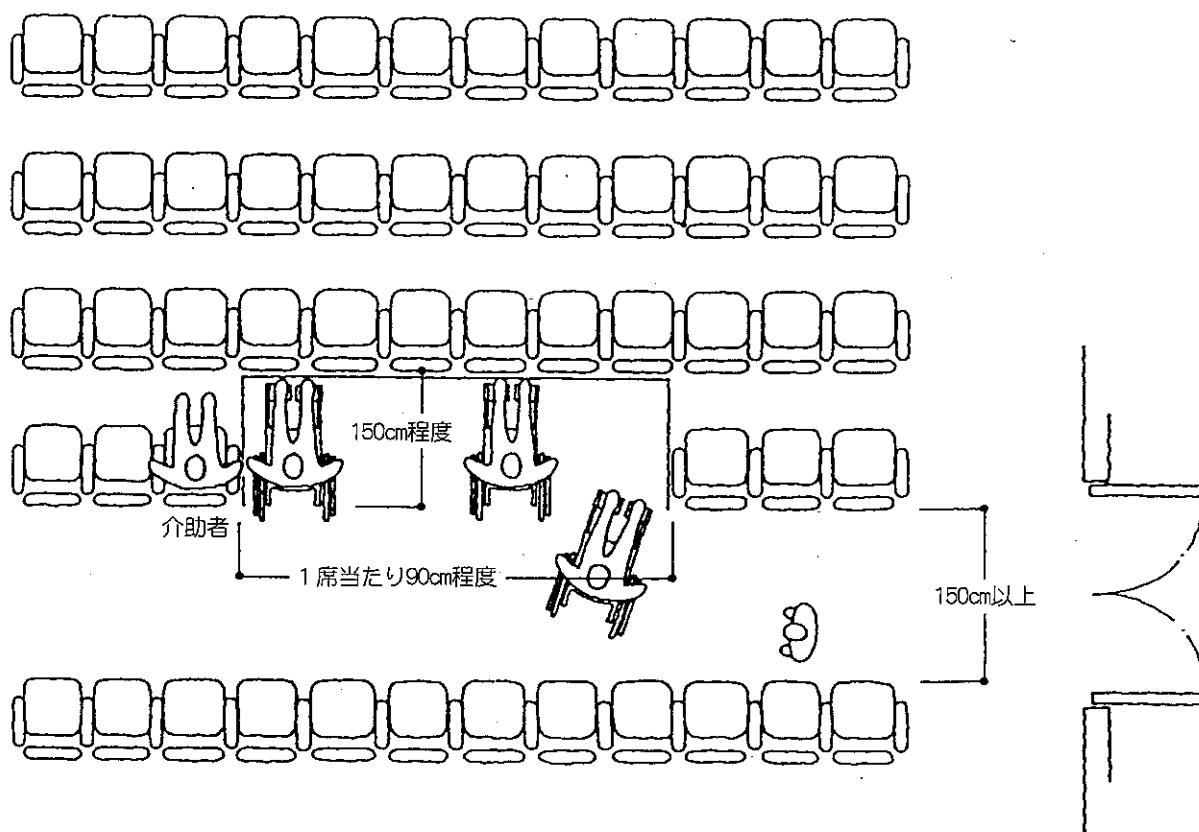
② 難聴者用集団補聴装置

★難聴者のため、磁気ループ、FM送受信装置など、集団補聴装置を設ける。

③ 座 席

☆通路側の座席のひじ掛けは、跳ね上げ式にすることが望ましい。

⑮ 観覧席・客席



建築物

⑩ 屋上・バルコニー

●整備の基本的な考え方

- (1) 火災時の避難誘導上、有効な箇所であり、また生活上うるおいのあることから障害者や高齢者などの利用を配慮する。
- (2) エレベーターは、屋上階まで利用できることが望ましい。
- (3) 通行動線上は、段差は設けない。

① スペース

★車いすで回転できるスペースを確保する。

② 手すり

☆落下防止用の手すり（高さ110cm以上）の他、落下防止に十分配慮したうえで、誘導用の手すりを設けることが望ましい。

(⇒【建築物】⑧：手すりの項)

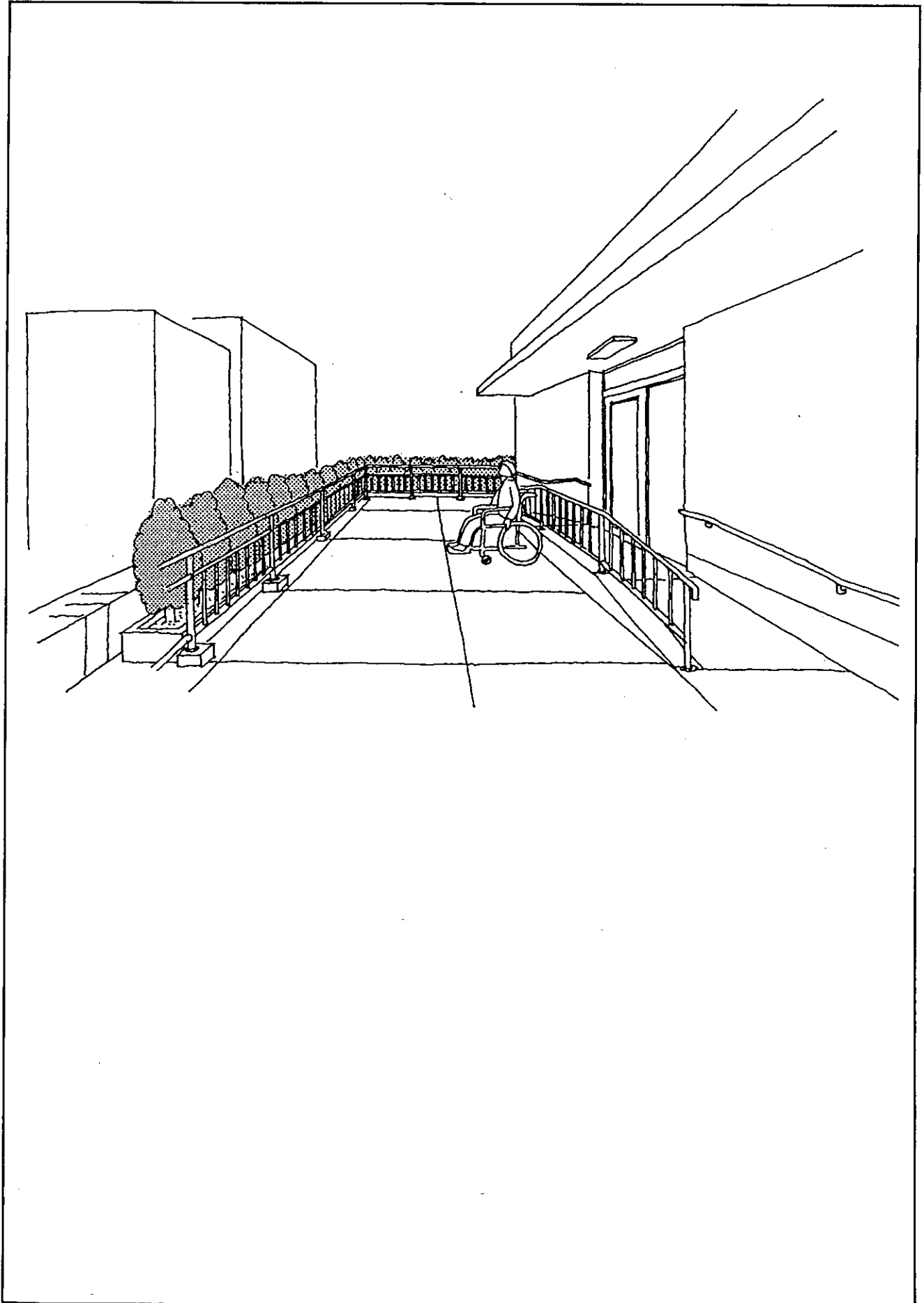
③ 床仕上げ

★床面は濡れても滑りにくい仕上げとする。

④ 屋根・ひさし

☆屋根またはひさしを設けることが望ましい。

⑩ 屋上・バルコニー



⑪ エレベーター

●整備の基本的な考え方

- (1) エレベーターは、障害者や高齢者などの上下移動の手段として最も有効であるので、可能な限り設置する。
- (2) エレベーターは少なくとも一基は障害者が一人でも利用できるようにし、障害者の利用する出入口の近くに設置する。

① エレベーター前のスペース

★エレベーターの前は、少なくとも車いすが回転できるスペースを確保する。

② 乗り場ボタン

★高さ90cm～100cmに、大きく軽いなど操作がしやすく、かつランプ内蔵の専用乗り場ボタンを設ける。

③ 開口幅員

☆出入口の開口幅員は、有効幅員で80cm以上とする。

④ 建物床とカゴとの関係

★建物床とカゴとの隙間は3.0cm以下とする。

★建物床とカゴ床との段差をなくするため自動着床調整装置を設ける。

⑤ カゴの大きさ

★内法寸法は幅140cm、奥行き135cm以上とする（11人乗り以上）。

☆トランク付エレベーターを設置するなど、奥行きを可能な限り長くすることが望ましい。

⑥ カゴの内部

★カゴ奥の両側面に専用操作盤（主・副）を設ける。操作盤は横型とし、車いす使用者が容易に手が届きやすく、ボタンは大きめのものとする。

★カゴの両側面、正面壁に手すりを設ける。

★カゴの正面壁面に出入口確認用の鏡を取り付ける。鏡はステンレス鏡面又は強化ガラスなど割れにくいものとする。

☆必要に応じ車いす当たりを取りつける。

★緊急呼び出しボタン、インターホンなどを車いす使用者の手の届く位置に設ける。

⑪ エレベーター

★光電装置は、車いすのフットレスト部分及び身体部の2カ所（25cm、55cm程度）を通すように設置する。

★障害者専用ボタンが押されたときには、戸の開放時間が通常よりも長くなるようにする（10秒以上）。

☆カゴの壁面には、床上35cm程度まで、車いす当たりを取り付けることが望ましい。

★視覚障害者に配慮し、音声による案内を整備する。

☆カゴには、カゴの内部を見ることができるガラス窓を設けることが望ましい。

⑦ 標 示

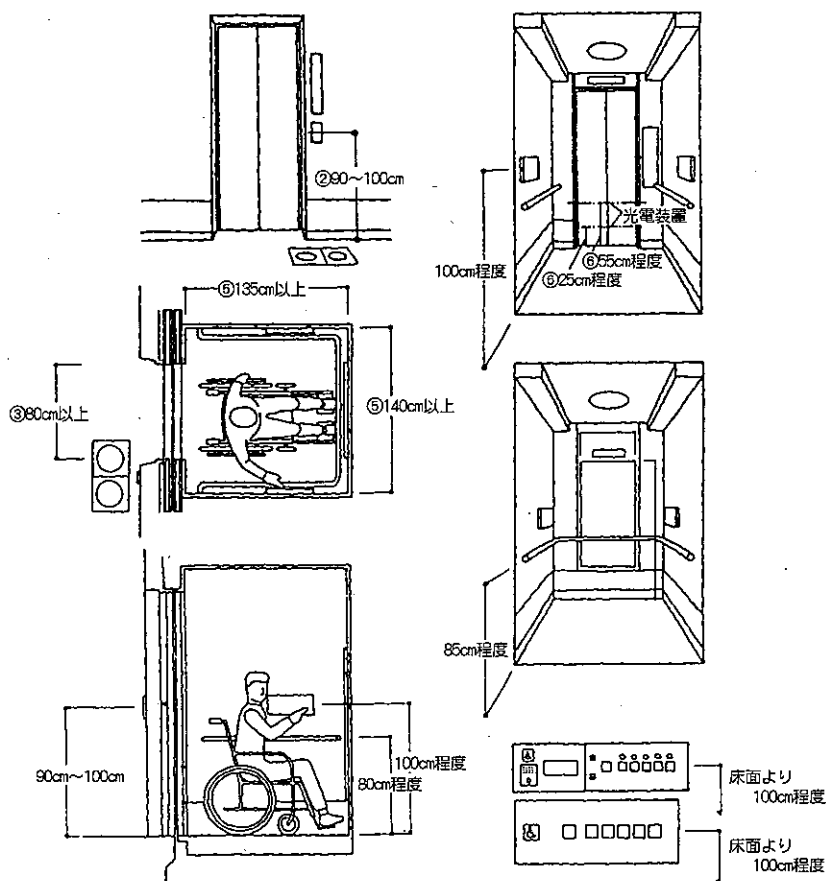
★エレベーターカゴ内とホールには、階数・着階標示などを音声・点滅灯などにより行う。

★一般用操作盤、インターホン等には、点字標示を行う。

☆エレベーターホールには触知図を設けるのが望ましい。

☆エレベーター出入口には、呼び出しボタン側に点状床材などの注意喚起用床材を敷設することが望ましい。

★障害者の利用しやすいエレベーターには障害者シンボルマークによりその旨を標示する。



⑱ エスカレーター

●整備の基本的な考え方

(1) エスカレーターは、高齢者・杖使用者などには有効な上下移動手段である。

① 有効幅員

☆有効幅員は、1000型（約80cm）または1200型（約100cm）が望ましい。

② 乗り降り口まわり

★長さ100cm以上の固定手すりを設ける。

☆固定手すりには、点字又は記号による案内標示（現在位置、階数、上りなのか下りなのかなど）を取り付けることが望ましい。

③ 移動手すり

★乗り口、降り口とも120cm程度の移動手すりを設ける。

④ ステップ

★ステップの水平部分は3枚程度、また定常段差となるまで5枚程度とする。

⑤ くし板

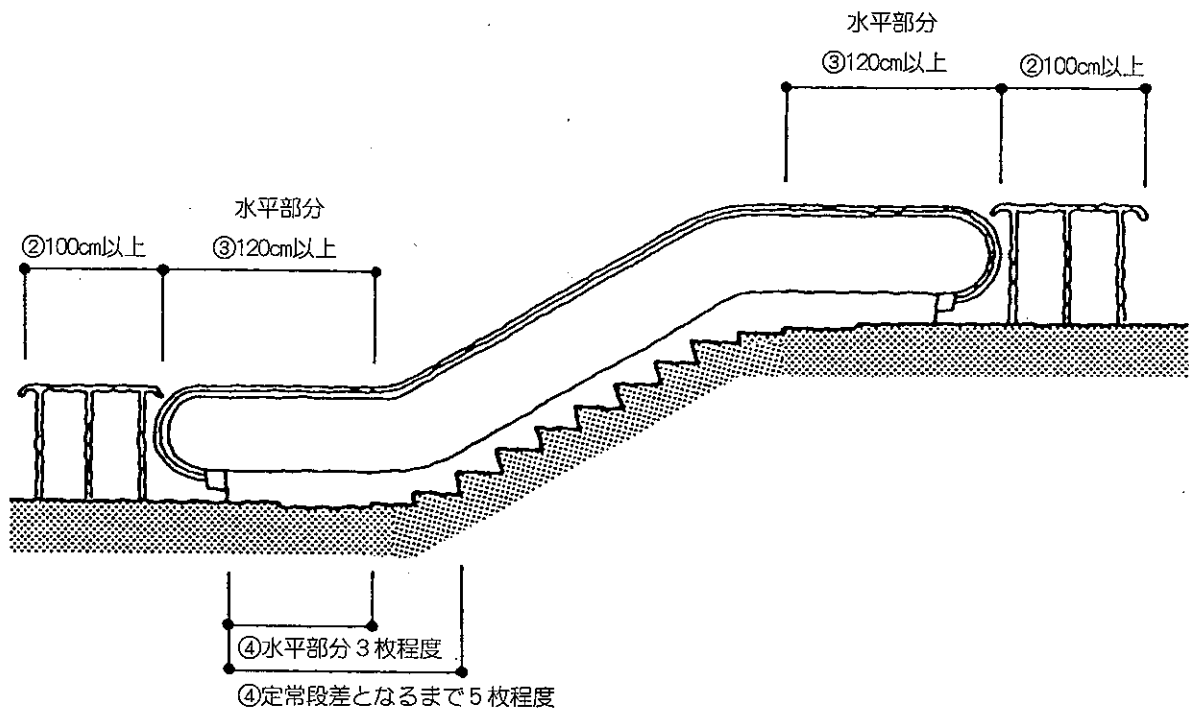
☆くし板はできるだけ薄くすることが望ましい。

☆くし板には、ステップの部分とはっきり区別がつくように、色による縁取りを行うことが望ましい。

⑥ 速度

★速度は30m／分以下とする。

⑱ エスカレーター



(参考)

その他の昇降装置

☆スロープ及びエレベーターなどの有無、ならびに高低差などの諸状況に応じて昇降台、階段リフトの設置などの配慮をすることが望ましい。

⑬ その他の設備（カウンター・記載台）－ 1

●整備の基本的な考え方

- (1) カウンターなどは、車いす使用者が利用しやすいように下部は車いすのフットレスト・ひざが入るようなスペースを設ける。
- (2) 臨時（選挙の投票時など）に設ける仮設のカウンター・記載台についても、そのうちの一つは車いす使用者が利用しやすいよう配慮する。

① カウンター下部スペース

★カウンター下部に、高さ65cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設ける。

② 標 示

☆玄関出入口内部からカウンターまで、必要な視覚障害者誘導用床材を敷設することが望ましい。

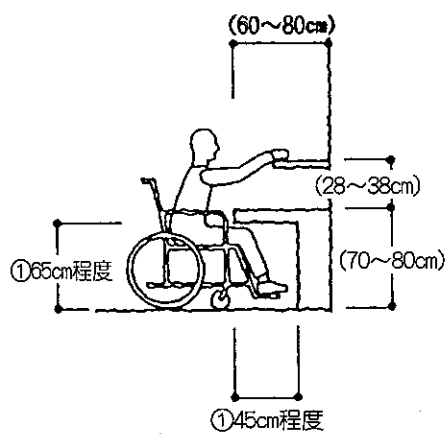
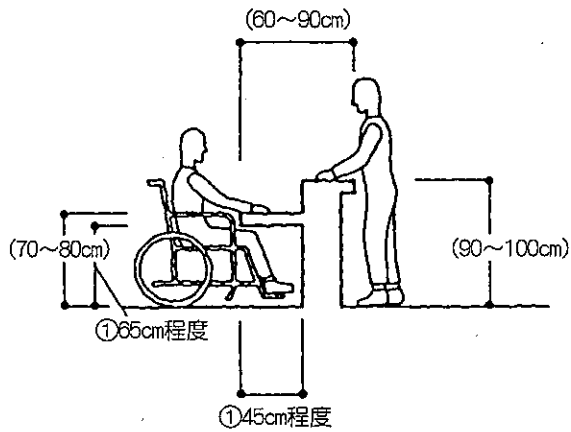
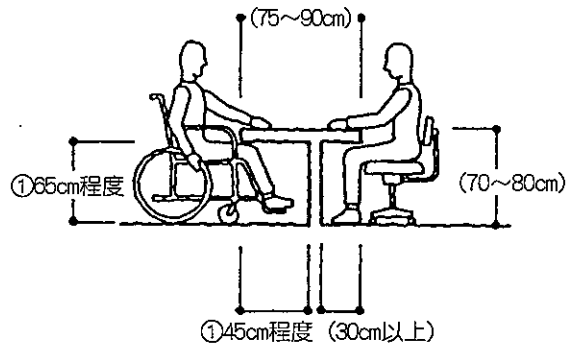
③ 立位のカウンター

☆立位で使用するカウンターなどは、身体の支えとなるように台を固定し、また必要に応じて支えのためのパイプ手すりを設置することが望ましい。
☆別に、車いす用のカウンターを併設することが望ましい。

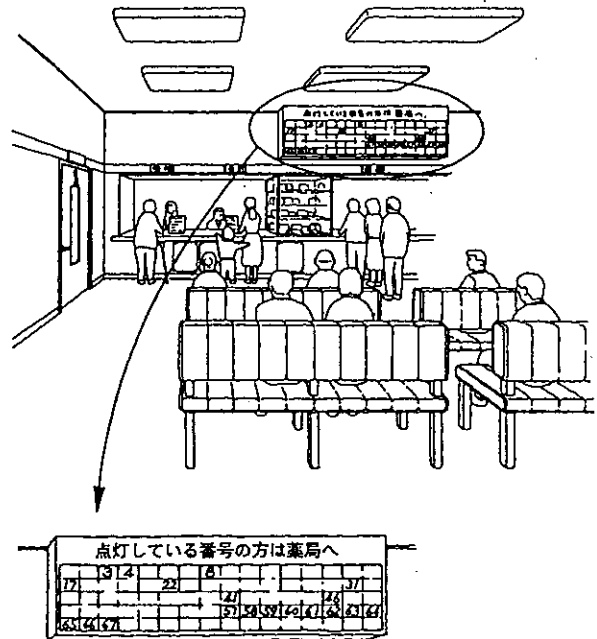
④ 呼び出しカウンター

☆呼び出しをするカウンターにあっては、音声によるほか電光掲示板を設置することが望ましい。

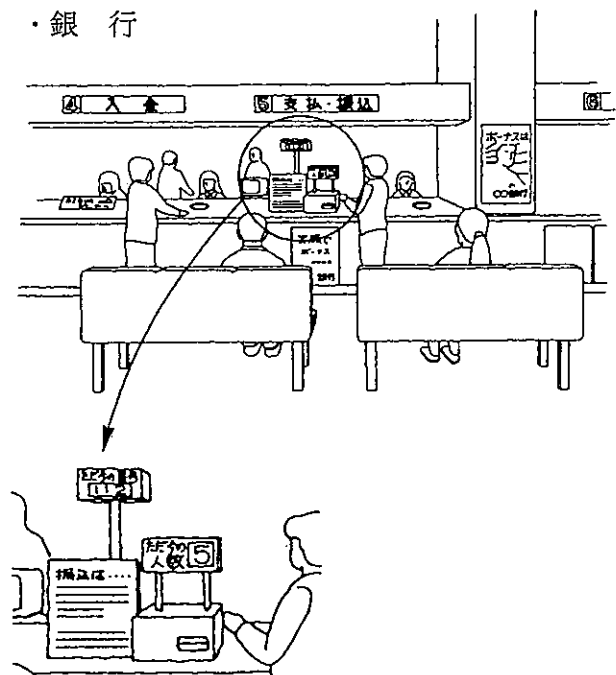
⑱ その他の設備 (カウンター・記載台) - 1



(電工掲示による呼び出しカウンターの例)
・病院



・銀行



⑬ その他の設備（公衆電話・ポスト）－ 2

●整備の基本的な考え方

- (1) 公衆電話を多数設置する建物においては、建物の目的等を考慮し車いす使用者やその他の障害者の利用に適する公衆電話を玄関ホールなどわかりやすい所に1台以上設置する。

【公衆電話】

① 電話台

★車いす使用者の利用する電話台の高さは、70cm前後とし、下部に車いすのフットレスと及びひざが入るよう、高さ65cm程度、奥行45cm程度のスペースを確保する。

★電話ダイヤル及びプッシュボタンの中心は、90～100cmの高さとする。

② 周囲

★周囲には、車いす使用者が近づけるよう、十分なスペースを確保する。

③ 手すり等

★杖使用の下肢障害者等歩行困難者のため、体を支える手すりまたは壁面を電話台の両側に設置する。

④ 電話機等

☆視覚障害者用ダイヤル、聴覚障害者用音量増幅装置付受話器、及び上肢の巧緻障害者用プッシュホン式等の電話機や、言語障害者用にミニファックスを設置することが望ましい。

⑤ 標示

★障害者の利用を配慮した機能を持つ電話機を設置した場合には、見やすい場所にその旨を標示する。

【ポスト】

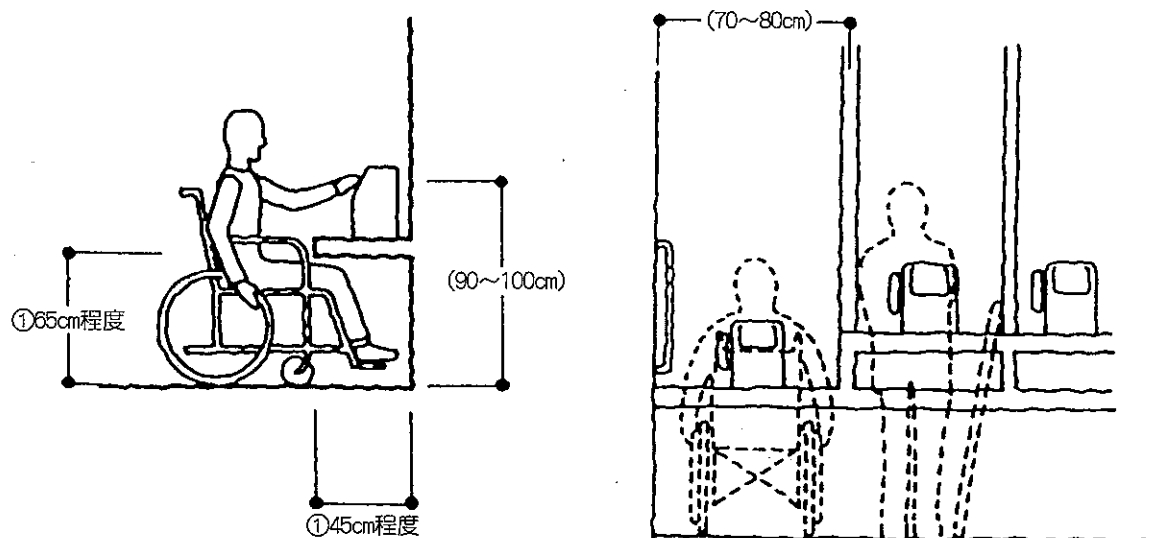
⑥ ポスト

★差し出し口の高さは、105～125cmとする。

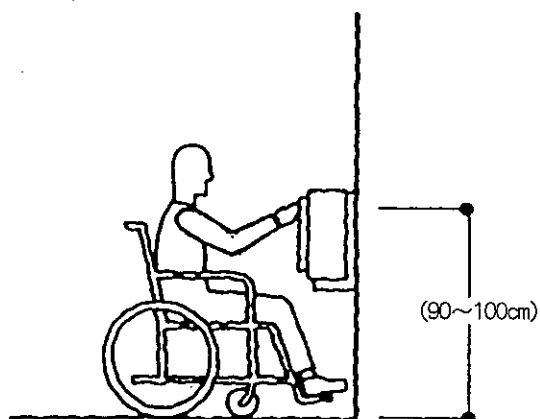
☆下部に、高さ35cm程度のフットレストの入るスペースを設けることが望ましい。

⑪ その他の設備 (カウンター・記載台) - 2

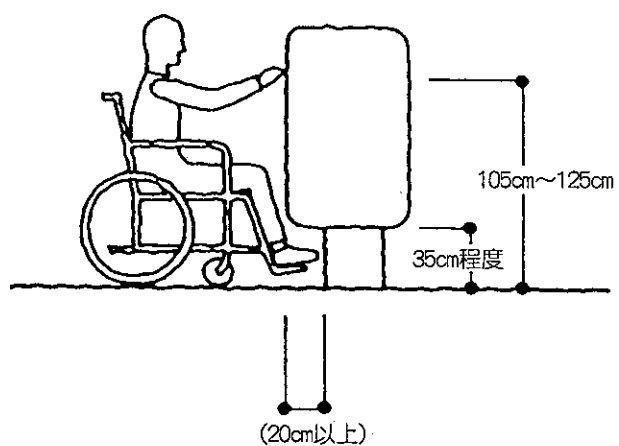
・ おき型公衆電話



・ 壁付公衆電話



(⑤ポスト)



⑬ その他の設備（自動販売機・水飲み器）－ 3

① 自動販売機

☆コイン投入口、操作ボタン及び取出口がそれぞれ、高さ40cm～120cmの範囲にあるものを選定することが望ましい。

☆操作ボタンには、品目、金額などを点字で標示を行うことが望ましい。

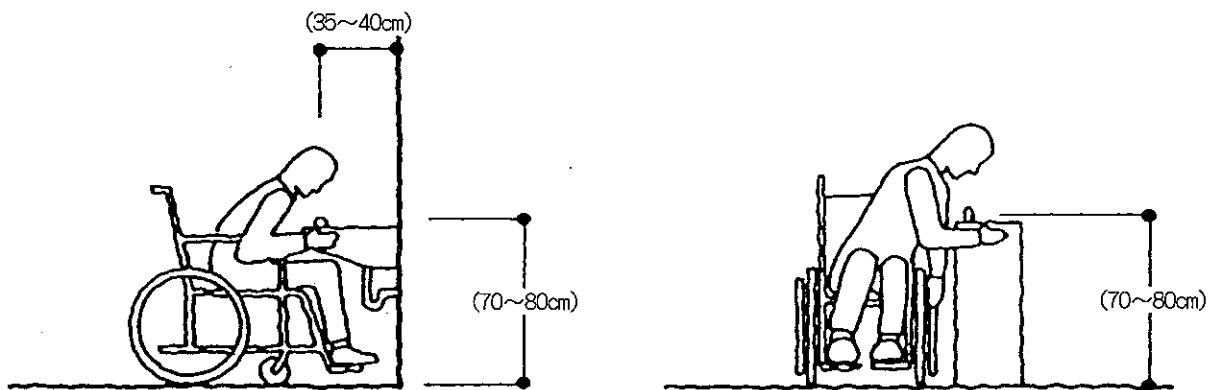
② 水飲み器

★水飲み器の形式により下部に車いすのフットレストが入るスペースを確保する。

★給水栓は、光電管式、ボタン又はレバー式とし、足踏み式のものは手動式のものと併設する。なお、使用の初めに勢い良く水が出ないように給水栓を調節する。

★壁かけ式のものは、下部にスペースを設ける。

⑭ その他の設備（自動販売機・水飲み器）－ 3



⑬ その他の設備（コンセント・スイッチ類）－４

●整備の基本的な考え方

- (1) 障害者が自ら操作して利用するコンセント及びスイッチ類は、各種の障害者が、使用又は操作しやすい形状、位置に設ける。

① 高さ・形状

★コンセント、スイッチ類は、床上40～120cmの間に設置する。

★スイッチ、ボタンなどは、大型で操作が容易なものとする。

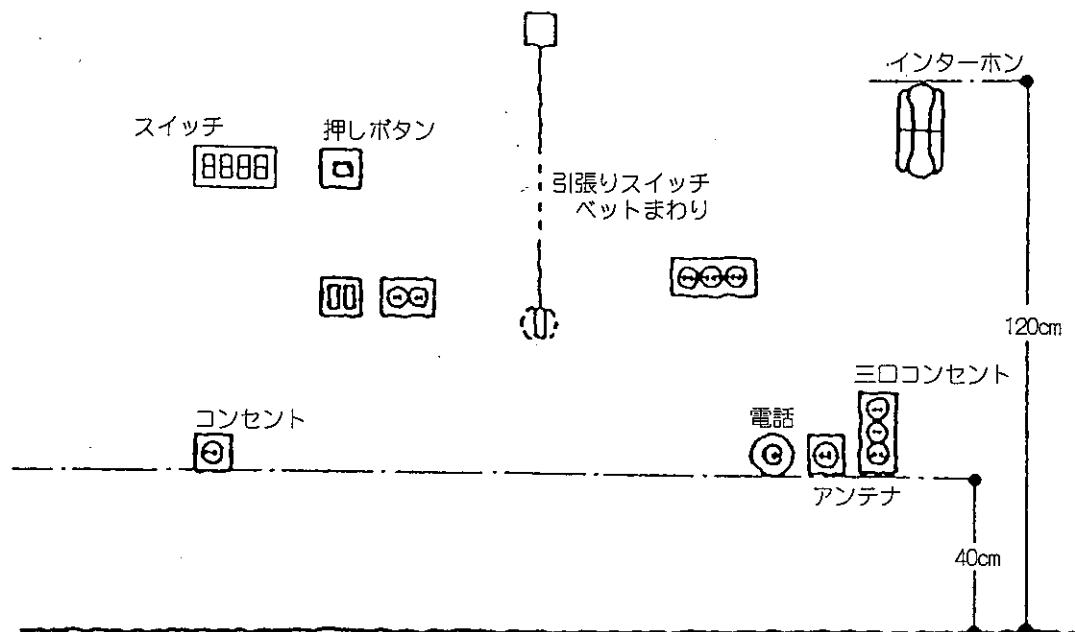
☆スイッチは、上下に操作して電源を切り換えることができるタンブラースイッチとすることが望ましい。

② 標 示

★必要に応じ点字標示を行う。

⑬ その他の設備 (コンセント・スイッチ類) - 4

・コンセント・スイッチなどの高さ



・使い易いスイッチの例示



②② 情報・誘導（標示・誘導）－ 1

●整備の基本的な考え方

(1) 目的の場所に、安全かつ確実に到達できるよう標示・誘導を行う。

① 案内板・標示板

- ★文字や記号は大きく太い書体とし、地板の色とコントラストをつけるようにする。
- ★標示板は、車いす使用者にとって見やすい位置・高さに取り付ける。
- ★照明は、逆光又は反射グレアが生じないように配慮する。
- ☆単独標識は視覚障害者にとって通行の支障となるおそれがあり、危険防止のため、原則として使用しない。
- ★必要に応じ、音声または放送による誘導を行う。
- ★突出型の室名札を設ける場合は、視覚障害者等の支障とならないように、下端180cm以上とする。
- ★建物概要等を示す掲示・案内板は、玄関付近に見やすくかつ通行の支障にならないように設置する。

② 視覚障害者誘導用床材

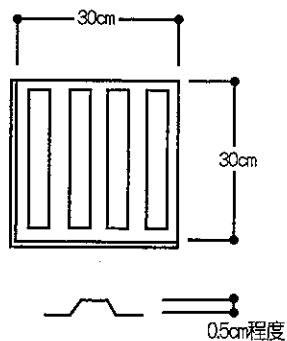
(視覚障害者が通常の歩行状態において、主に足の裏の触感覚でその存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけた床材 JIS T 9251 参照)

- ☆移動の方向を示す線状の突出のある線状床材、注意を喚起する点状突出のある点状床材を用い、敷設幅は30cm以上とすることが望ましい。
- ☆線状床材は、誘導の方向と線状突起の方向とを平行にし、連続して敷設することが望ましい。
- ☆点状床材は、屈折部、段差部分、危険箇所の前面（約30cm以上離す）に敷設する。また、階段下り口では、段鼻から約30cm離し、又エレベーター出入口では押しボタン側に寄せて敷設することが望ましい。
- ★材質は、濡れても滑りにくいものを用いる。

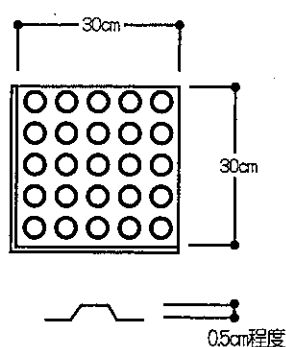
③ 触知図・点字プレート・音声による案内

(⇒【建築物】③：玄関廻り、⑧：手すり、⑪：エレベーターの項)

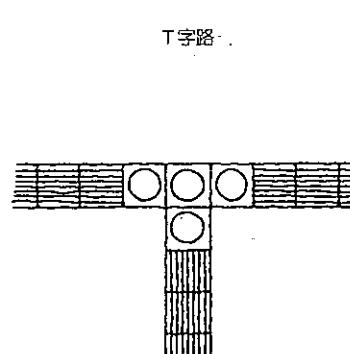
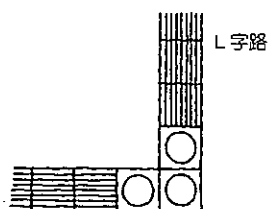
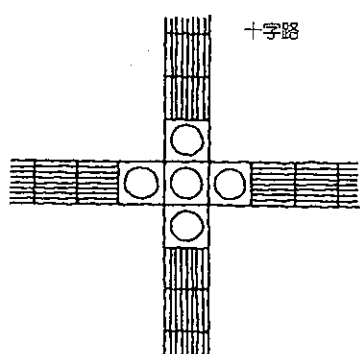
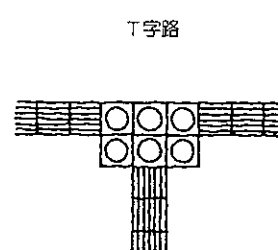
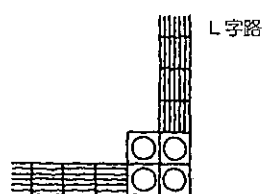
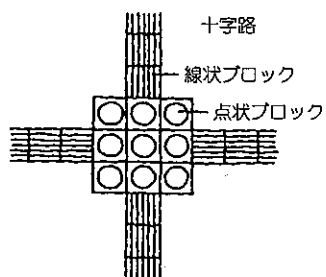
・線状床材（線状ブロック）



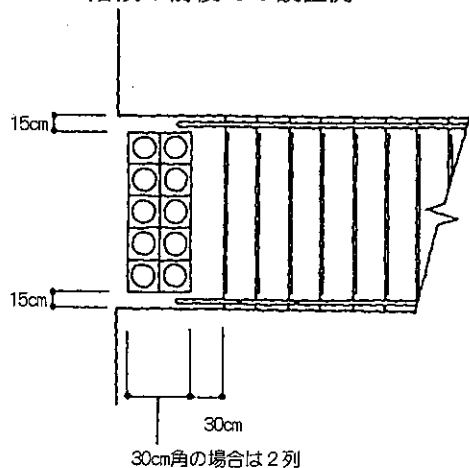
・点状床材（点状ブロック）



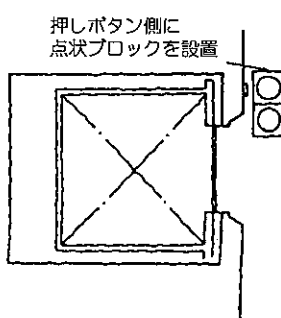
（配置の例示）



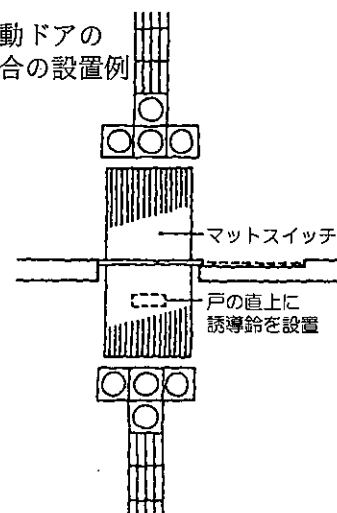
・階段の前後での設置例



・エレベーター出入口での設置例



・自動ドアの場合の設置例



⑳ 情報・誘導（緊急時の設備）－ 2

●整備の基本的な考え方

- (1) 障害者や高齢者などは、災害などの緊急時にはとりわけ対応が遅くなりがちであるため、緊急時の諸設備を設けるにあたっては、特に障害者や高齢者などへの配慮が必要である。

また、障害者や高齢者が多数利用する施設については、さらにきめ細かな配慮が必要である。

① 警報装置

☆警報装置は、光及び音によって非常事態の発生を告げる装置とし、自動火災報知機と連動させることが望ましい。

☆警報装置には、事態の状況を文字により知らせる文字標示装置を設けることが望ましい。

② 非常口・避難路

★非常口には段差を設けない。やむをえない場合はスロープを設ける。

☆避難路には点滅誘導灯及び誘導音響装置を設けることが望ましい。

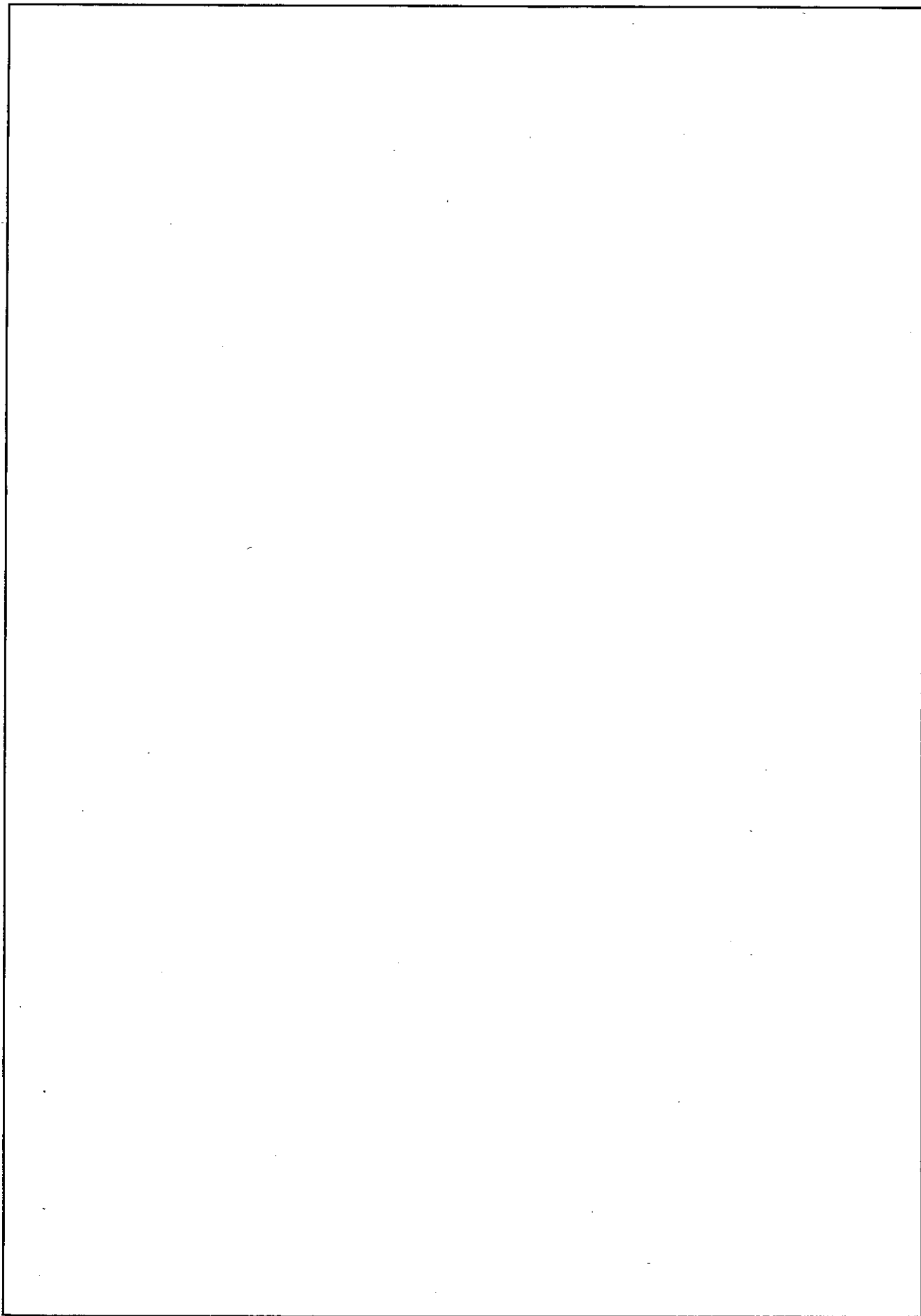
③ 防火扉

★有効幅員は85cm以上とし、弱い力でも開けることができるものとする。

★車いす使用者などの通行に支障のないよう配慮し、平常時閉鎖型のものは開閉が容易なものとする。

④ その他

☆じゅうたん、カーテンなどは防災製品を用いることが望ましい。



道 路

① 歩車道の分離

●整備の基本的な考え方

- (1) 歩車道は可能なかぎり分離し、歩行者の安全を確保する。
- (2) 歩車道を分離する方法は、道路の諸条件を考慮し、選択する。

① 歩車道の分離

★歩行者の安全を確保するため、歩車道は分離する。ただし、車両がほとんど走行しないか、または、わずかな走行で、かつその走行速度が遅い道路などにおいて、他に安全対策が施されている場合は除く。(例えば、一方通行路、時間規制により歩行者専用道路となる道路、歩行者優先のコミュニティ道路・モールetc.)

② 分離の方法

★歩車道の分離の方法は、原則として縁石により区画するものとするが車両の路外逸脱による歩行者への危険が予想される箇所については防護柵による分離も検討するものとし、また、歩行者の横断防止等については、横断防止柵のほか必要に応じ植樹帯による分離も考慮する。

③ 歩道の形式

★歩道の形式は、セミフラット形式を標準とするが、地形や沿道状況、形式の特徴等について勘案し選定するものとする。

④ 縁石部の構造

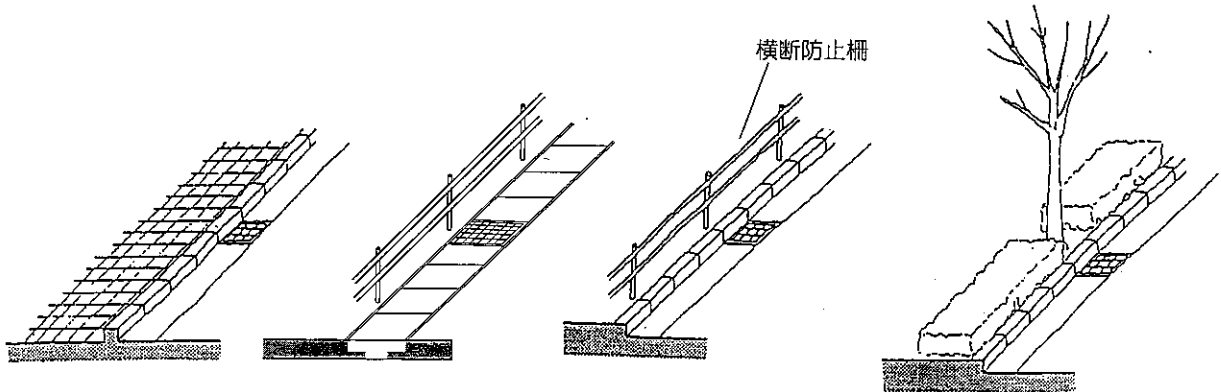
★縁石の車道面からの設置高さは、道路の構造及び交通状況並びに沿道の土地利用状況等により15cm～25cmの範囲で定めるものとするが、標準は20cmとする。

★縁石部で歩道等と車道との段差は、歩道等の形式により選定するものとする。

① 歩車道の分離

(歩車道を分離するもの)

- ・ 縁石
- ・ 車道用防護柵 (歩車道境界用)
- ・ 縁石+ガードパイプ (横断防止柵)
- ・ 縁石+植樹帯 (横断防止)



(歩道の形式)

歩道等の形式は、マウントアップ形式・セミフラット形式・フラット形式の3種類に分類され、その特徴を下表に示す。

歩道等の形式の機能特性

	マウントアップ形式	セミフラット形式	フラット形式
区画する工作物	縁石	縁石	縁石 さくその他これに類する工作物
歩道等面と車道面との関係	歩道等面が高い 段差 $h = 15\text{cm} \sim 25\text{cm}$ (標準20cm)	歩道等面が高い 段差 $h = 5\text{cm}$	同一の高さ 段差 $h = 0\text{cm}$
歩道等面と縁石天端高さの関係	同一の高さ	歩道等面が低い	歩道等面が低い
車道面と縁石天端高さの関係	$H = 15\text{cm} \sim 25\text{cm}$ (標準20cm)	$H = 15\text{cm} \sim 25\text{cm}$ (標準20cm)	$H = 15\text{cm} \sim 25\text{cm}$ (標準20cm)
歩車道の分離	明確	明確	車両乗り入れ部において損なわれる
自動車に対する歩行者の安心感	車道よりも一段高いため、歩行者に安心感がある。	車道よりも一段高いため、歩行者に安心感がある。	ほぼ同じレベルで自動車が通行するので、左の2形式よりは歩行者の安心感は低下する。
路面排水の誘導	車道部の路面排水施設が利用できる。	路面排水施設を車道部と別個に設けなければならない場合と、車道部の路面排水施設を利用できる場合がある。	官民境界のみに路面排水施設を設置した場合、車道上の水が歩道等に流入する。
歩道切下げ部・車両乗り入れ部における平坦部の確保	すりつけ勾配長が長くなるため、平坦部の確保が難しくなる。	すりつけ勾配長が比較的に短くて済むため、平坦部の確保が容易となる。	すりつけのための勾配・段差が不要。
波打ち歩道	発生する場合がある。	発生しない。	発生しない。

② 歩道等の有効幅員

●整備の基本的な考え方

- (1) 障害者や高齢者などが安心して通行できる歩行幅員を立体的かつ連続的に確保するとともに、将来、危険物などにより有効幅員が狭められないように配慮する。－＜有効幅員の確保＞－

① 有効幅員

★歩道の有効幅員は、2 m以上とする。

★自転車歩行車道の有効幅員は、3 m以上とする。

但し、有効幅員は、縁石、路上施設帯、側溝を除いた幅員とするが、やむを得ない場合は、側溝も幅員に含めることができるものとする。

② 設計上の配慮

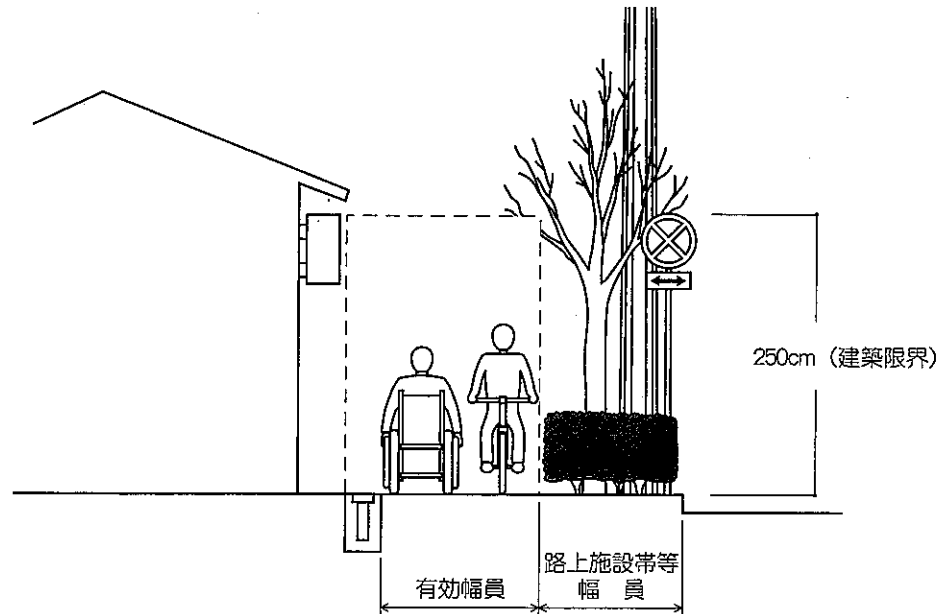
★標識柱、街灯柱などの整理集約及び電力・電話柱の民地内建柱などにより、有効幅員をできるだけ広げる。

☆将来不法占用等により有効幅員が狭められないように、必要な箇所に車止めの設置やPRシートの敷設などについて配慮することが望ましい。

㊦冬季降雪時における堆雪スペースにより有効幅員が狭められないようにする必要がある。

② 歩道等の有効幅員

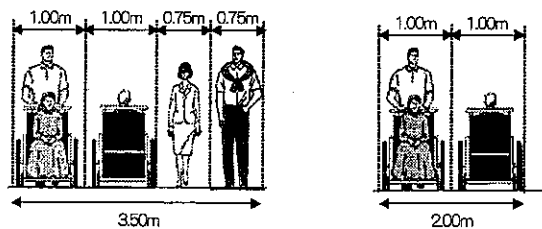
●歩道等の有効幅員の考え方



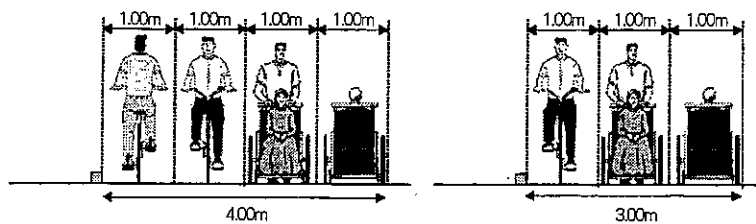
●道路利用者の基本的な寸法

人 (成人男子、 荷物なし)	自転車	車椅子	杖利用者 (2本)	シルバーカー
静止状態 幅45cm	幅60cm	幅70cm	幅90cm	幅70cm
通行時 幅70cm~75cm	幅100cm	幅100cm	幅120cm	幅100cm

出典：「新時代の“道を求めて”」道路広報センター



歩道の幅員の考え方



自転車歩行者道の幅員の考え方

出典：「道路の移動円滑化整備ガイドライン」(財)国土技術研究センター

《参考》

一歩道上に設置されるもので配慮が必要なもの一

●恒久的なもの

① 防護柵

☆ボルトの突起、巻き込み部のエッジ及び支柱等が危険を与えないよう配慮を要する。

② 電柱

☆電線類の地中化が理想的であるが、地中化の計画がない路線等については、歩道の有効幅員を狭めないよう民地内建柱や電柱の集約化などを含め設置位置に工夫をすることが必要である。

③ 標識

☆整理集約するとともに設置位置に十分配慮を要する。

④ 植樹帯

☆有効幅員の確保と緑化推進の見地から樹種を選定するなど配慮を要する。

●その他支障となるもの

① 放置自転車

☆利用者の自覚を高めるとともに、総合的な対策を要する。

② ゴミ置き場

☆道路以外の場所にゴミ置き場を設けることが理想的だが、困難な場合には通行の支障にならないように配慮を要する。

③ 違法駐車

☆防護柵のない単断面の道路における違法駐車はきわめて危険であり、歩道への乗り上げ駐車は、有効幅員を大きく狭める要因となる。違法駐車に対する総合的な対策を要する。

④ 商品等のせり出し

☆商品、看板、のぼり等のせり出しは、車いすの使用者、視覚障害者の通行動線の確保において大きな障害となるので、せり出さないよう配慮を要する。

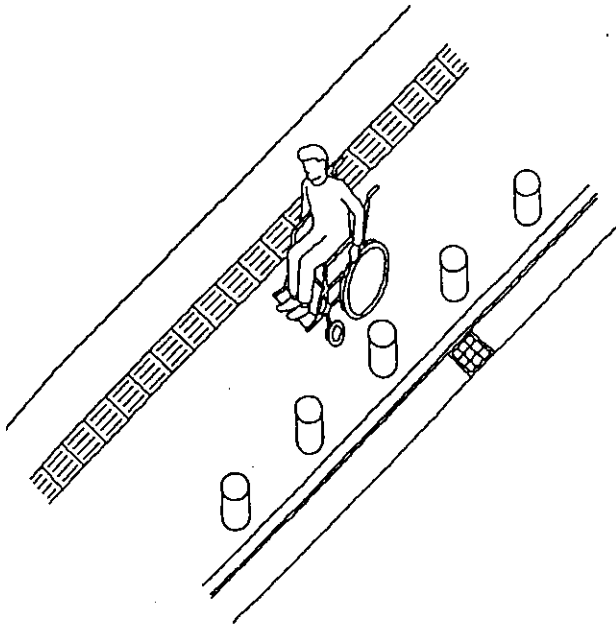
⑤ 冬季における除雪された雪

☆除雪された雪が歩道の有効幅員を狭めないように、植樹帯の取り方を工夫して植栽と植栽の間を堆雪スペースとするとか、車道側に除雪するなどの対策を要する。

② 歩道等の有効幅員

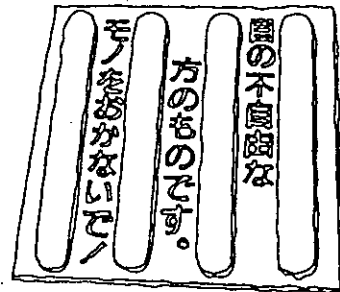
(不法占用等により有効幅員が狭められないような配慮の例示)

・ ボラード (車止め)

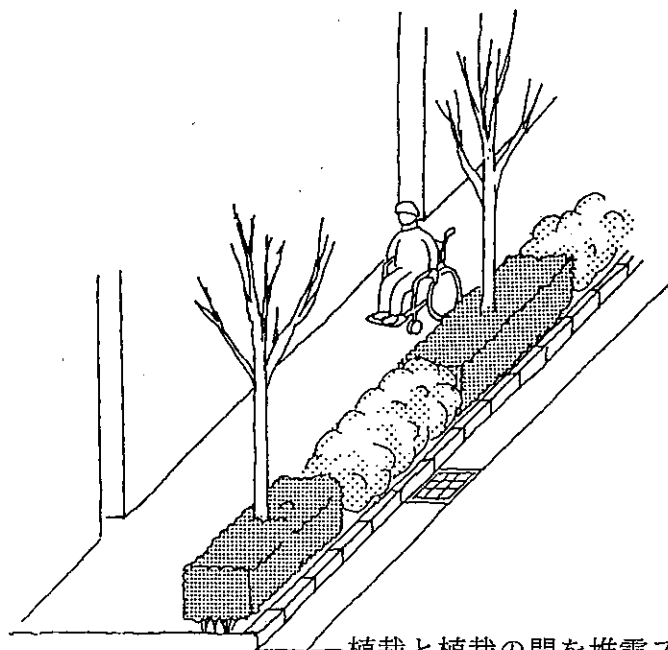


歩道への乗り上げ駐車を防ぐ

・ P Rシート



歩道上への商品のせり出しや
自転車の放置を防ぐ



植栽と植栽の間を堆雪スペースとし、有効幅員を確保
している例

③ 一般的事項

●整備の基本的な考え方

- (1) 歩行者の通行動線上の段差は最小限とし、すりつけることにより段差の解消をはかる。

① 歩道等の勾配

- ★歩道等の縦断勾配は、5 %以下とする。但し、地形の状況その他特別な理由によりやむを得ない場合においては、8 %以下とすることができる。
- ★歩道等の横断勾配は2 %以下を標準とするが、透水性舗装等雨水を地下に浸透させる舗装材を使用する場合は1 %以下とする。但し縦断勾配のすり付け区間には勾配は付けないものとする。

② 勾配の方向

- ★縦断勾配の方向は、歩行者の通行動線の方向と一致させる。
- ★横断勾配の方向は、地形・沿線の状況・排水施設の位置等を考慮し決定する。

③ 排水施設

- ★歩車道境界部において、水溜まりが生ずる恐れのある箇所では、街渠柵等を設置するなど排水に十分配慮するものとする。また、通行動線上に柵を設置する場合は、車いすのキャスター・杖及びハイヒールなどが落ち込むことがないように目幅に配慮するとともに、降雪・凍結時でも歩行者が滑ることのない形状・材質のものをを用いることとする。
- ★歩道等の通行動線上に側溝等の排水施設を設置する場合は、歩道利用者が安全かつ円滑に利用できるよう、側溝の暗渠化や円形側溝等も検討すること。

④ 水平部分

- ☆信号待ちなどのため、切り下げた部分に、車いすの止まれる水平部分（1.5 m程度）を設けることが望ましい。

⑤ 幅員が狭い道路

- ★幅員が狭い道路では、街渠ブロックの高さを低くするか、または、歩道の全幅を切り下げる。（マウントアップ方式の場合）

⑥ 勾配部の仕上げ

★すりつけの勾配部分については、冬季積雪時において滑りにくい仕上げや材質とする。

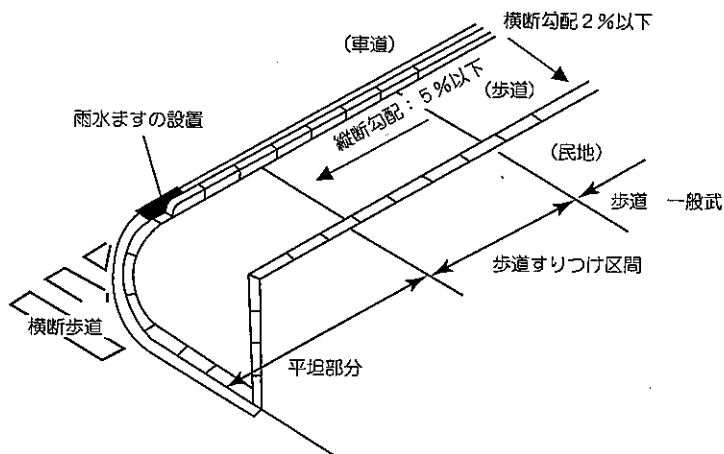


図 セミフラット型の横断歩道接続部等における構造 (植樹帯等がない場合)

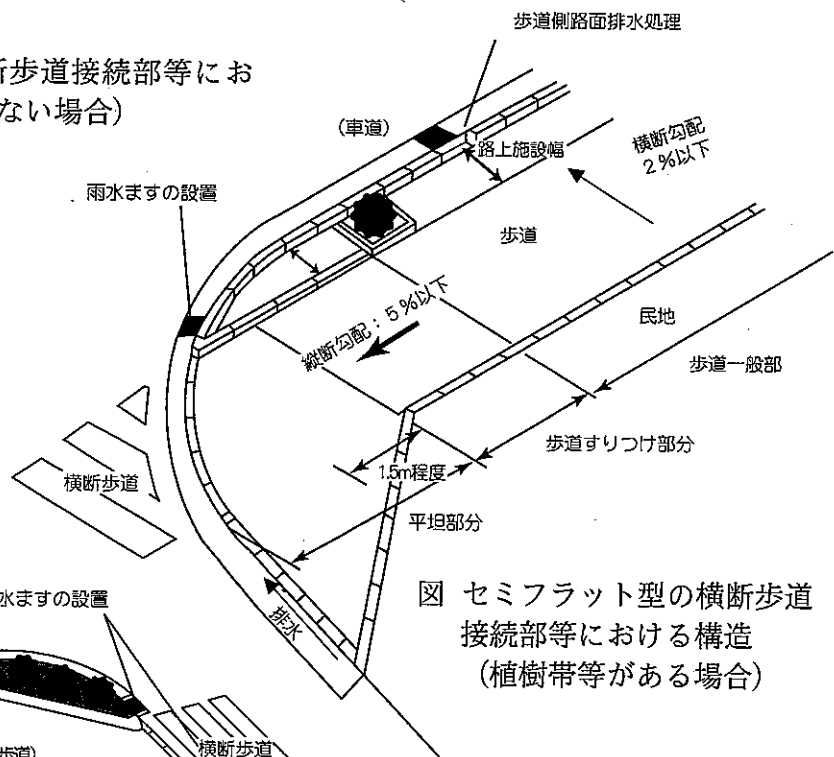


図 セミフラット型の横断歩道接続部等における構造 (植樹帯等がある場合)

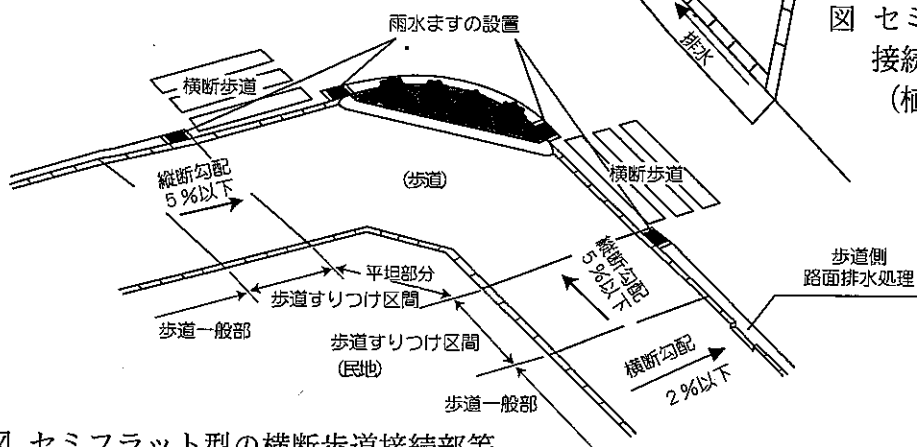


図 セミフラット型の横断歩道接続部等における構造 (交差点部)

注) 横断歩道接続部に設置する縁石の構造により、歩道すりつけ区間が必要のない場合もある。

④ 交差点における切り下げ

●整備の基本的な考え方

- (1) 交差点の横断歩道に向けてのすりつけは、自動車に対する歩行者の安全、路面の排水などを考慮の上、障害者や高齢者などが安全かつ快適に通行できるような構造とする。

① 切り下げ方法

★「③一般的事項」の切下げ方法に準じて、切下げを行う。

② 歩車道境界部の段差

★横断歩道及び歩道巻き込み部における歩車道の境界の段差は、境界ブロック縁端部で1 cm以下、背面部で2 cmを標準とする。

★歩道巻き込み部においては、路面排水等の処理について十分配慮するとともに、境界ブロック縁端部の段差がなくなる場合は、円形側溝等の設置を検討するものとする。

③ 隅 切 り

☆歩道の巻き込み部については、歩行者等のたまり場の確保に努めるとともに、車両の見通しの確保を図るため、できるだけ隅切りを設置することが望ましい。

④ 交差点における切り下げ

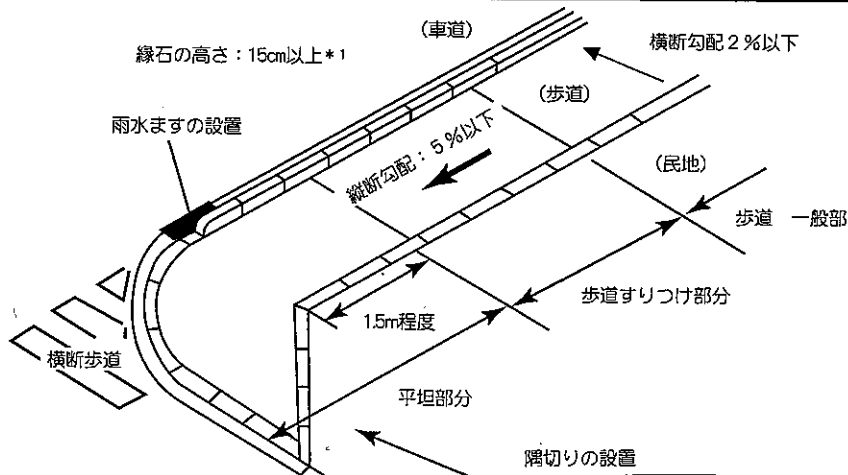


図 横断歩道接続部等における構造 (植樹帯等がない場合)

* 1 縁石は両面加工した特殊ブロックを使うなど、歩行者等の安全な通行が確保されるよう配慮する。

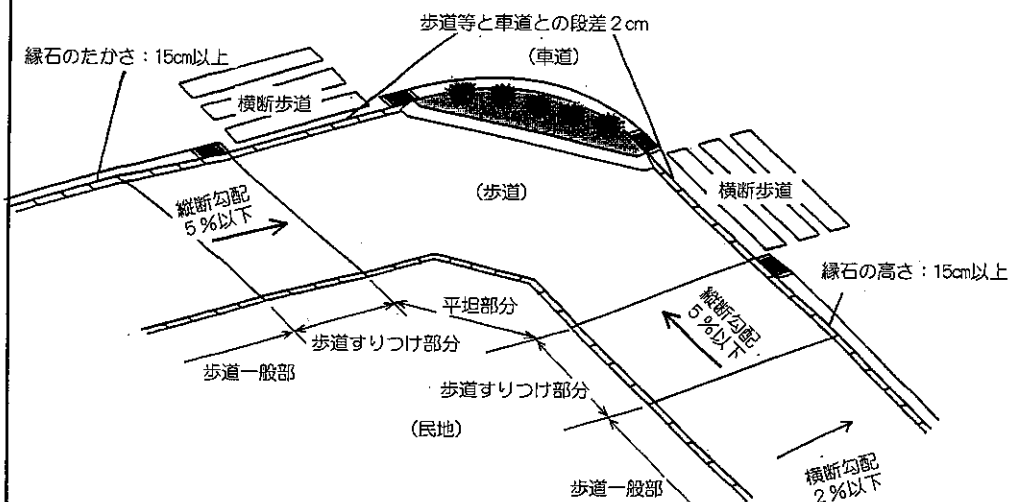


図 横断歩道接続部等における (交差点に横断歩道がある場合)

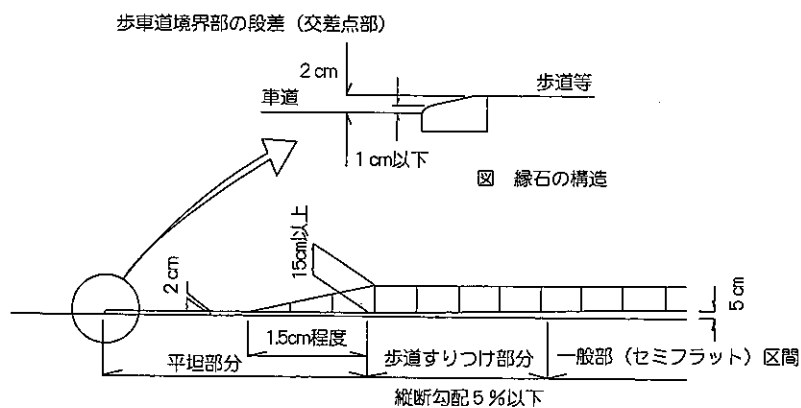


図 セミフラット型の横断歩道接続部等における構造 (植樹帯がない場合)

⑤ 車乗入れ部

●整備の基本的な考え方

- (1) 車の乗り入れ部は、歩行者の通行のしやすさを考慮し、路面が連続して平坦となるような構造とする。

① 植樹帯のない歩道

★車両乗り入れ部のうち、平坦部（横断勾配2%以下部分）の有効幅員は2 m以上確保することを標準とする。但し、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合については1 m以上確保する。

② 植樹帯のある歩道

★植樹帯の幅で切り下げを原則とする。

③ 車道との段差

★乗り入れ部における歩車道の境界の段差は、境界ブロック縁端部で2 cm、背面部5 cmを標準とする。

④ 乗り入れ勾配

★乗り入れ部における勾配は15%以下とする。

⑤ 車乗入れ部

(切下げ区間の歩道有効幅員と乗り入れ勾配)

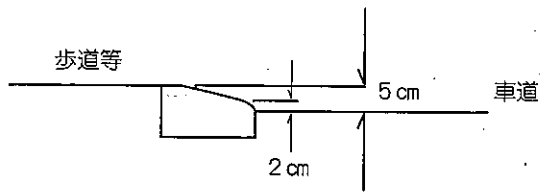


図 縁石部の構造

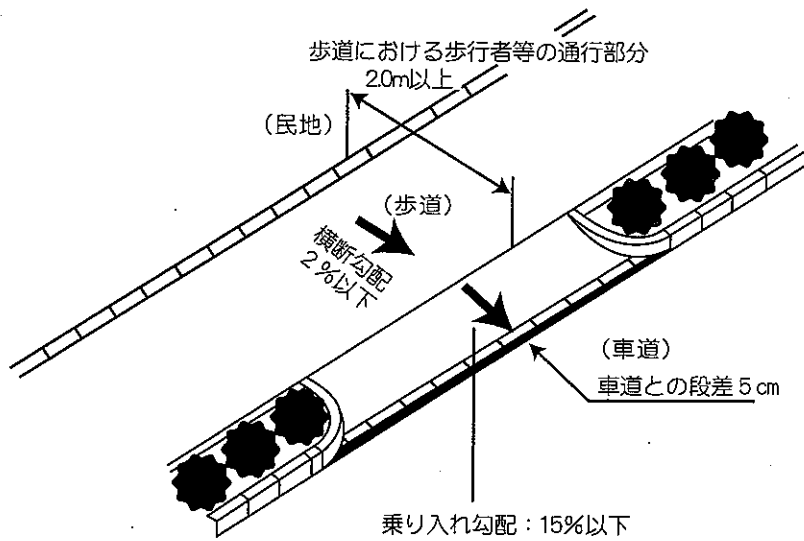


図 植樹帯等の幅員内ですりつけを行う構造

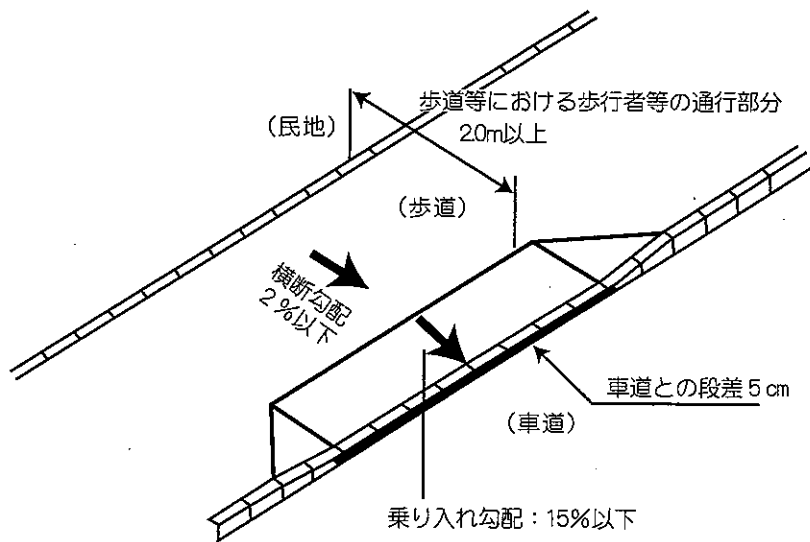


図 歩道等内においてすりつけを行う構造

⑥ 歩道舗装

●整備の基本的な考え方

- (1) 歩道舗装は、障害者や高齢者などの転倒を防ぐため平坦性、滑りにくさ、水はけのよさの視点から材料を選択し施工する。

① 平 坦 性

- ★障害者や高齢者などにとっては、わずかな凸凹や段差はつまずいたり、転倒したりすることがあり、歩道の平坦性を確保するよう十分に配慮する。
- ★歩道舗装材に平板ブロックやインターロッキングブロック等の材料を採用する場合については、ブロック目地等による凸凹の発生を軽減するように努めるものとする。
- ★歩道除雪機械の進入が想定される箇所及び車両乗り入れ部については、歩道舗装が沈下しないよう、舗装の種類、使用材料、舗装厚について検討するものとする。

② 滑りにくさ

- ★路面が滑ると、歩きにくいばかりか転倒の恐れがある。特に、雪や雨で濡れた場合における路面の滑りにくさに留意して材料を選定するものとする。
- ☆また、特に多くの人が集まるような場所では、凍結対策として融雪装置を設置することが望ましい。

③ 水はけのよさ

- ★水たまりをできにくくするため、平坦性を確保し、必要な場所に透水性のある材料を用いる。
- ☆透水性舗装については、地下水位が高く雨水を地下に円滑に浸透させることが不適当な箇所にあっても、縦断地下排水工やドレーン工により地下水低下が図られている場合は、採用できるものとする。

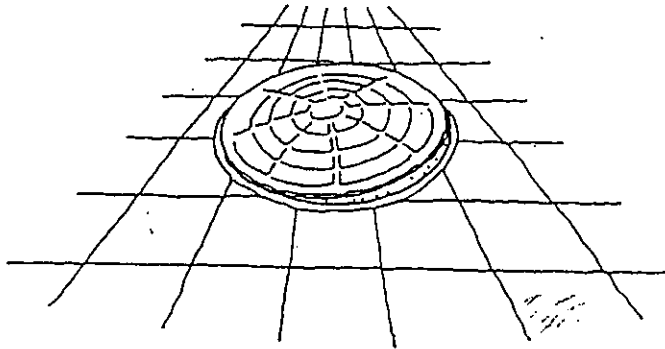
④ 民地との境界付近

- ★建築物のアプローチ等が整備されており、民地側との段差が生じ平坦性の確保に支障をきたす場合においては、民地側でのすり付け等の協力を得るようにする。

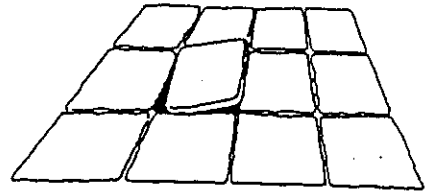
⑥ 歩道舗装

(歩道面の平坦性を阻害するものの例示)

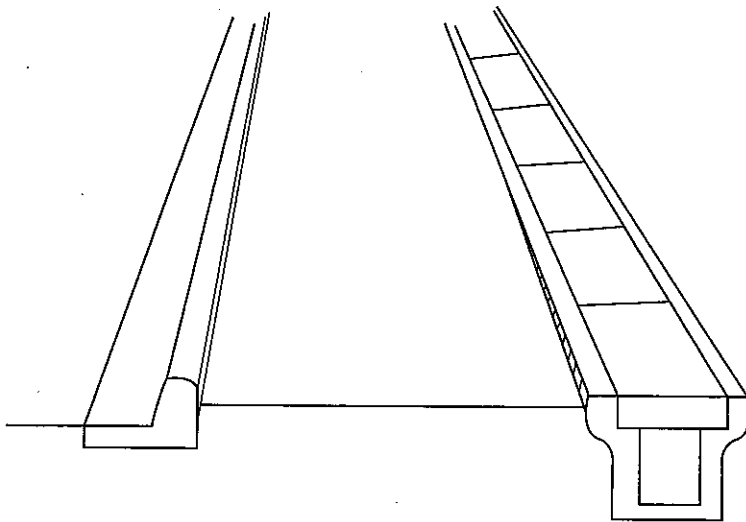
・マンホールの蓋の持ち上がり



・歩道敷石（レンガ等を含む）の凸凹



・歩道内側溝と路面の段差



⑦ 案内標識の整備

●整備の基本的な考え方

- (1) 幹線となる道路の要所には、必要に応じ、障害者や高齢者などが利用する公共施設や病院などへの案内標識を整備する。

① 標 示

★案内標識は、大きめでわかりやすい文字や記号で標記する。

☆記号による案内標識のうち、可能なものには文字を併記することが望ましい。

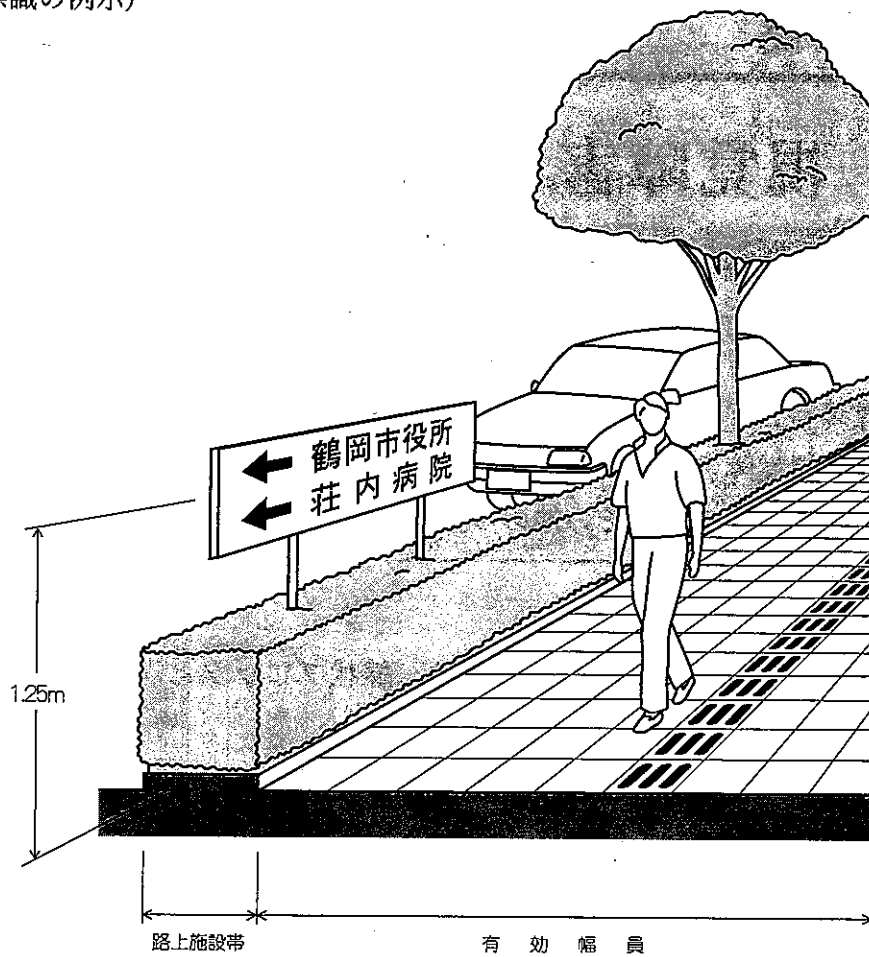
② 位 置

★標示板は路上施設帯に設置するものとし、標示板の中心高さは1.25mを標準とする。但し、通行動線上に張り出さなければならない場合は、標示板下端までの高さは、地上高さ2.5mを確保する。

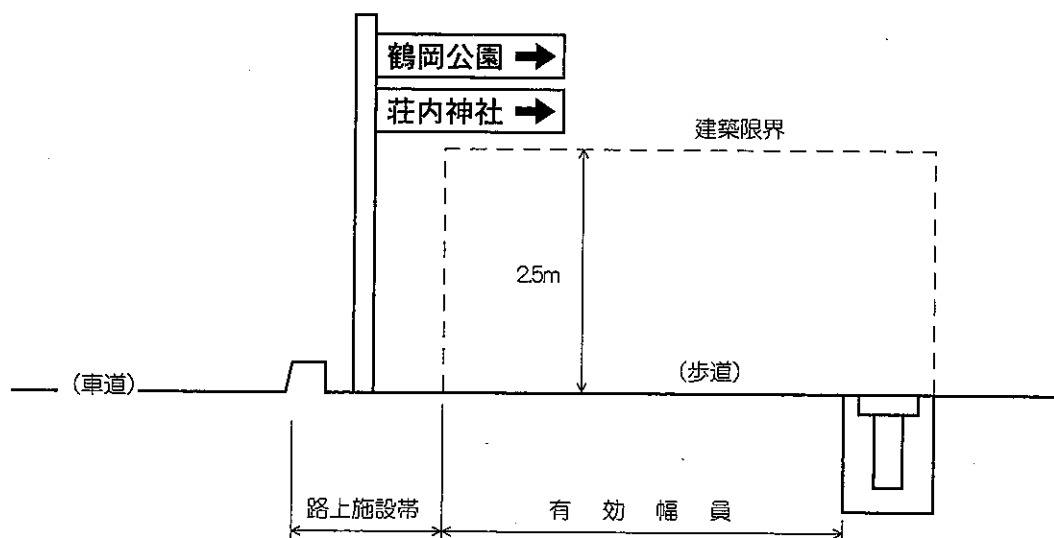
★案内標識は、視覚障害者の歩行を妨げることのないように設置する。

⑦ 案内標識の整備

(案内標識の例示)



(歩道幅員が十分確保されている場合)



(標示板を通行動線上に張り出す場合)

⑧ 視覚障害者誘導用ブロック

●整備の基本的な考え方

- (1) 視覚障害者が多く利用する歩道上に、容易に確認でき、かつ覚えやすい方法で視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。
- (2) 敷設にあたっては、その他の歩行者の安全を阻害しないよう配慮する。

① 種 類

★視覚障害者誘導用ブロックの種類は、線状ブロックと点状ブロックの二種類とする。

★形状・寸法は、JIS-T9251に適合したものとする。

② 設置場所

★視覚障害者が多く利用する道路、視覚障害者がよく利用する施設と駅またはバス停留所などの交通結節点を結ぶ道路の歩道上に敷設する。

★通行動線の結節点、歩道状況の変化地点、施設の出入口などに必要に応じて敷設する。

③ 設置方法

★線状ブロックは、主として誘導対象施設の方向を案内するために用いる。
その設置は、通行動線の方向と線状突起の方向とを平行にする。

★点状ブロックは、主として歩車道境界などの危険箇所および曲がり角などの注意喚起、並びに誘導対象施設の所在を示すために用いる。

★障害物のマンホール等を回避させる場合、マンホールなどにより誘導が途切れないように配慮する必要があるが、そのために、必要以上に遠回りすることのないよう配慮して設置する。

㊦冬季降雪時に除雪後の雪に埋もれてしまわないように、堆雪スペースを考慮に入れて設置する。

④ 材 質 等

㊦視覚障害者誘導用ブロックの材質は、十分な強度を有し、冬期間でも滑りにくく、歩行性、耐久性、耐磨耗性に優れたものとする。

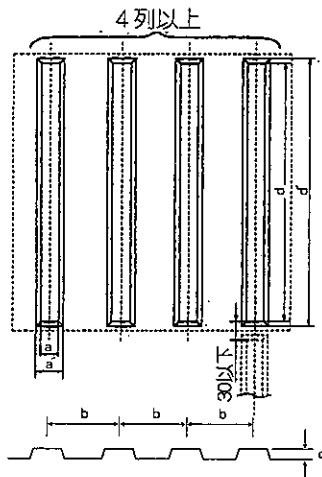
⑧ 視覚障害者誘導用ブロック

⑤ 色 彩

★視覚障害者誘導ブロックの色は黄色を基本とするが、色彩に配慮した舗装を施した歩道等で黄色いブロックを適用すると、その対比効果が十分発揮できなくなる場合は、適切な色彩のものを選択する。

〈線状ブロックの形状・寸法及び配列〉

- ・線状突起の形状・寸法及びその配列は下図のとおりである。
- ・線状突起の本数は4本以上で、ブロックの大きさに応じて増やす。
- ・このブロック等を並べて敷設する場合は、ブロック等の継ぎ目（突起の長手方向）部分における突起と突起の上辺部での間隔は、30mm以下。

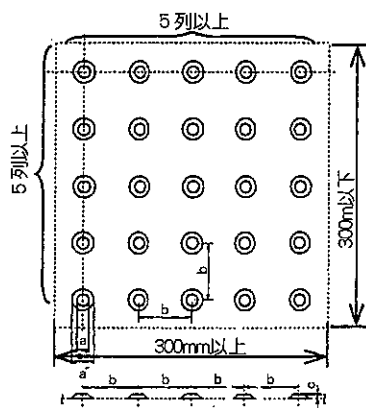


単位：mm

記 号	寸 法	許容差
a	17	+1.50
a'	a + 10	
b	75	
c	5	+1.0
d	270以上	
d'	d + 10	

〈点状ブロックの形状・寸法及び配列〉

- ・点状突起の形状・寸法及びその配列は下図のとおりである。
- ・点状突起を配列するブロック等の大きさは300mm（目地込み）四方以上。
- ・点状突起の数は25（5×5）以上で、ブロックの大きさに応じて増やす。
- ・このブロック等を並べて敷設する場合は、ブロック等の継ぎ目部分における点状突起の中心間距離は、b + 10mm以下。



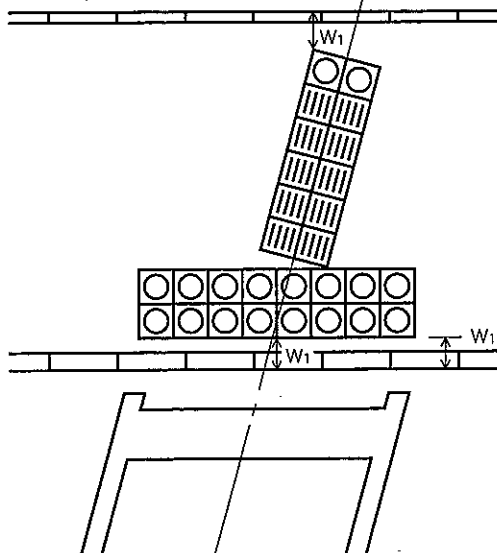
単位：mm

記 号	寸 法	許容差
a	12	+1.50
a'	a + 10	
b	55～60	
c	5	+1.0

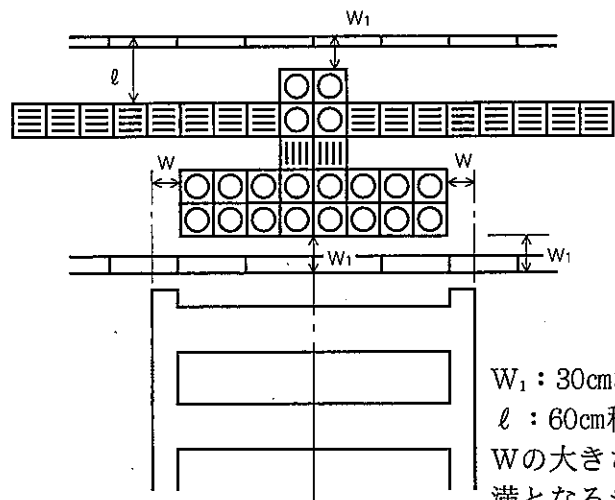
道路

(視覚障害者誘導用ブロックの設置例)

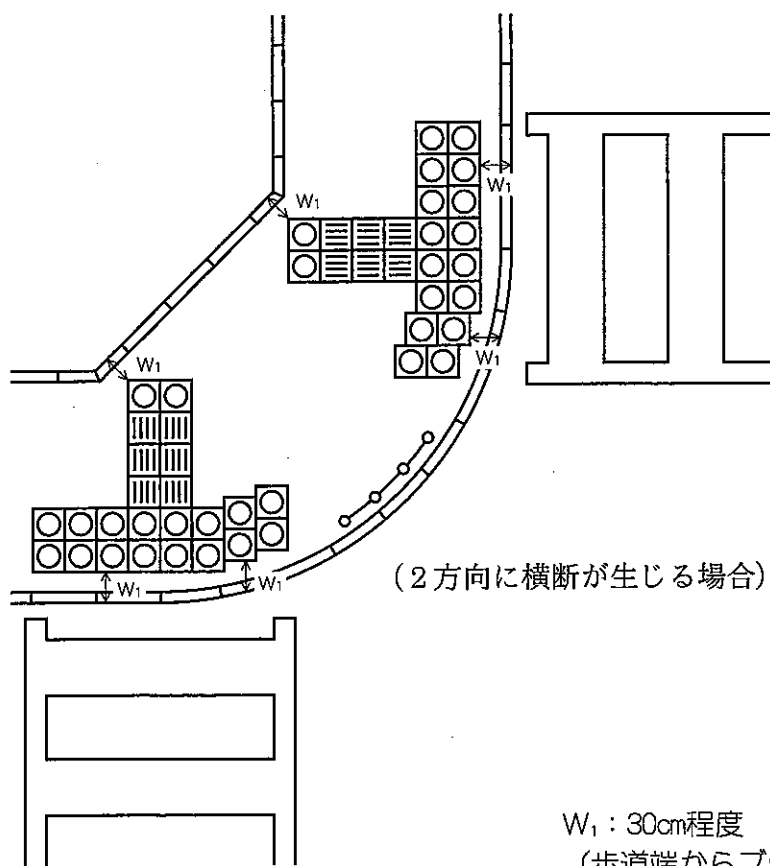
・横断歩道部の設置例
(横断歩道が斜めの場合)



(継続的直線方向を案内している場合)



W_1 : 30cm程度
 l : 60cm程度
 W の大きさが30cm未満となるまで点状ブロックを敷く。

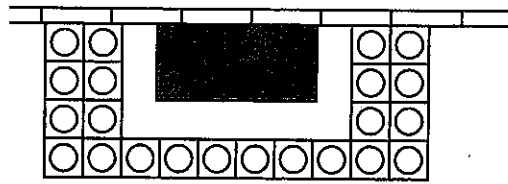


(2方向に横断が生じる場合)

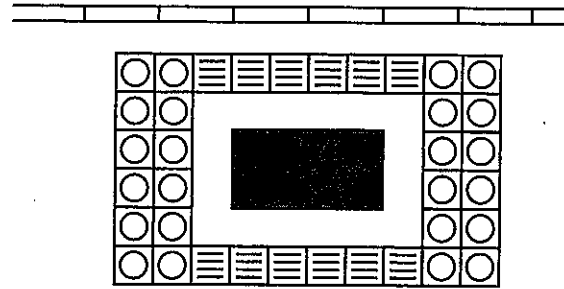
W_1 : 30cm程度
(歩道端からブロック端まで)

⑧ 視覚障害者誘導用ブロック

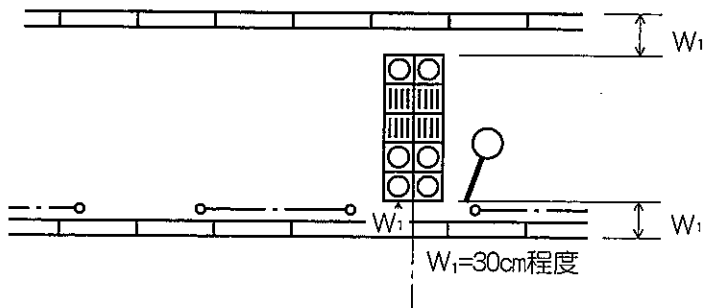
- ・危険物回避の設置例
障害物を囲んだ例



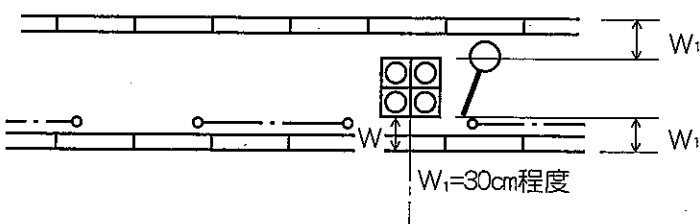
- 歩行経路を案内した例



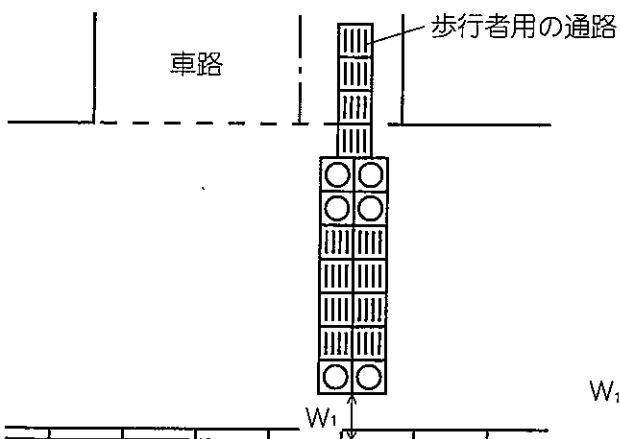
- ・バス停留所の設置例
歩道幅員が広い場合



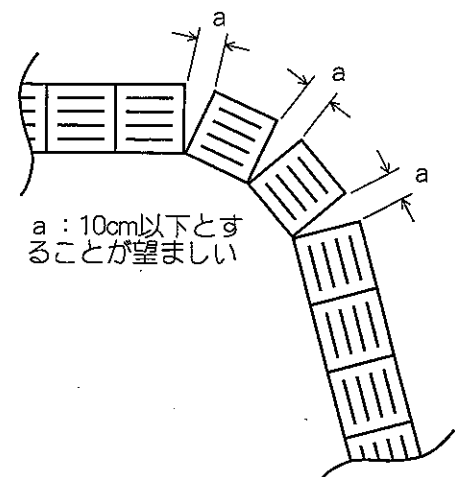
- 歩道幅員が狭い場合



- ・施設等入口部の設置例



- ・屈折部の設置例



公園

① 出入口

●整備の基本的な考え方

- (1) 車いすの出入りできる出入口を少なくとも1箇所設け、車いす使用者の通行可能な園路と連結させる。
- (2) 他の出入口には、その旨がわかる案内板を設ける。

① 勾 配

★勾配は原則として5% (1/20) 以下とする。踊り場は高低差75cm以内ごとに150cm以上とする。

② 有効幅員

★車いすで出入りできる出入口の有効幅員は200cm以上とする。

③ 仕 上 げ

★表面は雨や雪に濡れても滑りにくい仕上げとする。

④ 車 止 柵

★柵の間隔は標準90cmで設置する。

★柵の前後に150cmの水平部分を設ける。

⑤ 標 示

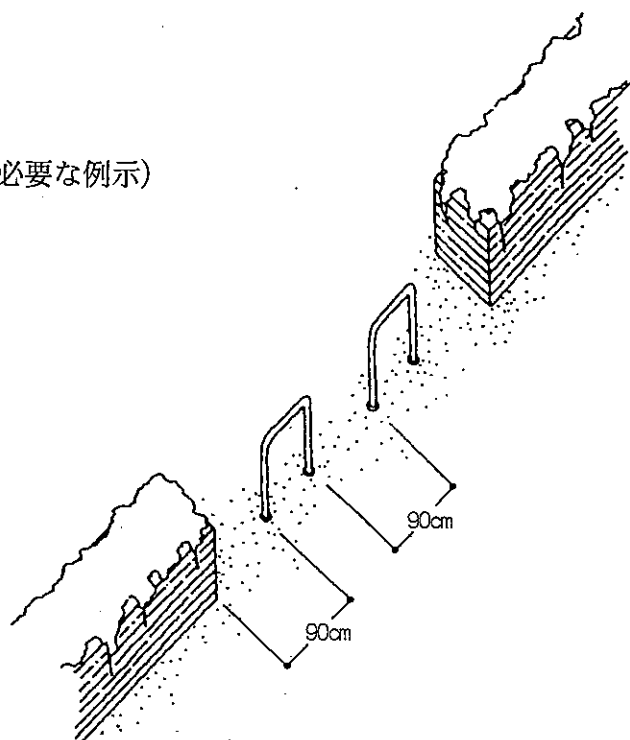
★自転車・オートバイ等の出入りを禁止する。場合はその旨標示をする。

⑥ 段 差

★段差は設けないこととする。

① 出入口

(車止柵の必要な例示)



② 園 路

●整備の基本的な考え方

- (1) 各施設を利用するために、車いす使用者を配慮した通行動線を1経路は確保する。

① 勾 配

★車いすで利用できる園路の縦断勾配は4% (1/25) 以内とする。踊り場は高低差75cm以内ごとに150cm以上とするが、車いすで下ることも考慮し長めにとることが望ましい。

★横断勾配は水勾配程度とし、可能な限り水平にする。

② 有効幅員

★車いすで利用できる園路の有効幅員は車いす同士がすれ違えるよう200cm以上とする。

㊦ ☆冬季積雪時には、除雪、融雪等を行い、安全な通行動線を確保することが望ましい。

③ 仕 上 げ

★舗装は雨や雪で濡れても滑りにくく平坦な仕上げとし、砂利敷は車いすでの通行が困難なため用いない。

④ 段差の解消

★通行動線が縁石・街渠などと交差する際も段差が残らないようにする。

★すりつけ勾配は5% (1/20) 以下とする。

★切り下げ部分の有効幅員は200cm以上とする。

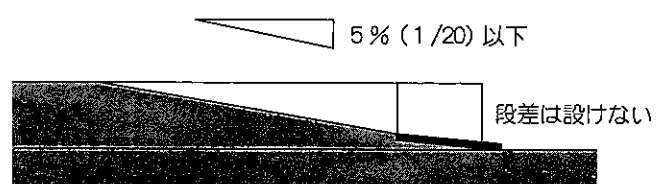
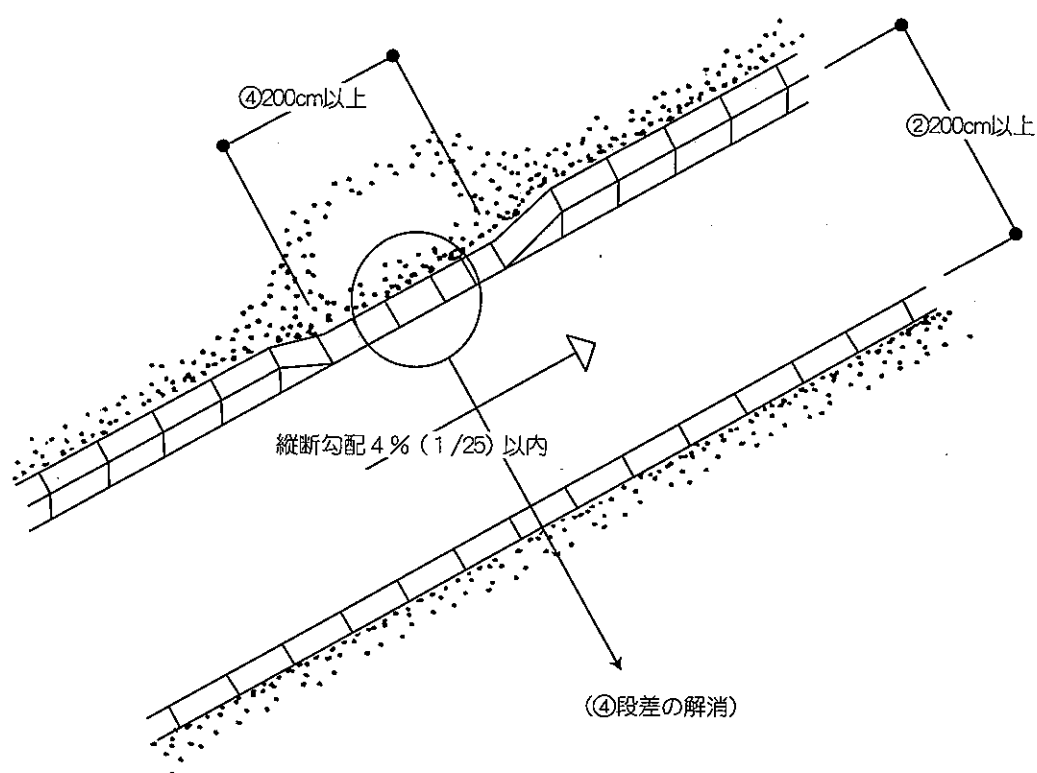
⑤ 視覚障害者誘導用ブロック

☆視覚障害者誘導用ブロックは必要に応じて適切に敷設する。

㊦ ☆冬季積雪時に除雪後の雪に埋もれてしまわないように、除雪スペースを考慮にいれて設置することが望ましい。

㊦ ★特に、積雪、凍結時には滑りやすくなるため、滑りにくい材質等を用いる。

(⇒【道路】⑧：視覚障害者誘導用ブロックの項)



③ スロープ（斜路）

●整備の基本的な考え方

(1) 段差または階段がある場合は、スロープを併設する。

① 勾 配

★スロープの最大縦断勾配は5%（1/20）とする。やむを得ない場合でも8%（約1/12）以下とする。

★横断勾配は設けずに、可能な限り水平にする。

② 有効幅員

★有効幅員は、階段に代わるものにあつては200cm以上、階段に併設するものにあつては120cm以上とすること。

③ 水平部分

★傾斜路の終始部に長さ180cm以上の水平部分を設ける。

★高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場（水平部）を設ける。

④ 滑り落ち止

★傾斜路の両側には、高さ約5cm以上の立上り又は側壁を設置する。

⑤ 手 す り

★手すりは両側に連続して設ける。やむを得ない場合は片側に設ける。

★手すりの両端は傾斜路の終始点より45cm以上水平に延長する。

⊙ ☆冬季の冷たさに配慮した材質を用いることが望ましい。

(⇒【公園】⑤：手すりの項)

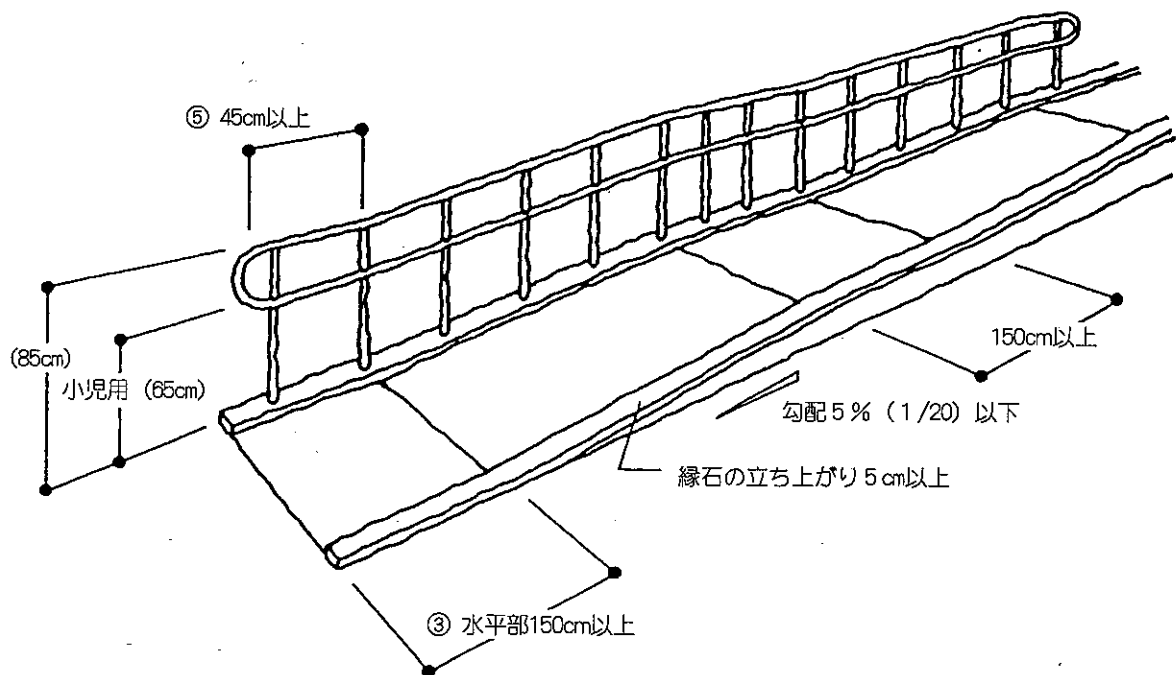
⑥ 路上施設

★排水等の路上施設は、可能な限り避けるがやむを得ない場合は支障とならないよう考慮する。

⑦ そ の 他

(⇒【公園】②：園路の項)

③ スロープ (斜路)



④ 階 段

① 有効幅員

★階段の有効幅員は120cm以上とする。

② 形 状

★蹴上げは15cm以下、踏面は35cm以上、蹴込みは2cm以下とする。

★同一階段では、蹴上げ、踏面の寸法は一定にする。

★蹴込み板は必ず設け、段鼻は突き出さないようにする。

③ 水平部分

★階段の終始点及び高さ300cm以内ごとに、水平部分（踊り場）を設ける。

④ 手 す り

★階段の両側には連続して手すりを設ける。

☆幅が300cm以上の階段においては、中央に設けることが望ましい。

㊦ ☆冬季の冷たさに配慮した材質を用いることが望ましい。

(⇒【公園】⑤：手すりの項)

⑤ 仕 上 げ

☆雨や雪で濡れても滑りにくく平坦な仕上げとする。

⑥ 標 示

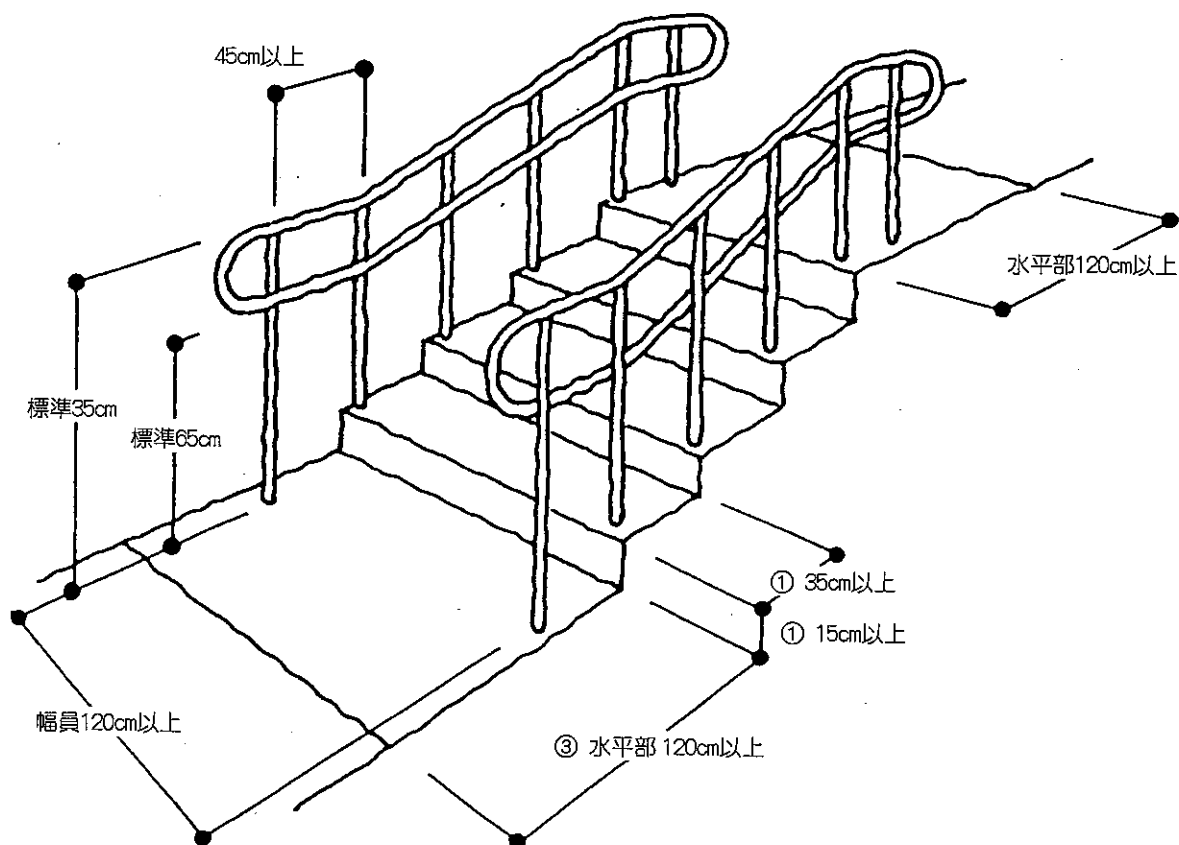
★階段の位置の標示は、床材の色の変化、標識などにより明確に行う。

☆階段の降り口の水平部分には、点状ブロックを敷設することが望ましい。

⑦ 照 明

★階段付近は10ルクス以上の照明により、足下をできるだけむらなく明るくする。

④ 階 段



⑤ 手 す り

●整備の基本的な考え方

- (1) 手すりは、危険防止、誘導、移動補助など多くの目的をもち、できるだけ連続して設ける。

① 高 さ

★一本の場合は80cm程度とし、日本の場合は65cm程度（主に小児用）と85cm程度とする。

② 形 状

★外径4cm（小児用にあっては3cm）程度の握りやすいものとする。

③ 材 質

㊦ ☆冬季の冷たさに配慮した材質を用いることが望ましい。

④ 壁との関係

★壁面とのあきは、5～6cm程度とし、手すりの下側で支持する。

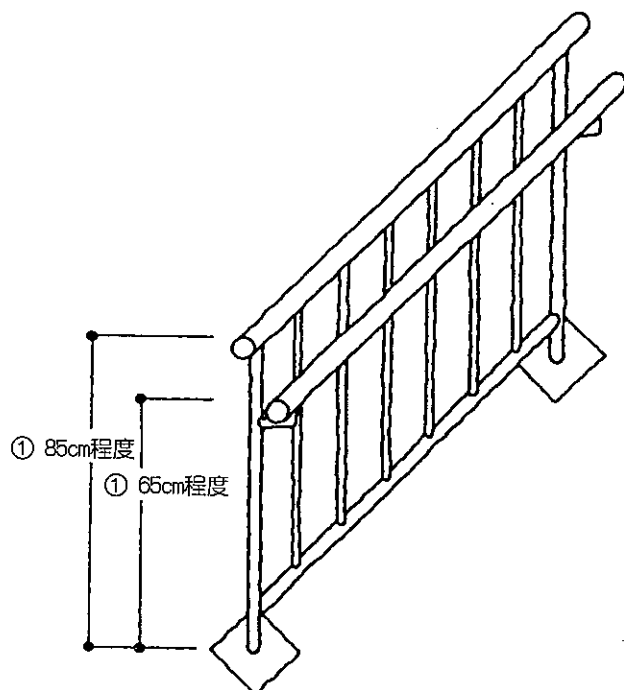
⑤ 端 部

★端部は下方、又は壁面方向に曲げる。

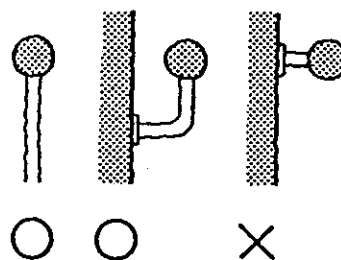
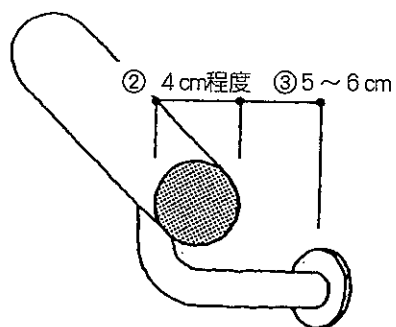
⑥ 標 示

★端部及び要所には現在位置などを点字で標示する。

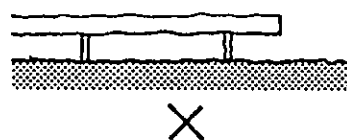
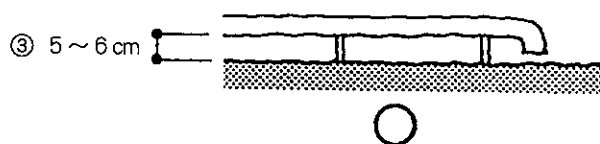
⑤ 手すり



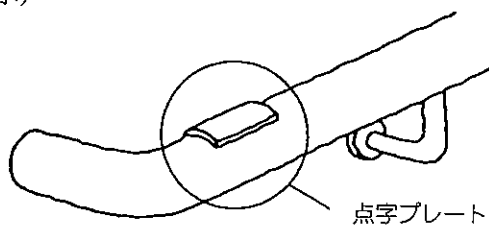
(②形状)



(③ 壁との関係、④端部)



(⑥表示)



⑥ 排水溝

●整備の基本的な考え方

(1) 園路を横断する排水溝は原則として暗渠とする。

① 溝 蓋

★園路を横断する排水溝の場合は溝蓋を設けるなど、車いす利用者等の利用に配慮したものとする。

㊟★排水溝の溝蓋は特に凍結により滑りやすく危険なため、滑り止めのついたものを用いる。

② 排水穴

★溝蓋の排水穴は、車いすのキャスターや杖の先が落下しない形状とする。

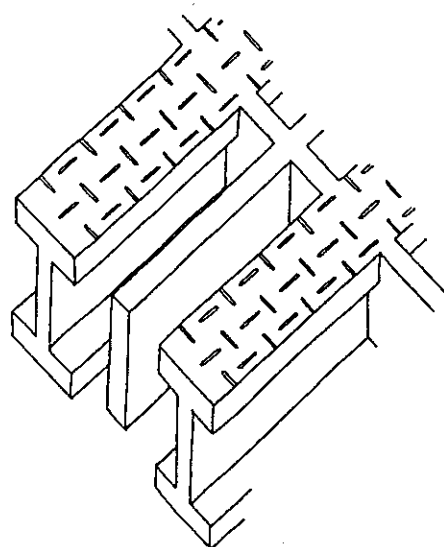
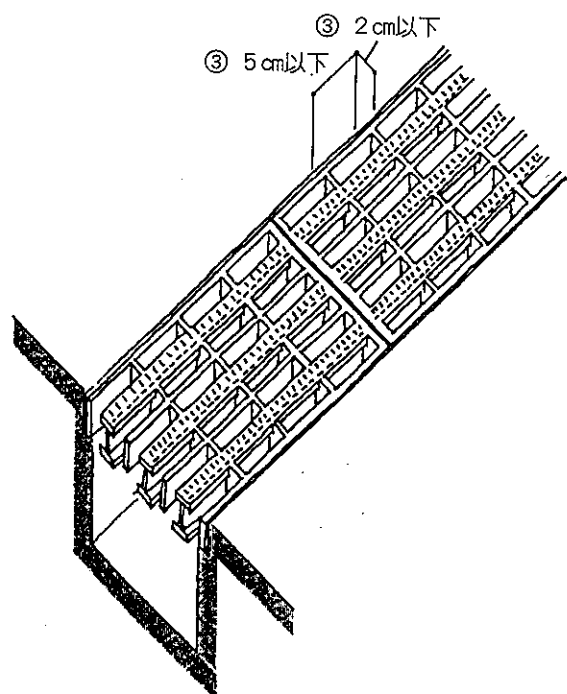
★動線が交差する広場等においては、排水溝の蓋はパンチメタルで覆ったものを用いる。

③ レベル

★格子蓋・グレーティング・マンホール等は園路と同一レベルに設ける。

⑥ 排水溝

・ 滑り止めのついて溝蓋の例



⑦ ベンチ・野外卓

【ベンチ】

① 腰掛け板

★標準の高さは40～45cmとする。

㊦ ☆冬季の冷たさに配慮した材質を用いることが望ましい。

② 杖使用者用ベンチ

☆標準の高さは55cmとし、前傾させることが望ましい。

③ ひじかけ

☆両端には、手すり兼用となるような大きめのひじかけを設けることが望ましい。

④ 屋根・ひさし

㊦ ☆雪や雨をよけるため、屋根またはひさしを設けることが望ましい。

【野外卓】

⑤ 水平部分

★車いすが接近できるように使用方向に150cm以上の水平部分を設ける。

⑥ 下部スペース

☆卓の下部に、高さ65cm以上奥行き45cm以上のスペースを設けることが望ましい。この部分には、足つなぎの水平棒は設けない。

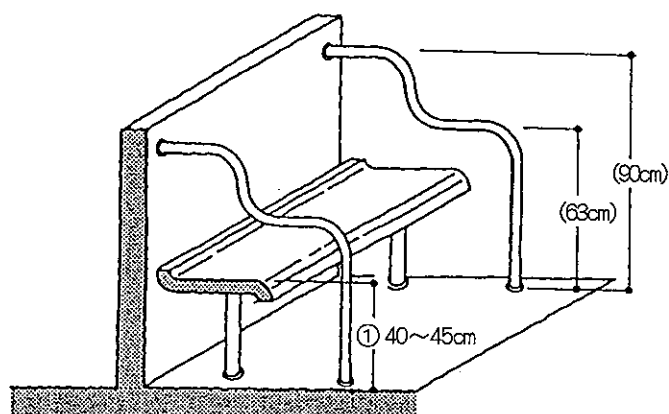
⑦ 卓の配置間隔

☆多くの車いす使用者が同時に利用する場合、車いすが卓間を移動できるよう、最低220cm以上離すことが望ましい。

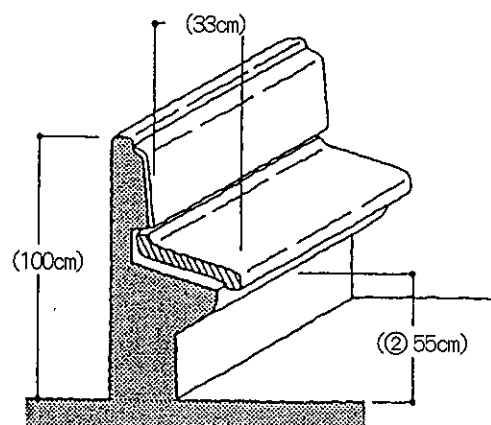
⑧ 屋根・ひさし

☆雪や雨をよけるため、屋根またはひさしを設けることが望ましい。

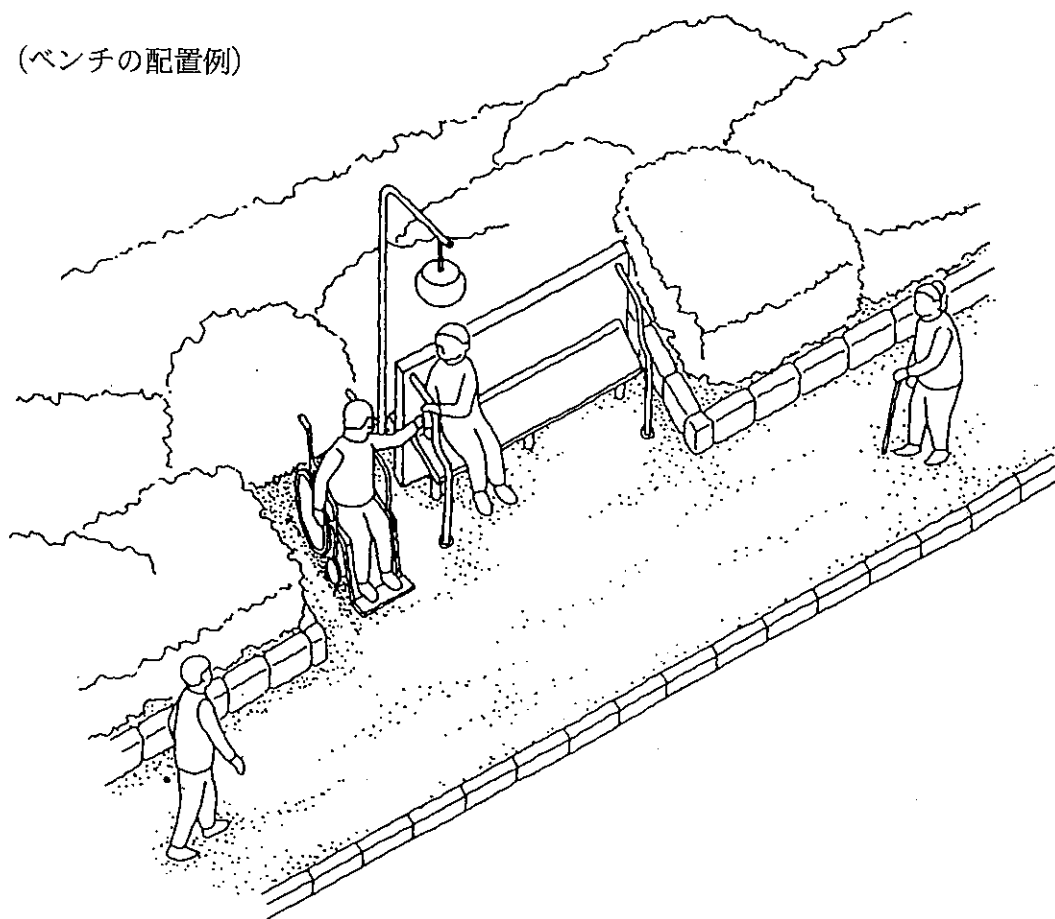
(①一般用ベンチの例)



(②杖使用者用ベンチの例)



(ベンチの配置例)



⑧ 売札所・券売機・公衆電話・水飲み器

【売札所・券売機】

① カウンター

★売場カウンターの高さは、100cm以下とする。

② 券 売 機

★金銭投入口の高さは、120cm前後とする。

【公衆電話】

③ 規 格

★ダイヤル、硬貨入れまでの高さは床より100cm程度とする。

★電話台の高さは床より70cm程度で、下部空間高は床より65cm以上とする。

★電話台は壁面より35cm以上持ち出す。

④ 視覚障害者用ダイヤル等

★視覚障害者用ダイヤル、聴覚障害者用音量増幅器など、必要に応じて取り付ける。

⑤ 電話ボックスの構造

☆ドアの開閉を容易にする等、高齢者や障害者の利用を配慮した構造とすることが望ましい。

【水飲み器】

⑥ 飲 み 口

★飲み口は上向きとする。

★飲み口までの高さは76cm以下、車いすで利用しやすいように下部に高さ65cm程度のスペースを確保する。

⑧ 売札所・券売機・公衆電話・水飲み器

⑦ 水平部分

★車いすが接近できるよう使用方向に150cm以上、幅90cm以上の水平部分を設ける。

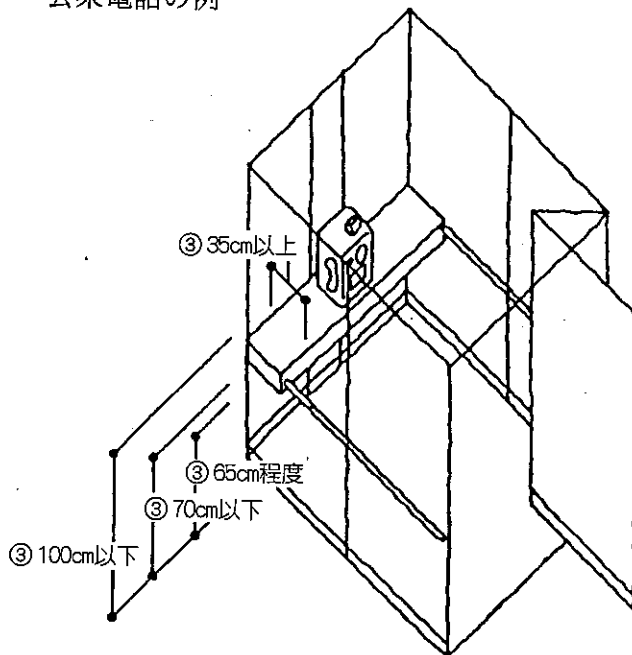
⑧ 水栓金具

★給水栓は、使用しやすいものを使用しやすい位置に取りつける。

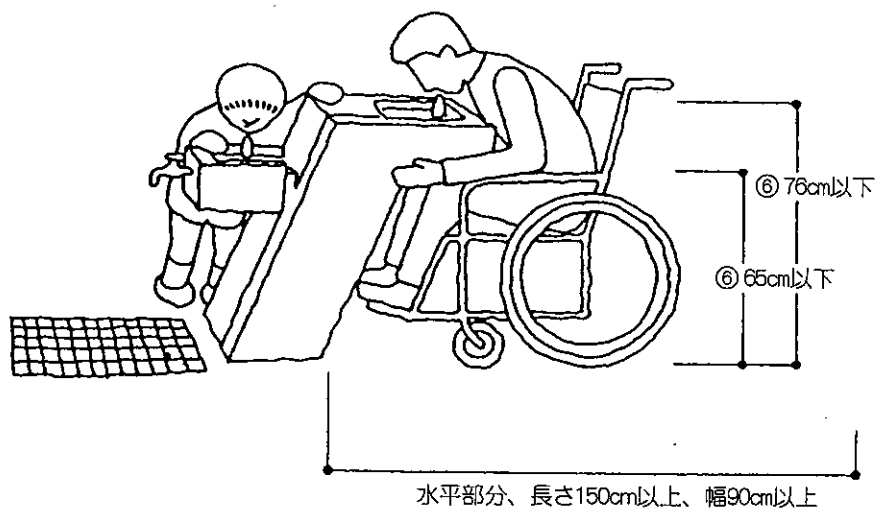
⑨ 床面仕上げ

★舗装は雨や雪で濡れても滑りにくく平坦な仕上げとし、砂利敷は車いすでの通行が困難なため用いない。

・ 公衆電話の例



・ 水飲み器の例



公 園

⑨ 案内・標示

① 案内板

★園内の要所に案内板を設ける。

★案内板は大きめの文字を用い、色の対比などを配慮し、わかりやすい位置に設置するものとし、中心高さは125cmを標準とする。

☆案内板には点字標示をし、あわせて触知図を設けることが望ましい。

★上部突出部の案内板・標示板を設ける場合は、視覚障害者の通行の支障とならないように、下端200cm以上とする。

② 文字標示

☆緊急避難に用いる公園にあつては、放送設備とともに、放送内容を視覚的に標示する電光掲示板などの文字標示の設備を設けることが望ましい。

③ その他の施設

⑨★雪・雨よけのあるあずまや、芝生広場などを設け、各施設へは手すりにより誘導する。

公 園

⑩ 建築物・屋内設備

●整備の基本的な考え方

- (1) 建築物の出入口と園路との高低差は極力押さえる。

【建築物および屋内設備の技術的標準については建築物に準ずる。】

公 園

⑪ 駐 車 場

●整備の基本的な考え方

- (1) 出入口付近に障害者の専用又は優先して使用できる駐車スペースを設ける。

【駐車場の技術的標準については建築物に準ずる。】

参 考 資 料

(参 考)

高齢者・障害者の特性等 111

車いす等の標準 118

高齢者・障害者の特性等

1. 障害者の身体機能障害と行動

ここでは障害者が生活上で感じる具体的な困難、不便、不自由の主なものをあげました。
しかし、これはあくまでもチェックリストであり、この他にもさまざまな不便、不自由があることに十分留意してください。

■ 身体機能障害と行動

身体機能障害の分類		主 な 補 装 具 等	補装具を使っでの行動可否 ○可能 △やや可能 ×困難																
			平 地 移 動	横 断 歩 道 と 段 差	階 段 登 降	斜 面 登 降	歩 道 橋	電 車 利 用	バ ス 利 用	タ ク シー 利 用	自 動 車 運 転	手 動 ド ア 開 閉	エ レ ベ ー タ ー	エ ス カ レ ー タ ー	和 式 便 所	洋 式 便 所	食 事	そ の 他 ADL 日常生活動作	各 種 案 内
肢 <																			

(注) いずれも原則としての可能性を示しており、実際には上表に合致しない場合があります。

2. 車いす使用者

車いす使用者にも車いすの操作能力からみると大別して次のように3つのタイプがあります。次表に示したのは主として次の(1)についてですが、他はここに補足して記しておきます。

- (1) 上肢と上部体幹はほぼ正常な、単独車いす使用者。

例：下位胸髄部での脊髄損傷、ポリオによる両下肢マヒ、両下肢高位切断などの身体障害者。

- (2) 上肢が弱い単独車いす使用者、または電動車いす使用者。

例：頸髄損傷による四肢マヒ、脳性マヒによる四肢マヒ、ジストロフィー症などの身体障害者。

このタイプの車いす使用者は、(1)よりも行動の困難な程度が強い。例えば、わずかな段差でも移動不可能で、斜面も昇降不可能あるいは緩い斜面しか昇降できません。また手の届く範囲は極めて限られ、車いすの回転スペースより広く必要とします。

脳卒中による片マヒ者で歩行不能な人も、片手と片足（床をける）で車いすを使うことも可能ですが、操作能力は低く、このタイプに準じます。

- (3) 上肢や体幹が弱く座位保持困難、または全身状態が低下していて、介助を要する車いす使用者。

例：脳卒中、高度の四肢マヒなどの身体障害者。

介助者がいるので車いすの移動回転には介助者の分も含めたスペースが必要です。

基 本 的 な 不 自 由	実 際 上 の 不 便 の 例
平地での移動はよいが、段差を登ることは困難。 ある程度以上急な斜面は登れない。	歩道の縁石、建物出入口の段差、段差、歩道橋 などは極めて不便。
溝にキャスター（車いすの小輪）がはまると動 けなくなる。	踏切、エレベーターのかごと床のすき間、金属 性の靴泥落としのすき間などが危険。
路面の凸凹、砂利道などは移動困難、ぬかるみ は通行不能。	未舗装の道、公園や庭園の道には不便が多い。
床と車輪との摩擦がある程度必要だが、それが 大きすぎると移動や回転が困難、また回転時に 床にかなりの摩擦を与える。	室内ではたたみを痛める。毛足の長いじゅうた んは不便。
幅の狭いところは通れない。	出入口ドアや廊下の幅に問題が多い。
狭いところでは回転できない。	廊下の曲がり角、出入口ドアの前後、便所の仕 切り内部などが狭いと困る。
横方向に直接移動することは不可能で、横への 移動には手間がかかる（往復移動が必要になる）。	カウンター、商品の陳列棚、図書室の書架、自 動販売機などの前ですぐ横に動けない。
高いところに手が届かない。	棚、物入れ、引出しなどの使える高さが限られ る。エレベーターの操作ボタン、公衆電話など の位置が高くて使いにくい。
低いところに手が届かない。	下の方の引出しやコンセントが使えない。 床にあるものをひろえない（補助具が必要）。
横方向や前後方向にも手が届く範囲が限られる。	台所の棚、商品の陳列棚、カウンター、図書室 の書架、自動販売機、水飲み台などに手が届か ない。特に前方については、車いすの足台ある いは肘受けがつかえてしまって、上記のような ものが使いにくい。
移動時には両手がふさがる。	雨の日に傘がさせない。
頭（上半身）の位置が低い。	手洗い器、台所の流し、鏡などの位置が高すぎ る。
膝、肘受けの高さが通常の座位よりも高い。	机、テーブル、流し、手洗い器などの下に膝が 入らない。
車いすから他のものへの乗り移りにスペースが 必要。	ベッドや便器の周囲、浴室などが狭いと使えな い。駐車場では、ドアを開いて車いすに乗り移 るだけの幅の余裕がないと困る。

3. 歩行困難者

歩行困難者にも大別して次のような3つのタイプがあります。次表は主として次の(1)について記しましたが、(2)もほぼ同様です。

- (1) 松葉杖使用者：例としては、ポリオ、脊髄損傷による両下肢マヒで下肢にもわずかな力のある人、あるいは完全マヒだが装具を使う人など、また骨折などによる一時的な身体障害者。
- (2) 杖使用者：脳卒中による片マヒ者など。
- (3) 杖なしの歩行困難者：脳卒中による片マヒ者、義足使用の切断者、高齢者、妊婦など。
歩行能力の程度によりますが、一般に段差の昇降は困難、また床面や路面の滑りは危険が多い。

基 本 的 な 不 自 由	実 際 上 の 不 便 の 例
段差や斜面の移動が困難。	建物入口の大きな段差を昇降できない。 階段、歩道橋などの昇降ができないことが多い (手すりさえあれば可能なこともある)。 斜面では滑ったり、体のバランスがとりにくく 不安定である。
足先がひっかかると転倒の危険がある。	路面の凸凹、階段の段鼻などは危ない。
杖先が滑ると危険。	床仕上げが滑りやすいと困る。 砂利道やぬかるみは歩けない。
溝に杖先がはまると危険。	踏切、エレベーターのかごと床のすき間などに 注意を要する。
松葉杖の先が開くので、幅の狭いところは歩き にくい。また回転スペースが広く要る。	廊下や出入口の幅、便所内のスペースの狭さに 困る。
しゃがめない。	和風便所が使いにくい。
低いところに手が届かない。	コンセントの位置、下の方の引出しなどが使え ない。

4. 聴覚障害者

聴覚障害者とは、一般的には、ろう、高度難聴、中度難聴、軽度難聴などに分けられます。ろうとは、疾患、事故などのために聴覚が侵され、全く聞こえないか、きわめてわずかししか聴力が残っていないために、会話音が聞き取ることができない者で、難聴とは、ろうほどではないが、正常な耳に比べて、聴力が劣り、会話音を完全に聴取することが困難な者をいいます。従って難聴にはその残存聴力の程度によりいろいろの段階に分けられます。しかしここでは、分類にもあまり意味がありません。ただ中途失聴者は相手の話が聞こえないだけで、発音やその他について異質感はあまりありません。

基 本 的 な 不 自 由	実 際 上 の 不 便 の 例
音が聞こえないため、視覚、におい、触覚などに頼るしかない。 特にお互いの意志の伝達に問題がある。	自分の意志の伝達が困難、特に先天性の疾患者は、言葉が全く話せない者が多いため、困難度が高い。
警報器、信号、ブザーなどは利用できない。	災害の伝達方法がむずかしい。特に睡眠中の災害は知らせることが困難。 電話などの利用ができない。 自動車の警笛音は聞こえない。
文章の理解度が低い者が多い。	難解な文章は理解できない。

5. 高 齢 者

一口に高齢者といっても、個人差が大きく一概には言えません。しかし、ある年限を経ると生理的に変化が起きてくるのも事実であり、呼吸機能、視覚、聴覚、きゅう覚、平衡感覚、循環器機能、中枢神経など、あらゆる機能が衰退してきます。65才以上の高齢者の生理的機能は成人の半分以下であるといわれています。

基 本 的 な 不 自 由	実 際 上 の 不 便 の 例
3. 歩行困難者、4. 聴覚障害者、6. 視覚障害者の項も参照。	
身体寸法は成人より小さく、背、腰の曲がりがある。	押入れ、天袋、スイッチ、コンセントなど、高い所のものは使いにくい。 市販の台所器具などは高すぎる。
呼吸機能が衰え、疲労しやすい。	階段の昇降が困難である。
きゅう覚が衰えている。	ガス漏れに気付かない。
循環器機能が衰えている。	風呂、トイレなどで急に立ちあがったり、大きな温度差があると立ちくらみを起こしやすい。
骨がもろくなっている。	転倒すると骨折しやすい。

6. 視覚障害者

視覚障害者とは、障害の程度により、全盲、弱視およびその他に分けられますが、ここで区分する場合には点字を必要とする者と、普通の本は読めないが大型の活字または拡大鏡や照明などの特別な措置をすれば利用することができる者と、さらに視力以外の視機能障害（例えば視野狭さくなど）に分けています。

〈全盲・（点字を必要とする者）〉

基 本 的 な 不 自 由	実 際 上 の 不 便 の 例
歩行には、歩行幅、歩行距離、足裏の感触、音などに頼るしかない。	直接コースは比較的よいが、蛇行がむずかしい。 道路両端の位置がわからない。両端の段差、溝は落ちる恐れがある。 信号機は見えないため危険。 バス路線などのコースに変更があったり停車位置に変更があると危険。 路上の一時的な障害物は危険。 危険物の記号が認知できない。
日常的な伝達方法として音に頼るしか方法がないので不便。	騒音が会話などの伝達音を消してしまうので不便。
型、位置、状態を確認することが困難。	銀行、商店などの位置の確認が困難。 出入口の位置の確認が困難。 出入口のタイプ、開閉がわからない。 商品の選択が困難。 商品の値段の確認が困難。 便所のタイプ、足の位置の確認が困難。
読み書きができない。	記述による諸注意事項が読めない。 市役所、銀行、郵便局などにおける記述が困難。

〈弱視・視機能障害〉

基 本 的 な 不 自 由	実 際 上 の 不 便 の 例
基本的には全盲に準じる。	
色盲は色の区別が困難。	第一色覚異常：赤、青緑→灰色にみえる 第二色覚異常：緑、赤紫→灰色に見える 高 齢 者：青→黒くみえる ：黄色→白くみえる
視野狭さくは、見える範囲が狭いため困難。	色による注意事項はよく見分けがつかない。 周辺の事情を素早く認識できない。 遠くや横からくる自動車などを早く認識できない。
弱 視	大きく書かれた字は読めるが、小さな字は読めない。 型の認識がむずかしい。

7. 上肢障害者

上肢障害者とは、巧緻障害といわれるように細かい作業が困難であり、建築物使用上にも不便が多い。配慮内容については、上記各障害者における実際上の不便の例を十分参照してください。

車いす等の標準

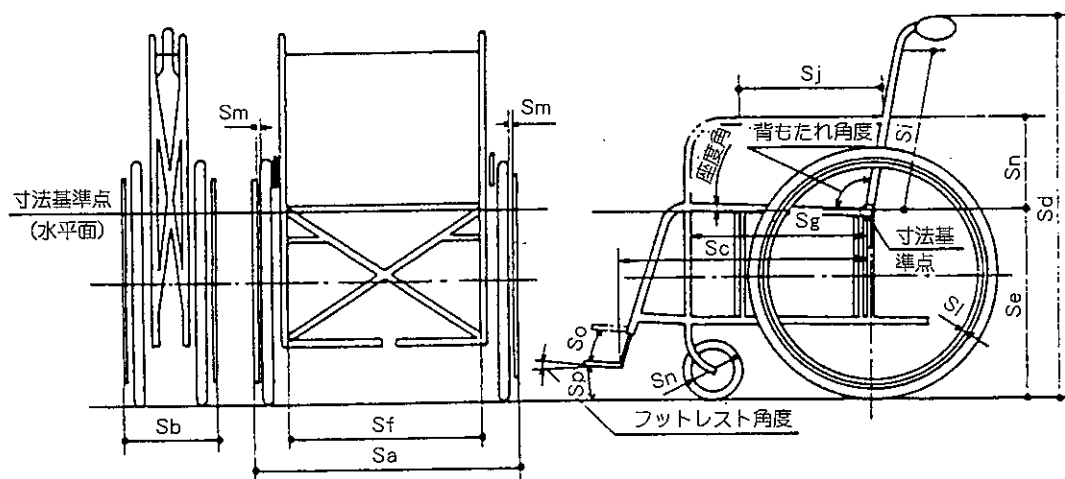
1. 車 い す

車いすの寸法は、JIS T9201（車いす）に規定されています。

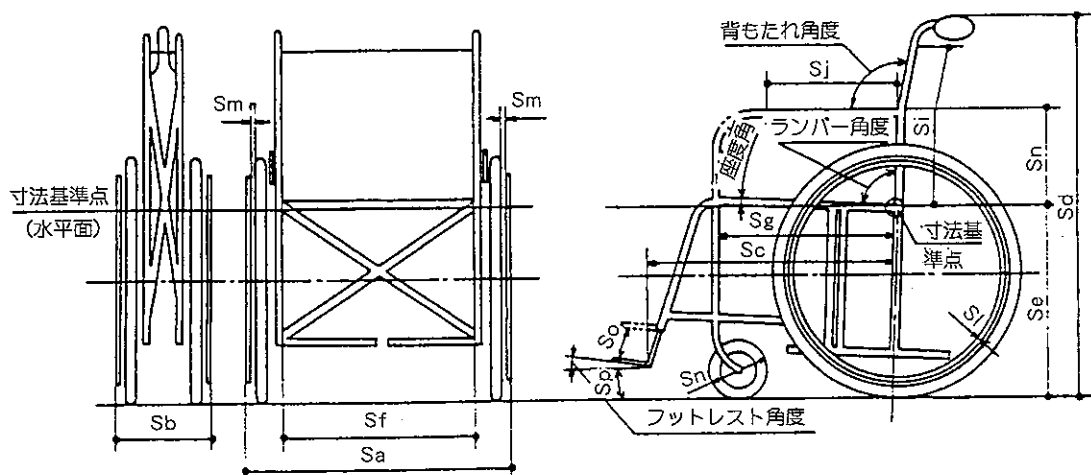
〈参考〉

- (1) 特注品の寸法は、一般にJIS規格より小さい傾向にあります。
- (2) キャスター幅より溝幅の方が大きいと、キャスターは溝に落下しますが、キャスターがゴム製であるのと接地面がUのようになっているので実際は11mm程度の溝幅でも落輪することもあります。

●ダブルブレース形



●シングルブレース形



●JIS規格による車いすサイズ

単位：mm

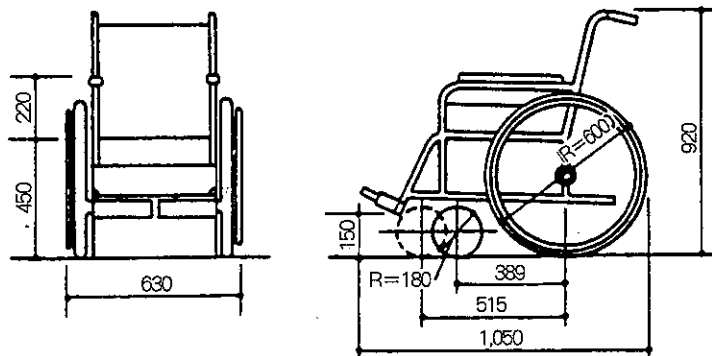
記号	優 位	寸 法			備 考
		大 型 (呼び 24)	中 型 (呼び 22)	小 型 (呼び 20)	
Sa	全 幅	630以下			使用時における左右ハンドリム間の外側寸法
Sb	折りたたみ幅	300以下			折りたたみ時における左右ハンドリム間の外側寸法。ただし、シングルブレース式を除く。
Sc	基準点からフットレスト	650以下	570以下		基準点からフットレストとプレートシャフトの交点までの水平距離
Sd	全 高	920以下			床から握り上縁までの最大寸法
Se	床 から 座	450	400	380	床から基準点までの寸法
Sf	座 幅	420,400,380,360,330又は300			使用時におけるフロントパイプの内側寸法
Sg	座 奥 行	400		350	基準点からフロントパイプ内側寸法
Sh	座 から ひ じ	220	200	190	座取付け用シートパイプ上縁から、ひじ当て上縁までの寸法
Si	背もたれ高さ	400,380,360又は340			基準点から背板上端までの寸法
Sj	アームパイプ ひ じ 当 て 部	250以上			—
Sl	ハンドリムの握 り 径	15以上			ハンドリムの握り部分の径
Sm	ハンドリムの取 付 け 間 隔	20以上			駆動輪リムとハンドリムとのすきま
Sn	自 在 輪 径	125,150,180又は200			外径寸法
So	フットレスト調整範囲	90以上			—
Sp	フットレストの最低地上の高さ	50以上			フットレストの最下端から床までの寸法

●車いすの種類

単位：mm

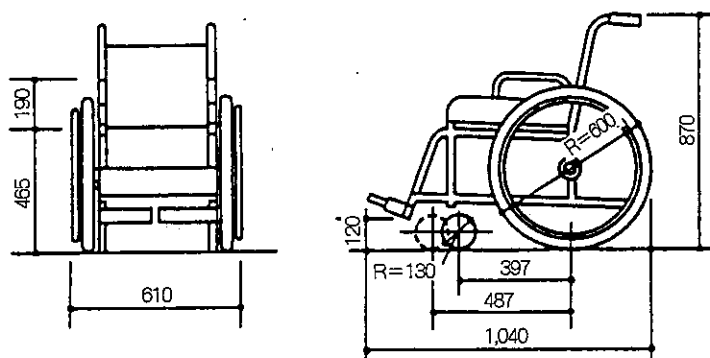
JIS大型

横幅、前後幅共に広い。



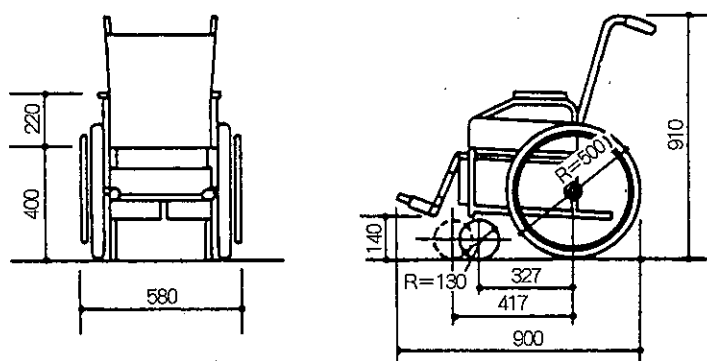
スポーツ型

前輪が小型でアームが低く、バックしている。



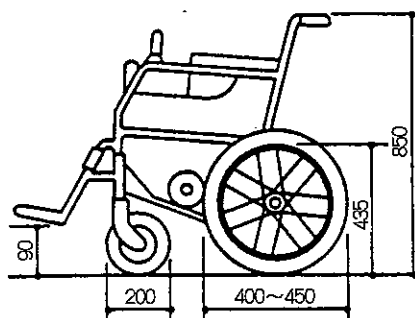
JIS中型相当

横幅、前後幅がせまく、機動的。



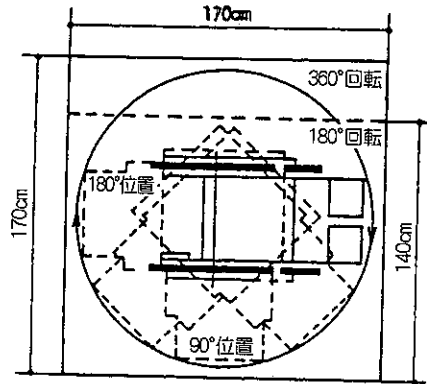
電動車いす

JIS T9203（電動車いす）に合格するものが各メーカーから製品化されてきている。上肢健全者が操作する車いすに比較して登坂能力に優れている。遊動輪を用いてかなりの段差を乗越えられるものがある。



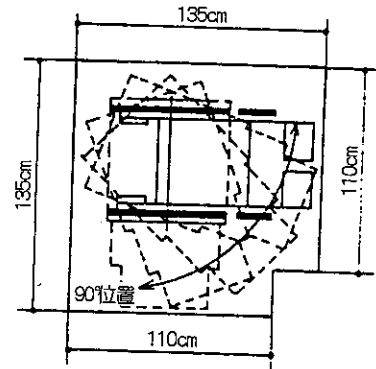
●回転寸法

車いす中心に180°、360°回転に必要な最小寸法
固定した軸を中心に180°、360°回転するのに必要な最小空間

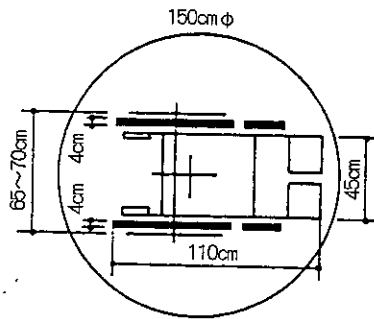


90°方向転換に必要な最小寸法

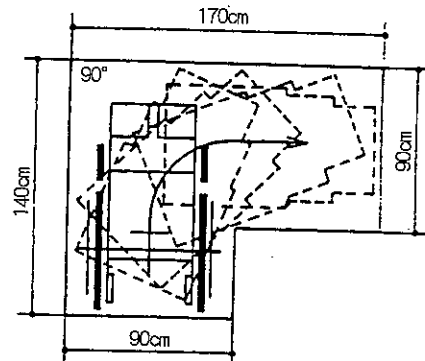
非常に巧みであるか、非常に時間をかけてよければ90°回転後、車いすを側壁にもどし、これからまた、90°回転することにより合計180°回転が可能である。



回転に必要な最小寸法

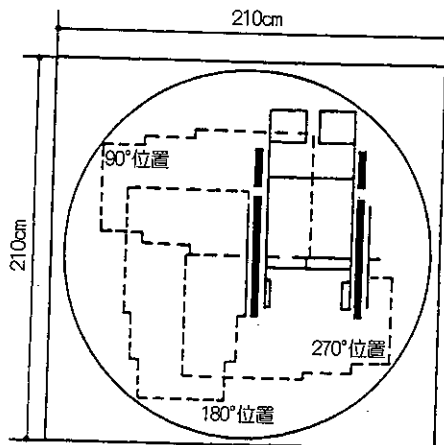


90°角通過に必要な最小寸法



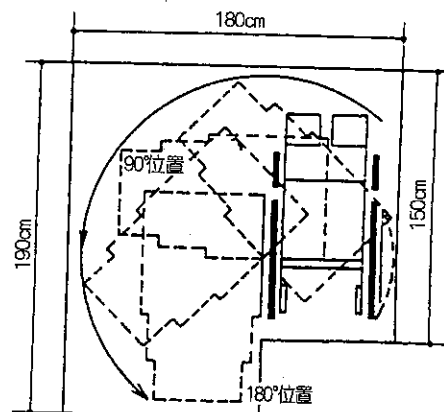
片側の車輪を中心に360°回転に必要な最小寸法
片まひ用車いす（電動いす最小空間）

90°回転 最小 150×180cm
180°回転 最小 180×190cm

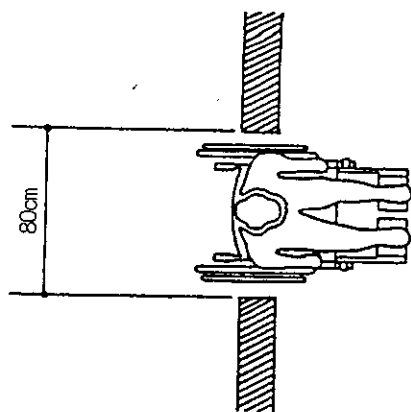


180°方向転換に必要な最小寸法

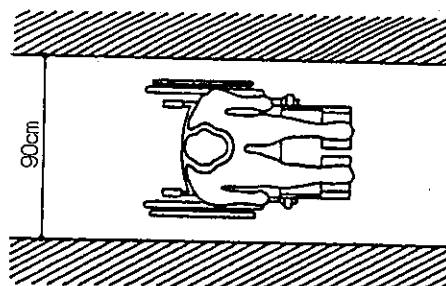
片まひ用車いす（電動いす最小空間）



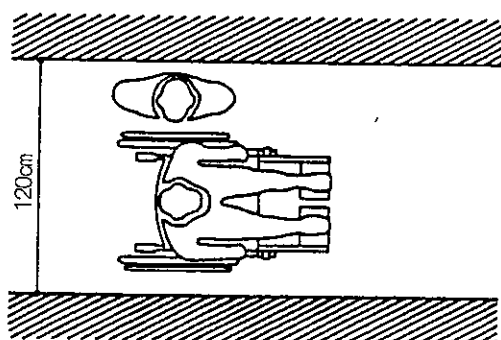
● 通行スペース



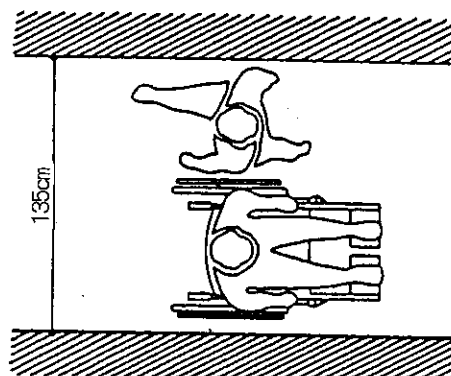
① 通 過



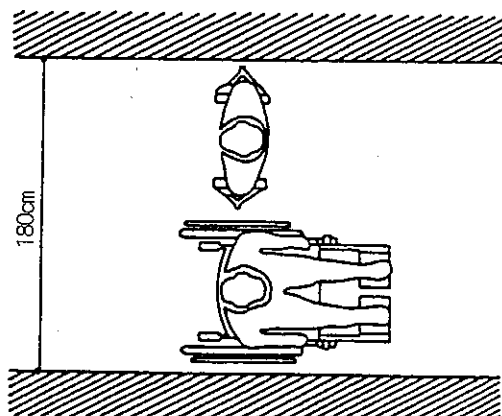
② 車いす使用者の通行



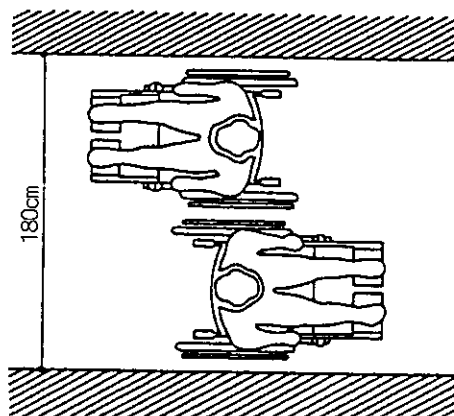
③ 車いす使用者と横向きの人
(健常者) とのすれ違い



④ 車いす使用者と人 (健常者)
とのすれ違い



⑤ 車いす使用者と松葉杖使用者
とのすれ違い



⑥ 車いす使用者同士のすれ違い

鶴岡市の建築物等に関する福祉環境整備要綱

平成16年4月発行 第2版

発行 鶴 岡 市

〒997-8601 鶴岡市馬場町9-25

TEL (0235) 25-2111

FAX (0235) 24-9071

印刷 (有) 杉 葉 堂 印 刷